

資料.4

求職者支援訓練の認定申請について (e ラーニングコース)

求職者支援訓練の認定基準等について（e ラーニングコース用）	1
（令和6年12月2日掲載）	
求職者支援訓練の選定方法（e ラーニングコース用）	7
（令和6年10月1日以降に申請する訓練科から適用）（令和6年12月2日掲載）	
サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点	18
求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項	
（e ラーニングコース用）	20
（令和6年11月29日以降に申請する訓練科から適用）（令和6年12月2日掲載）	
求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項	
（e ラーニングコース用）	153
（令和6年12月2日掲載）	

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

項目	内容	認定基準
1 求職者支援訓練の趣旨及び内容	(1) 求職者訓練の趣旨 求職者支援訓練は、特定求職者が、できる限り早期に、より安定した職業生活に移行できるよう、必要な技能及びこれに関する知識を付与するため、有効な職業訓練として行われるものであること。 (2) 求職者訓練の内容 実践訓練(実践コース) 基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための職業訓練。 eラーニングコース 実施日が特定されていない科目を含む職業訓練。	
	(3) 連続受講 求職者支援訓練又は公共職業訓練の修了後1年を経過する前に、連続して受講できるのは、基礎コース修了後に実践コース若しくは公共職業訓練を受講する場合又は「総合雇用対策」等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について(平成13年12月3日付け厚生労働省発能発第519号)の別添「委託訓練実施要領」で定める「実務に役立つIT活用力習得コース」を受講後に実践コースを受講する場合のみであること。	
2 厚生労働大臣による職業訓練の認定	(1) 職業訓練実施計画 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。 (2) 訓練の意義 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。 (3) 基準への適合 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 法第4条第3項の規定により、厚生労働大臣は、同条第1項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとすることとしたこと。	
3 職業訓練の認定の申請	求職者支援訓練の認定を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に応じ、機構の定める期間内に、職業訓練認定申請書に厚生労働省人材開発統括官が定める書類を添えて機構に提出しなければならないこととしたこと。	
4 職業訓練の認定	厚生労働省令で定める基準は、以下のとおりとしたこと。	
(1) 訓練を行う者	次のいずれにも該当する者であること。 ① 職業訓練の実績 職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下4において「申請職業訓練」という。)について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあること。 ② 過去の就職率(雇用保険適用就職率)等 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る求職者支援訓練を行った場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。 イ 過去3年間の就職率(雇用保険適用就職率)(同一都道府県、同一分野) 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内(実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあっては、全国)において、連続する3年の間に2コース以上の求職者支援訓練を行った場合(当該2コース以上の求職者支援訓練が終了した日が連続する3年の間にある場合に限る。)には、当該訓練の受講を修了した(2)の特定求職者等(以下「修了者」という。)及び当該訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となったことを理由として当該訓練を受講することを取りやめた者(以下「就職理由退校者」という。)(以下「修了者等」という。)の就職率(雇用保険適用就職率)をいいう。同じく(イ)が、次に掲げる訓練区分に応じ、2コース以上の当該訓練について、次に定める割合を下回るものでないこと。ただし、当該訓練の修了者等の就職率が次に定める割合を下回ることが明らかになった日から起算して1年を経過する場合はこの限りではない。 (イ) 基礎コース 百分の三十一 (ロ) 実践コース 百分の三十五 ※ 就職率(雇用保険適用就職率)の算出方法 なお、ここでいう「就職率(雇用保険適用就職率)」とは、修了者のうち当該求職者支援訓練が終了した日の翌日から起算(令和元年12月31日以前に開講する訓練コースについては、当該求職者支援訓練が終了した日から起算)して3か月を経過する日までの間に雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者となった者(当該求職者支援訓練が終了した日において65歳以上の者を除く。)及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となつた者の合計数が、修了者(訓練終了日において65歳以上の者及び基礎訓練の修了者のうち連続受講(基礎コースから実践コース又は公共職業能力開発施設の行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)までの連続した受講(公共職業安定所長が認定したものに限る。)をいう。)をする者を除く。)及び就職理由退校者の合計数に占める割合(当該求職者支援訓練が終了した日から起算して4か月を経過する日までの間に当該求職者訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。)をいいうものであること。 ロ 就職率の基準不適合 連続する3年の間に2コース以上の訓練の就職率が、上記イ(イ)及びロ(ロ)に掲げる割合を下回った日から起算して1年を経過した日以後に、再び連続する3年の間に2コース以上の訓練の就職率が上記イ(イ)及びロ(ロ)に掲げる割合を下回るものではないこと。ただし、再び連続する3年の間に2コース以上の訓練の就職率が上記イ(イ)及びロ(ロ)に掲げる割合を下回ることが明らかになった日から起算して5年を経過する場合はこの限りではない。 ハ 改善計画の提出状況 申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内(実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練を行おうとする場合にあっては、全国。)において、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第5条の規定により機構に提出する当該求職者支援訓練に係る就職状況報告書(以下「就職状況報告書」という。)における当該訓練の修了者等の就職率(雇用保険適用就職率)が、イ(イ)及びロ(ロ)に掲げる求職者支援訓練の区分に応じ、それぞれイ(イ)及びロ(ロ)に定める割合を下回る場合にあっては、当該就職状況報告書を機構に提出した後、当該求職者支援訓練を行つた同一の都道府県の区域内(実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練を行つた場合にあっては、全国)において初めて機構に対し当該求職者支援訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率(雇用保険適用就職率)の改善に関する計画を提出したこと。 ニ 就職状況回収率 連続する3年の間に2コース以上の求職者支援訓練を行つた場合(当該2コース以上の求職者支援訓練が終了した日が連続する3年の間にある場合に限る。)には、当該求職者支援訓練に係る就職状況報告書において、当該求職者支援訓練が終了した日の翌日から起算(令和元年12月31日以前に開講する訓練コースについては、当該求職者支援訓練が終了した日から起算)して3か月を経過する日までの間の就職に関する状況が確認された修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数が当該求職者支援訓練の修了者等の数に占める割合(以下「回収率」という。)が、2コース以上の当該訓練について、百分の八十を下回るものでないこと。ただし、連続する3年の間ににおいて2回目に回収率が当該割合を下回つた求職者支援訓練に係る就職状況報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する場合はこの限りではない。	
③ 国、地方自治体等でないこと	国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。)、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと。	
④ 帳簿の適切な保管	申請職業訓練の実施日、受講者その他の申請職業訓練に関する事項を記載した帳簿を適切に保管すること。	
⑤ 業務運営体制の構築	申請職業訓練に係る苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。 なお、苦情は講師以外の者が受け付けること。 また、やむを得ず訓練を途中で中止した場合であっても、受講者保護等の観点から、訓練中止後に必要な対応(職業訓練受講給付金支給申請書(様式B-6)の受取證明等)が可能な体制を確保されていること。	
⑥ 個人情報の適切な管理	申請職業訓練の受講者の個人情報を取り扱うに当たって、当該者の権利及び利益を侵害することのないような管理及び運営を行うこと。	
⑦ 責任者の配置	申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者(以下「施設責任者」という。)を配置すること。 なお、通信の方法により訓練を実施するコース(通所を伴わないコースに限る。)のみを行う施設においては、通信の方法による他のコース(通所を伴わないコースに限る。)のみを行う施設との兼務を可能とすること。 ※兼務を可能とする訓練コース数については、訓練コースにおけるトラブル等の発生に際して、訓練の適正な実施を管理できる範囲とすること。	

項目	内容	認定基準
⑧ ④～⑦以外に適正な業務運営体制	④から⑦までに掲げるもののほか、申請職業訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。具体的には、⑤の苦情を受け付ける者、⑦の施設責任者のほか、受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する窓口としての事務担当者を配置すること等であること。	
⑨ 欠格要件	次のいずれにも該当しない者であること。	
イ 罰則適用者	法、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	
ロ 租税等の納付が適正に行われていない者	その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料(所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料をいう。並びに労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていない者	
ハ 重大な不正行為により認定を取り消された者	過去に求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し重大な不正の行為をしたことを理由として、法第4条第2項の規定により同条第1項の認定の取消を受けた者又は過去に求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し重大な不正の行為をしたことにより、当該求職者支援訓練が同条第一項各号のいずれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者(当該認定の取消又は同項各号列記の事項への不適合(以下ハにおいて「認定の取消し等」という。)が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った求職者支援訓練に係るものであって、当該認定の取消し等の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該求職者支援訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に關して当該求職者支援訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該求職者支援訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消を受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。ハ、ニ、ホ及びヨにおいて同じ。)又は役員であった者を含む。)	
ニ 認定取消しから5年を経過しない者(ハの者を除く。)	法第4条第2項の規定により同条第2項の認定の取消を受けた者(ハの重大な不正の行為を理由として認定の取消を受けた者を除く。)、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認定の取消しが求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し不正の行為をしたことを理由とするものにあっては当該認定の取消しが申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った求職者支援訓練に係るものであって、当該認定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該求職者支援訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に關して当該求職者支援訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該求職者支援訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消しが求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し不正の行為をしたこと以外を理由とするものにあっては当該認定の取消しが申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った求職者支援訓練に係るものに限るものとし、当該認定の取消を受けた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。)	
ホ 5年以内に行なった訓練が不適合と認められた者	過去5年以内にに行った求職者支援訓練が法第4条第1項各号のいずれか(ハの重大な不正の行為をしたことに際し厚生労働大臣が認めた者に係るものを除く。)に適合しないものと厚生労働大臣が認めた者(当該同項各号列記の事項への不適合が求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し不正の行為をしたことに際するものにあっては当該同項各号列記の事項への不適合が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った求職者支援訓練に係るものであって、当該同項各号列記の事項への不適合の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該求職者支援訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に關して当該求職者支援訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該求職者支援訓練を行う者が当該同項各号列記の事項への不適合の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該同項各号列記の事項への不適合が求職者支援訓練に係る職務の遂行に際し不正の行為をしたこと以外によるものにあっては当該同項各号列記の事項への不適合が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った求職者支援訓練に係るものに限るものとし、当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。)	
ヘ 暴力団関係者①	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下ハにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下(1)において「暴力団員等」という。)	
ト 暴力団関係者②	暴力団員等がその事業活動を支配する者	
チ 暴力団関係者③	暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者	
リ 破防法該当団体等	破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行なった団体及びその構成員	
ヌ 風俗営業業務従事者	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者及びこれらの営業に係る業務に従事する者	
ル 会社更生法等手続申立者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者	
ヲ 認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者	精神の機能の障害により申請職業訓練を適正に行なうに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者	
ワ 破産者	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
カ 未成年者の法定代理人等が欠格事由に該当する者	営業に際し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからワまでのいずれかに該当するもの	
ヨ 欠格事由に該当する役員	申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちにイからカまでのいずれかに該当する者があるもの	

項目	内容	認定基準
タ 不適切な行為を行った者	イからヨまでに掲げるもののほか、その行った求職者支援訓練(申請職業訓練を行う者が過去5年以内に行ったものに限る。)に関する不適切な行為(当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った求職者支援訓練に係るものに限る。)をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により求職者支援訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者なお、タの例として、以下のようないくつかが想定されること。 <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準に反する求職者支援訓練を行ったこと。 ・都道府県労働局(以下「労働局」という。)又は機構による指導に従わなかったこと。 ・受講希望者が定員の半数に満たなかったこと以外の理由により訓練を中止したこと。 ・認定を受けた内容を変更して求職者支援訓練を実施したこと。 ・公共職業訓練、基金訓練等の公的職業訓練を実施した際、国、中央職業能力開発協会等の業務改善指示に従わなかった実績があること。 ・雇用保険法第4章の規定により支給される給付金を不正受給した又は不正受給しようとした訓練実施機関であって、労働局が当該不正に係る給付金について不支給決定した又は支給を取り消したもの(当該不支給決定又は支給取消しにより当該給付金を不支給とされている期間に限る。)であること。 ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること。 ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ・その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。 ・緊急人材育成支援事業における訓練奨励金等及び短期集中特別訓練事業における短期訓練実施奨励金等において不正受給した又は不正受給しようとした訓練実施機関であって、中央職業能力開発協会が当該不正に係る訓練奨励金等について不支給決定した又は支給を取り消したものであること。 ・本人の承諾の有無にかかわらず、受講希望者、受講者、退校者又は修了者に訓練実施機関が関係する他の訓練(公的職業訓練に限らない。)や商品等について情報提供、勧誘、斡旋等のいずれかを行ったことにより、労働局又は機構の指導を受け、これに従わなかったこと。 ・訓練時間内において、受講者へ訓練実施機関、関連会社その他特定企業に係る個別具体的な雇用、職業紹介又は派遣登録に関する情報提供を行なったこと、又は、訓練時間外に受講者の意思に反してこれらの情報提供を行なったことにより、労働局又は機構の指導を受け、これに従わなかったこと。 	
(2) 訓練の対象者	①に該当し、かつ②のイ～ハのいずれかに該当すること。 ①法第2条に規定する特定求職者であって法第12条第1項の規定により公共職業安定所長の指示を受けたものその他公共職業安定所長が求職者支援訓練を受講することが適当であると認めた求職者(以下「特定求職者等」という。)であること。 雇用保険の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を含む。)は訓練の対象者としないものであること。在職中の公務員、会社役員等は原則として訓練の対象者としないものである必要に応じ対象者とすることも可能であること。 ②以下イ～ハに掲げる配慮を必要とする特定求職者等に限定する。 イ 下記(イ)～(ハ)に該当する者であって、子の養育や介護を理由に外出が制限される者 (イ)乳児、幼児又は小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に就学している子を養育する特定求職者等 (ロ)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第4号に規定する対象家族を介護する特定求職者等 (ハ)中学生以上の障害児を養育する者や、上記(ロ)対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等 ロ 居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する特定求職者等 ハ 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といつてもゆる非正規雇用労働者)等の在職中の特定求職者等、訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする特定求職者等	
(3) 教科	次のいずれにも該当するものであること。	
① 対象となる教科	その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。	
② 対象とならない教科	次のいずれにも該当しないものであること。	
イ 対象とならない教科①	社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの。具体的には、以下のようないくつかが考えられる事。 ・職業能力の開発、向上に関連しないもの ・就職との関連性があつても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの ・職業能力のごく一部を開発・向上するにすぎないもの、通常の就職に当たつて必要ないもの	
ロ 対象とならない教科②	当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの。	
ハ 対象とならない教科③	法令に基づく資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資するものとして適当ないと認められるもの。具体的には、以下のようないくつかが考えられる事。 ・業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであつて、当該資格取得に資するために6ヶ月を超えるコース設定が必要なもの。 ・当該資格の社会的認知度が総じて低いもの。 ・法令に基づく資格であつて、当該資格の取得に必要な試験に合格する者の数があらかじめ限られており、かつ、相当程度少ないもの。 ・特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの。 ・特定の資格を既に有する者のみを対象として当該資格と同等以上の技能及びこれに関する知識の習得を目的とするもの。(基礎コースのうち、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む)又は看護師若しくは准看護師の職場復帰支援に係る内容を含む職業訓練(「職場復帰支援コース」という。)を除く。)	
ニ 対象とならない教科④	その他特定求職者の就職に資する職業訓練として適当ないと認められるもの。 ・受講に当たり特別な能力を必要とすることにより受講対象者が極めて限定されるもの。 ・他者に対し侵襲性の高い行為を実施するもの。	
(4) 訓練期間	2か月以上6か月以下の適切な期間であること。	
(5) 訓練時間	1か月につき80時間以上であること。	
(6) 施設及び設備	教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を適切に行なうことができると認められるものであること。具体的には次の要件をすべて満たしていること。 ※印のついた項目については、通所の方法による訓練を訓練期間中に行わない場合、要件として考慮しないこと。	
① 教室の面積※	教室の面積は、受講者1人当たり1.65m ² 以上であること。	
② 実習室の面積※	実習室の面積は、実技が適かつ安全に実施できるよう配慮されていること。	
③ 事務室の整備※	事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること(衝立等の仕切りは不可)。	
④ 訓練環境の整備※	受講者が快適かつ衛生的に教育訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別であること)、洗面所等施設、設備が整備されていること。	
⑤ 分煙対策等※	教室及び自習用教室(確保する場合)は、全面禁煙であること。休憩室又は昼食場所を確保する場合は、禁煙又は分煙対策が施された場所であること。	
⑥ 教室の設備※	教室は、教育訓練に必要な受講者用の机・イス及び教育訓練用掲示機材(ホワイトボード等)が必要数整備されていること。	

項目	内容	認定基準
(7) 機器使用上の留意点※	労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用に当たっては、これに関する必要な措置が講じられていること。	
(8) パソコン使用上の留意事項	訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、上記のほか、次の要件を全て満たしていること。	
イ パソコンの設置台数 ※	パソコンは、受講者1人1台の割合で設置されていること。	
ロ ソフトウェアの許諾契約	ソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること(体験版の使用は含まない。)。	
ハ OSのバージョン	OSはサポート対象内のバージョンであること。	
ニ ソフトウェアのバージョン	ソフトウェアの種類(バージョンの新旧)は、認定申請時点でサポート対象になっているものであること。	
ホ インターネットへの接続 ※	インターネットの接続が必要な訓練内容の場合、訓練時間中に全てのパソコンがインターネットに接続できること。	
ヘ プリンタの設置台数 ※	プリンターを使用する場合にあっては、受講者10人に1台(レーザープリンタの場合は30人に1台)以上の割合で設置されていること。	
ト ビデオプロジェクタ等の設置 ※	ビデオプロジェクター等により授業中に講師のパソコンの画面を受講者が常時確認できること。	
チ 機器設置にあたり講じる安全措置 ※	教室はOAフロア又はパソコンの配線が固定され、安全措置が執られていること。	
リ カリキュラムに即した設備・機器 ※	その他当該訓練科のカリキュラムに記載した設備・機器を使用できること。	
(7) 訓練の受講管理のためのシステム	訓練の受講管理のためのシステム(Learning Management System. 以下「LMS」)については、次の要件を全て満たしていること。	
① LMSのサポート体制	受講者からの操作方法等の質問に対し、対応できること。	
② 必要な機能	次のすべての機能を有していること。	
イ 受講記録の管理	受講者ごとの訓練受講時間(教材にアクセスしていた時間)及びアクセスした教材を暦日ごとに記録・管理できること。	
ロ 受講記録の確認	暦日毎の教材にアクセスしていた時間数について、受講者が確認できること。	
ハ 習得度確認テストの実施	習得度確認テストの実施状況と成績を記録・管理できること。	
ニ アクセス権の設定	習得度確認テストを実施しない限り、次のユニットへアクセスできないようにするなど、受講生がアクセスできるコンテンツを管理できること。	
ホ 本人確認機能	教材等にアクセスした者が受講者本人であることを個人認証ID及びパスワード等により確認できること。	
(8) 同時双方向の通信による訓練	実施日を定めて実施する科目を同時双方向の通信により実施する場合は、次の設備等を備えていること。	
① 同時双方向型	同時双方向型(テレビ会議システム等を使用し、講師と受講者が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの。)の訓練を円滑に実施できる機器及び十分な通信速度があるインターネット接続環境。	
② 接続の復旧体制	訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に受講者に迅速に連絡をとれる方法が確保されており、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制。	
(9) 教材	申請職業訓練の内容と整合しており、通所及び通信の方法(同時双方向型)の訓練と同等の訓練効果が期待できる適切な教材を使用すること。また、教材は訓練実施機関が自ら作成したものであることが望ましいが、外部企業等が提供する教材を訓練実施機関が選択し使用することも可能であり、その場合には、教科の委託にはあたらないものとすること。	
(10) 受講者の数	職業訓練1コースにつきおおむね10人からおおむね30人までであること。	
(11) 訓練受講に係る費用	入学料(受講の開始に際し納付する料金をいう。以下同じ。)及び受講料が無料であること。また、申請職業訓練を受講する特定求職者等が所有することとなる教科書その他の教材等に係る費用としてあらかじめ明示したものを除き、無料であること。 ※通信の方法により訓練を実施する場合、受講に必要となる設備及びインターネット接続環境を有していない受講者に対しては、実施機関がパソコン・タブレットやモバイルルータ等を無償で貸与することが望ましいが、無償で貸与できない場合は、受講者が自ら用意する、又は実施機関が有償で貸与することとする。また、その通信費は受講者が負担することができる。	
(12) 講師	教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。 具体的には、次の要件を全て満たしていること。	
① 資格要件	講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とすること。 具体的には、能開法第30条の2第2項(職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者)の規定に該当する者(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。)第48条の3各号の規定に該当する者。例えば、大卒、4年以上の実務経験、能開則第39条第1号の厚生労働大臣が定める講習修了)、同項の規定に該当しない者にあっては5年程度の実務経験を有する者が該当すること。	

項目	内容	認定基準
(2) 経験①	全ての講師に、指導等業務の経験を求めるものであること。	
(3) 経験②	IT分野の科目を担当する講師の「適切な経験」とは、具体的には次のとおりであること。当該分野の専門的な指導経験(職業訓練等における指導経験を含む。)、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であること。	
(4) 経験③	企業実習においては、上記に定める者のほか、職場等において指導する内容に熟知しており、かつ、適切に実施できる者も講師となれること。	
(5) 講師の数	<p>講師の数は、受講者に対する対面指導や、質疑応答に対応できるよう、最低1人以上を配置することとするが、指導の難易(度)、受講者の特性を踏まえたきめ細かい指導の必要性に応じた必要な講師の数を確保すること。</p> <p>※実技(パソコンを使用する科目を含む。)においては受講者15人までは1人、15人を超えるときは2人以上(助手を含む。)の配置を標準とし、学科においては受講者30人までは1人の配置を標準とすること。これに加え、実技の実施に伴う危険の程度や、指導の難易(度)、受講者の特性を踏まえたきめ細かい指導の必要性に応じた必要な講師の数を確保すること。</p> <p>また、助手については、訓練内容に関する知識を有し、講師の指示のもと受講者への指導が出来るなど、求職者支援訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者として訓練実施機関が認めた者であること。</p> <p>ただし、IT分野及びデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コースは、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上配置することでも差し支えないこと。</p> <p>※ 助手のみの配置は認められないこと</p>	
(6) 講師の支援体制	推奨訓練日程計画表に基づき、対面指導等及び受講者からの質疑応答に対応ができる講師の支援体制があること。	
(13) 実習 ※	実習を含む申請職業訓練にあっては、当該実習が次のいずれにも該当すること。	
① 訓練内容	当該実習が行われる事業所の事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること。	
② 実習先と受講者の関係	当該実習が行われる事業所の事業主と当該実習を受ける特定求職者等との雇用関係を伴わないものであること。	
③ 実習実施機関に配置する者	当該実習が行われる事業所において、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置していること。	
④ カリキュラムに盛り込むべき事項	安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。	
⑤ 労働基準法等の遵守	当該実習を受ける特定求職者等の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをするものであること。	
⑥ 実習実施機関の欠格要件	当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、4(1)⑨に該当するものであること。	
(14) 習得された技能及びこれに関する知識の評価	<p>申請職業訓練を受講している期間において1か月に少なくとも1回、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うとともに、当該申請職業訓練の終了前においても、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うこと。この場合において、これらの評価(以下(14)において「習得度評価」という。)の内容を、ジョブ・カード(能開法第15条の第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。(16)②トにおいて同じ。)に記載しなければならないこと。</p> <p>なお、当該申請職業訓練の終了前に行う習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価の対象となる受講者は、推奨訓練日程計画表に規定した出席管理の対象となる訓練時間数が8割以上である者とすること。訓練受講時間数の割合が8割未満となる者は修了要件を満たさないこととなり、訓練実施機関は当該者を退校処分とすることでできるものとするが、訓練の効果や本人の意欲等を踏まえ、必要に応じ8割を満たさないことが確定した以後も訓練を引き続き受講させることができるること。</p> <p>また、ジョブ・カードのうち職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(以下、「成果シート」という。)については、評価項目が訓練カリキュラムの内容に対応しており、かつ、当該評価項目が、以下に掲げる客観的かつ公正な基準を活用して設定されているものでなければならないこと。ただし、訓練カリキュラムの内容に対応する評価項目が、以下に掲げる基準に存在しない等の場合は、訓練実施者が独自の評価項目を設定することを認めてことするが、その場合であっても、当該評価項目が客観的かつ公正であることが担保されていないなければならないものであること。</p>	
成果シートにおける評価項目	<p>① 機構が策定する求職者支援訓練用作成モデル成果シート ② 日本版デュアルシステム訓練修了後の評価項目作成支援ツール ③ 厚生労働省が民間団体への委託により策定する職業能力評価基準 ④ ③の職業能力評価基準を活用して開発されるモデル成果シート ⑤ 業界団体等が当該職種に関する分析を通じて作成した企業横断的な評価基準</p>	
(15) キャリアコンサルティングの実施	<p>申請職業訓練を受講する特定求職者等に、キャリアコンサルタント担当者(能開法第15条の第1項に規定する職務経歴等記録書を用いたキャリアコンサルティング(同法第2条第5項のキャリアコンサルティングをいう。)を行なう者であって厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)が行なうキャリアコンサルティングを当該申請職業訓練の期間内に3回以上(特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が3か月に満たない場合にあっては、1か月に少なくとも1回以上)受けさせること。</p> <p>その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング担当者として適当な者については、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第1項に規定する職業訓練指導員であること。 ・キャリアコンサルティングは1名ずつに対して行うこと(ただし、概要説明については、同時に多人数に対して行っても差し支えないこと。) 	
(16) 就職の支援	申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため、次に掲げる措置を講ずること。	
① 就職支援責任者の配置	(2)に掲げる申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置に係る責任者(以下「就職支援責任者」という。)を配置すること。 就職支援責任者は、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第1項に規定する職業訓練指導員であることが望ましいこと。また、訓練実施日数のうち50%の日数は、全日、就職支援の責任者である当該施設で業務を遂行しなければならないこと(他業務と兼務することは差し支えない)。ただし、(2)の業務をオンラインにより実施出来る等を条件として、訓練実施施設に常駐する必要はないこと。	
② 就職支援に関する措置	<p>申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。</p> <p>イ 職業相談</p> <p>ロ 求人情報の提供</p> <p>ハ 適宜、安定所等と連携して受講者の居住地域にかかる求人情報や受講者属性を踏まえた求人情報を提供すること。</p> <p>二 公共職業安定所が行う就職説明会の周知</p> <p>ホ 公共職業安定所への訪問指導</p> <p>ヘ 求人者に面接するに当たっての指導</p> <p>ト ジョブ・カードの作成支援</p> <p>チ その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため必要な措置</p>	

項目	内容	認定基準
(17) 報告	申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となった修了者の数、就職理由退校者の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。	
(18) 災害補償	申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。 ここでいう必要な措置には、申請職業訓練の全受講者の訓練期間中(企業実習中を含む。)の災害補償制度を措置することであり、必要な補償を行うため、保険を活用すること。また、受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害補償制度について、受講者に情報提供すること。	
(19) 「民間教育訓練機関による職業訓練サービスガイドライン」に関する研修等	訓練を実施する事業所(申請職業訓練を行う施設)において、申請職業訓練を申請する日から遡って5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に関する研修を受講した者が在籍していること、または、ISO29993(公式教育外の学習サービス要求事項)及びISO21001(教育組織—教育組織に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引)を取得していること。 (注)令和2年度以前に受講したガイドライン研修の有効期間は修了日から5年間であること。また、令和3年度から令和5年度までに受講したガイドライン研修の有効期間は修了日から3年間であること。	
(20) 教科の委託	教科の委託は認められないこと。ただし、外部企業等が提供する教材を訓練実施機関が選択し、使用する場合については教科の委託にはあたらないこと。	
(21) その他	特定求職者の就職に資する職業訓練としての適正な実施を確保するために必要な措置を講ずること。具体的には、例えば以下のようないふたつの事項であること。	
① 求職者支援訓練のための体制の整備	求職者支援訓練実施のための体制を整備すること。	
② 受講者募集案内等作成に当たっての留意事項	受講者募集に関する広告、案内に当たって、以下の留意事項を遵守すること。	
不適切な広告、コース案内等 ①	○求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 イ 不適当な広告の例 ① 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。 (例) ・求職者支援制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの(「無料受講」「給付支給」「資格取得」の記載自体を禁止するものではないが、就職の実現を目的とした公的な訓練制度であるとの制度趣旨の説明がない又は不明瞭なまま無料受講等ばかりを強調することは不可。) ② 事実に反するもの、説明不足等により誤解を招くもの。 (例) ・「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と記載 ・「誰でも受講可能」「受講すれば誰でも給付支給」と記載 ・「誰でも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と記載 ・自己負担の説明なく「すべて無料」と記載 ③ その他 (例) ・「認定申請中」と記載 ・求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施主体の宣伝等、直接訓練に関係がない事項を記載 ・訓練実施主体の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調	
不適切な広告、コース案内等 ②	□ 不適当な案内の例 ① 他で開講されている文化教室等の受講者、受講希望者等全員に対して案内すること。 ② 金銭給付等を条件提示して案内すること(他者(訓練実施主体以外のすべて。以下同じ。)を介する場合、他者が金銭給付等する場合を含む。)。 ③ 他者に、受講希望者の紹介や募集(広告の形態をとる場合を含む。)を依頼し、集まつた受講希望者の数等に応じて対価を支払う旨約すること又は支払うこと。 ④ 訓練実施主体等が出した求人に応募した求職者に対して案内すること、受講を条件として訓練実施主体等が採用(内定)すること。 ⑤ 職業紹介事業者又は労働者派遣事業を行なう者が訓練実施主体である場合において、求職申込者若しくは求職申込みしようとする者又は登録者若しくは登録しようとする者に対して、自らが実施する求職者支援訓練のみを案内すること(「求職者支援訓練の情報」等の簡潔な解説(任意)及び機構のHP(認定済求職者支援訓練の一覧)のURL(必須)と合わせてであれば、自社実施の求職者支援訓練もある旨情報提供することは差し支えない。)。 ハ 新聞広告、リーフレットなど印刷物による広告は、都道府県労働局及び機構による事前チェックを受けること。 ニ 広告、募集に関して、都道府県労働局、公共職業安定所又は機構が行う指導に従うこと。	
③ 退校処分	申請職業訓練の受講者が例えば次のいずれかに該当する場合は、適切に指導し、改善が見られない場合には退校させる等の適切な措置を講ずること。 ハ、ニについては指導、改善を踏むことなく退校処分となること。 イ 受講者が実施施設職員の指示に従わない等、訓練運営に関する規律を乱した場合 ロ 訓練の修了が見込まれない場合(ただし、訓練効果の観点や当該受講者の意欲等に応じ、特に引き続き訓練の受講が適当と認められる場合を除く。) ハ 受講者本人以外の者が受講者本人になりすましてLMSにログインして教材等にアクセスする等、不正受講が認められた場合。 ニ 各ユニットの習得度確認テスト結果が3回連続で8割を下回った場合。	
④ これまで実施した訓練の修了率、苦情等	これまで実施した求職者支援訓練について、その修了率が不適な水準ではないこと及び相当程度の苦情を受けていないこと。	
⑤ デジタルリテラシーの向上促進に係る取扱い	各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定をすること。	

～ 求職者支援訓練の選定方法 ～

(令和6年10月1日以降に申請する訓練科から適用)

求職者支援訓練として認定する訓練科は、民間教育訓練機関（以下「機関」という。）からの申請に基づき、当機構において、厚生労働省が定める認定基準（※）に適合するものの中から次の手順によって選定します。

※ 申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請する職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行なったことがあること 等

第1 就職実績の有無の判別

訓練科（機関）の選定は、「実績枠」と「新規参入枠」に分けて行います。

申請する都道府県（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国）において、申請する訓練科と同一分野の求職者支援訓練を実施したことがあり、その就職率（2ページの2）について申請する都道府県支部（以下「機構支部」という。）から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式A-10）」により通知があり、適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間（2ページの1）に該当する訓練科がある。

YES

NO

実績枠
(第2に進む)

新規参入枠（注）
(第3に進む)

（注）下表の「新規」又は「新規扱い」に該当する場合には、新規参入枠での申請となります。

新規	1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、全国どこでも実施（開講）したことがない場合
新規扱い	1 申請する求職者支援訓練（本申請により、通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合を除く）と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施（開講）したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施（開講）したことがない場合 2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国）で実施（開講）したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合

第2 「実績枠」での選定

申請時に、「過去1年間」（2ページの1）において、申請する機構支部から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式A-10）」が通知された同一分野の求職者支援訓練の訓練科（通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、申請する

機構支部以外から様式 A-10 が通知された同一分野の求職者支援訓練の訓練科を含む(注1)のうち、雇用保険適用就職率の適用日が直近のものから順に3科分（3科未満であれば全ての訓練科）(注2)の「就職率」(2ページの2)及び多面的な要素を基に「選定点数」(3ページの3)を算出し、その点数の高い訓練科から順に選定します(7ページの4)。

(注1) eラーニングコースを申請する場合の「新規扱い」の取扱いの変更については、令和6年7月1日以降に開始する訓練から適用されます。

(注2) 雇用保険適用就職率の適用日が同日の訓練科が複数あり、直近のものから順に3科を選択できない場合は、以下の事例のように選択してください。

(例) 令和2年12月31日が訓練科A及びBの適用日 → A科及びB科の2科を選択。
令和2年11月30日が訓練科C及びDの適用日 → C科又はD科から任意の1科を選択。

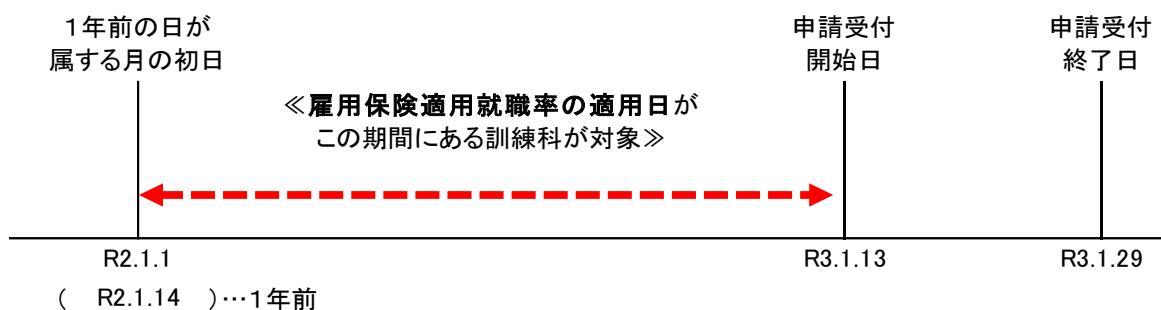
1 「過去1年間」について

過去1年間とは、申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までのことを言います。この期間内に雇用保険適用就職率の適用日がある同一分野の求職者支援訓練が対象となります。

なお、求職者支援訓練を申請しようとする都道府県において、過去に今回申請しようとする訓練科と同一分野の訓練科で就職状況報告書等を提出期限までに機構支部に提出していない訓練科がある場合には、認定を受けられない場合があります。

詳しくは、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」の第6、1、(6)又は(7)をご参考ください。

【例】〈申請受付期間〉令和3年1月13日から1月29日まで



2 「就職率」について

「就職率」のうち、**雇用保険適用就職率**とは、就職状況報告書等を基にハローワーク及び労働局により、雇用保険の加入状況等を確認し、機構支部が次の計算式によって算定した率のことをいい、選定において主たる評価要素となります。

また、**その他就職率**は、就職状況報告書等を基にハローワーク及び労働局により、雇用保険が適用される就職以外の就職（ただし、雇用契約期間が7日未満の短期間の雇用の就職は除く。）も含めて機構支部が次の計算式によって算定した率のことをいい、選定において多面的な評価要素の一つとなります。

雇用保険適用就職者数（65歳以上の者を除く）

雇用保険適用就職率 = _____

修了者 + 中途退校者（就職理由）

- 実践コース又は公共職業訓練受講中又は決定者（基礎コースのみ）（注）

- 修了者及び中途退校者（就職理由）のうち、65歳以上の者

その他就職率適用就職者数

その他就職率 = _____

修了者 + 中途退校者（就職理由）

- 実践コース又は公共職業訓練受講中又は決定者（基礎コースのみ）（注）

（注）基礎コースにおける雇用保険適用就職率及びその他就職率を算出するにあたり、実践コース又は公共職業訓練受講中の者又は受講決定者は分母から除きます。

《提出書類》認定様式第14号「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」

重要！

認定様式第14号「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」で提出のあった就職率（上記2）を主たる評価要素とし、それに加えて、①申請された訓練の内容や質、②質の向上に取り組んでいる等の運営体制、③受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率（その他就職率）の実績などの多面的な評価要素を加味して以下のとおり当機構において選定点数を算定し、それを元に訓練科を選定します。

（1）主たる評価要素

平均就職率の小数点第2位以下を切り捨て、点数化します。【最高100点】

（同一分野の訓練科のうち、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日までのうち直近のものから順に3科分を選択し、その平均の就職率を使用することになります。）

（2）多面的な評価要素

上記（1）の点数に次の多面的な要素について加点します。【最高100点】

① 申請された訓練の内容や質

- イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容
- ロ 企業実習の設定

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制

- イ 就職支援責任者が取得している資格
- ロ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み

ハ 公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得

③ 受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職（その他就職率）も含めた就職率の実績

- イ 受講者アンケートの結果

□ その他就職率

④ 苦情等の有無（減点）

過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等

⑤ その他

託児サービス付き訓練としての設定

① 申請された訓練の内容や質【計30点】

評価要素	評価の観点		評価点
イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容（地域における訓練科設定の背景・ねらい）	(イ)	地域において特定の分野の訓練が不足している場合等で、労働局・自治体の要請を受けて訓練科を設定している（※1）。	20点を加点
	(ロ)	求人ニーズを踏まえて訓練科を設定し、訓練実施機関による分析結果（ハローワーク情報を含む。）が記載されている。	5点を加点
口 企業実習の設定（実践コースのみ）	訓練時間総合計の10%以上20%未満（※2）で企業実習を設定している。		5点を加点

※1 加点対象となる要請は、当該訓練科の認定申請（設定）のために労働局・自治体から行われた要請であること。そのため、一度の要請で加点することができるは一度限りであること。

※2 法令等の基準により企業実習の必須時間が定められている場合（当該基準等により定められている最低時間数を上限とする）は、20%以上の設定であっても加点すること。

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制【計25点】

評価要素	評価の観点		評価点
イ 就職支援責任者が取得している資格（(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合には(イ)のみ加点）	(イ)	1級又は2級キャリアコンサルティング技能士である。	10点を加点
	(ロ)	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタントである。	5点を加点
口 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り	過去1年間（※1）に職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組みとして、職業訓練サービスガイドライン研修受講者が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成して		5点を加点

	組み	検証等（※2）を行っている。	
ハ	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得している（※3）	10点を加点

※1 申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（2ページの1と同じ。）。

※2 自己診断表の「自己診断」「対策の実現性」「目処」のすべてが記載されている場合に検証等を行っているものと判断します。

記載方法の詳細につきましては、別紙「サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点」をご参照ください。

※3 訓練実施施設がサービスガイドライン適合事業所認定の対象となっていることが必要です。

③ 受講者評価、雇用保険が適用される就職以外の就職も含めた就職率の実績

【計40点】

評価要素	評価の観点	評価点																
受講者アンケート イの結果（修了者評 価）	<p>選定に用いる訓練科（※1）の受講者アンケート（様式A-30）の評価の平均点に応じて次のとおり加点すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均点</th> <th>加点点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～4.4点</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>4.5点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>4.6点</td> <td>12点</td> </tr> <tr> <td>4.7点</td> <td>14点</td> </tr> <tr> <td>4.8点</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>4.9点</td> <td>18点</td> </tr> <tr> <td>5.0点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	平均点	加点点数	～4.4点	0点	4.5点	10点	4.6点	12点	4.7点	14点	4.8点	16点	4.9点	18点	5.0点	20点	20点満点 で加点
平均点	加点点数																	
～4.4点	0点																	
4.5点	10点																	
4.6点	12点																	
4.7点	14点																	
4.8点	16点																	
4.9点	18点																	
5.0点	20点																	
口 その他就職率	<p>認定様式第14号「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」で提出のあつたその他就職率（※2）を以下の計算式により点数化すること（小数点以下切り捨て）。</p> <p>その他就職率（%） × 15/100</p>	15点満点 で加点																
ハ 地域における訓練 提供	認定様式第14号「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」に記載されている訓練科が申請しようとする都道府県の実績を含む場合	5点を加点																

※1 雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（2ページの1と同じ）に該当する訓練科で、修了者が公共職業安定所に提出した受講者アンケートで、都道府県労働局を経由して機構支部に送付されたものとなります（認定様式第14号で申請された訓練科と同一であること）。

※2 「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式A-10）」で通知されたその他就職率で、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間にあることが必要です。

④ その他【5点】

評価要素	評価の観点	評価点
託児サービス付き訓練としての設定	託児サービス付き訓練として設定している。（※）	5点を加点

※ 託児サービス対応訓練は加点対象となりません。

⑤ 苦情等の有無（減点）

申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間に、機構支部より減点通知があった場合に減点されます。

なお、減点通知は、訓練実施機関に対して行われます。また、減点の範囲については以下【減点の範囲】を参照してください。

【減点の範囲】 ○：減点対象、ー：減点対象外

申請しようとする訓練形態・都道府県 減点通知を受けた 都道府県（※）	通所・オンライン		eラーニング	
	A県	B県	A県	B県
A県	○	ー	○	○
B県	ー	○	○	○

※ 減点通知を受けた訓練形態は通所、オンライン、eラーニングを問わないこと。

評価要素	評価の観点	評価点
過去に実施した求職者支援訓練の苦情（※1）の有無やその対応等	イ 訓練実施等に関する苦情（※1）が当機構へ寄せられたことがある。	10点を減点（※3）
	ロ 実施状況確認等において、当機構から改善指導（※2）を受けたことがある。	10点を減点（※3）
	ハ 上記イ又はロに関して、減点通知後、各都道府県労働局又は当機構の指示に従わなかったことがある。	30点を減点（※3）
	ニ 認定基準に係る内容について、当機構から指導を受けたことがある。	100点を減点（※3）

※1 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する苦情を含みます。

※2 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する指摘事項を含みます。

※3 上記イ～ニの減点期間が重複する場合は、合計した点数が評価点から減点されます。

《提出書類》認定様式第15の1号「選定における加点要素確認表（実績枠）」

内容を確認するために必要となる書類の提出がない場合には加点対象とはなりません。

《選定点数の算出例》

評価要素	機関A		機関B	
(1) 平均の就職率	65.00%	65.0 点	80.00%	80.0 点
(2)①イ 地域の求人ニーズ	労働局要請	+20 点	—	0 点
(2)①ロ 企業実習(実践コースのみ)	—	0 点	15%設定	+ 5 点
(2)②イ 就職支援責任者	2級技能士	+10 点	キャリアコンサルタント	+ 5 点
(2)②ロ 職業訓練サービス質向上のための取り組み	—	0 点	自己診断表作成	+ 5 点
(2)②ハ サービスガイドライン適合事業所認定	—	0 点	—	0 点
(2)③イ 受講者アンケート	平均 4.2 点	0 点	平均 4.6 点	+ 12 点
(2)③ロ その他就職率	75.00%	+11 点	100.00%	+ 15 点
(2)④ その他	設定なし	0 点	設定あり	+ 5 点
(2)⑤ 苦情等	—	0 点	苦情及び苦情に係る指示に従わず	-40 点 ※10+30 点の減点
選定点数	—	106.0 点	—	87.0 点

4 選定点数による順位付け

選定点数の高い機関から認定上限値を埋めていった結果、認定上限値より選定機関の定員が多い場合は、必要に応じて、その機関が認定上限値の残数内に収まるように定員の調整を当機構から依頼します。（認定上限値の残数が少ない場合には、調整を依頼しない場合があります。）

《〇〇県〇〇地域〇〇分野【実績枠】（認定上限値120名）の例》

順位	機関	選定点数	定員	認定上限値	選定結果 (定員の累計)
1	機関 A	116.0	30 人	120 人	○ (30 人)
2	機関 B	110.0	25 人	※2	○ (55 人)
2	機関 B	85.0	25 人	※3	○ (80 人)
3	機関 C	75.0	30 人	※4	○ (110 人)
4	機関 D	75.0	当 初 30 人 調整後 10 人	※5	○ (120 人)
5	機関 E	60.0	25 人		×

※1 選定点数による順位付け。

※2 都道府県によっては、地域の事情に応じて、1機関が申請できる訓練科数の上限数が定められている場合があります。

- ※3 選定点数が同点の場合、1科当たりの雇用保険適用就職者数が多い機関を上位機関とします。（それでも同数の場合は、1科当たりの①就職状況報告の回答者数の多い機関、②修了者数の多い機関、③申請内容が就職に資するものとして適当と機構が判断する機関順に選定。）
- ※4 認定上限値が120人に対し、選定点数の高い順に選定していったところ、認定上限値の残数が10人となりました。
対して、次点の機関Dの申請定員が30人であったため、当機構から当該機関に定員見直しの調整を行った結果、定員が10人に変更されたため、機関Dも選定されました。
- なお、認定後に訓練を中止できるのは、選考日の前日までであって、受講申込者が受講者定員の半数に満たない場合に限りますが、選定にあたり定員の調整を行った場合、受講者定員の半数とは調整後の定員の半数となります（この場合の受講者定員の半数は15名ではなく、5名となること。）。
- ※5 選定点数の高い順に選定した結果、認定上限値を充足したため実施機関Eは不選定となります。

第3 「新規参入枠」での選定

重要！

1 選定点数について

①申請された訓練の内容や質、②質の向上に取り組んでいる等の運営体制などの多面的な要素を加味して以下のとおり当機構において選定点数を算定し、それを元に当機構において訓練科を選定します。【最高85点】

(1) 多面的な評価要素

① 申請された訓練の内容や質

- イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容
- ロ 企業実習の設定

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制

- イ 就職支援責任者が取得している資格
- ロ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み
- ハ 公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得

③ 公共職業訓練の実績

公共職業訓練（委託訓練）の受託実績

④ 苦情等の有無（減点）

過去に実施した求職者支援訓練の苦情の有無やその対応等

⑤ その他

託児サービス付き訓練としての設定

① 申請された訓練の内容や質 【計40点】

評価要素	評価の観点		評価点
イ 地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容（地域における訓練科設定の必要性）	(イ)	地域において特定の分野の訓練が不足している場合等で、労働局・自治体の要請を受けて訓練科を設定している（※1）。	20点を加点
	(ロ)	求人ニーズを踏まえて訓練科を設定して、訓練実施機関による分析結果	5点を加点

		(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)	(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)
		(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)	(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)
		(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)	(ハ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ) (ハ) (イ) (ロ)
口	企業実習の設定 (実践コースのみ)	訓練時間総合計の 10%以上 20%未満 (※3) で企業実習を設定している	5点を加点

※1 加点対象となる要請は、当該訓練科の認定申請（設定）のために労働局・自治体から行われるものであること。そのため、一度の要請で加点することが出来るのは一度限りであること。

※2 加点は同一都道府県の同一分野において一度限りとなります。

ただし、一度加点された場合であっても、不選定となった場合や認定された訓練科が開講前に中止となり機構支部が求職者支援訓練中止届（様式 A-23）を受理している場合には、申請時に再度加点対象となります。なお、同時に複数の訓練科を申請している場合の加点対象は任意の1科となります。

※3 実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースを申請する場合又は法令等の基準により企業実習の必須時間が定められている場合（当該基準等により定められている最低時間数を上限とする）は、20%以上の設定であっても加点すること。

② 質の向上に取り組んでいる等の運営体制【計25点】

評価要素		評価の観点		評価点
イ	就職支援責任者が取得している資格 ((イ)及び(口)のいずれにも該当する場合には (イ)のみ加点)	(イ)	1級又は2級キャリアコンサルティング技能士である。	10点を加点
		(口)	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタントである。	5点を加点
ロ	民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み		過去1年間（※1）に職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組みとして、職業訓練サービスガイドライン研修受講者が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成して検証等（※2）を行っている。	5点を加点

ハ	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得している（※3）	10点を加点
---	------------------------------------	--	--------

※1 申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（2ページの1と同じ。）。

※2 自己診断表の「自己診断」「対策の実現性」「目処」まで記載されている場合に検証等を行っているものと判断します。

記載方法の詳細につきましては、別紙「サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点」をご参照ください。

※3 訓練実施施設がサービスガイドライン適合事業所認定の対象となっていることが必要です。

③ 公共職業訓練の実績【計15点】

評価要素	評価の観点	評価点
公共職業訓練（委託訓練）の受託実績	申請を行おうとする都道府県において、過去1年間（※1）に終了する委託訓練（※2）を受託した実績を有する機関のうち、契約件数の多い順に15点、10点、5点を加点する。	15点満点で加点

※1 申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間（2ページの1と同じ。）。

※2 訓練内容及び期間は問いませんが、適切に終了した訓練科が対象となります。

④ その他【5点】

評価要素	評価の観点	評価点
託児サービス付き訓練としての設定	託児サービス付き訓練として設定している。（※）	5点を加点

※ 託児サービス対応訓練は加点対象となりません。

⑤ 苦情等の有無（減点）

申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの間に、機構支部より減点通知があった場合に減点されます。

なお、減点通知は、訓練実施機関に対して行われます。また、減点の範囲については以下【減点の範囲】を参照してください。

【減点の範囲】 ○：減点対象、ー：減点対象外

申請しようとする訓練形態・都道府県 減点通知を受けた都道府県（※）	通所・オンライン		e ラーニング	
	A県	B県	A県	B県
A県	○	ー	○	○
B県	ー	○	○	○

※ 減点通知を受けた訓練の形態は通所、オンライン、e ラーニングを問わないこと。

評価要素	評価の観点	評価点
過去に実施した求職者支援訓練の苦情（※1）の有無やその対応等	イ 訓練実施等に関する苦情（※1）が当機構へ寄せられたことがある。	10点を減点（※3）
	ロ 実施状況確認等において、当機構から改善指導（※2）を受けたことがある。	10点を減点（※3）
	ハ 上記イ又はロに関して、減点通知後、各都道府県労働局又は当機構の指示に従わなかったことがある。	30点を減点（※3）
	ニ 認定基準に係る内容について、当機構から指導を受けたことがある。	100点を減点（※3）

※1 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する苦情を含みます。

※2 職業能力開発講習の委託先や企業実習先に対する指摘事項を含みます。

※3 上記イ～ニの減点期間が重複する場合は、合計した点数が評価点から減点されます。

《提出書類》認定様式第15の2号「選定における加点要素確認表（新規参入枠）」

※ 内容を確認するために必要となる書類の提出がない場合には加点対象とはなりません。

2 選定点数による順位付け

選定点数の高い機関から認定上限値を埋めていった結果、認定上限値より選定機関の定員が多い場合は、必要に応じて、その機関が認定上限値の残数内に収まるように定員の調整を当機構から依頼します。（認定上限値の残数が少ない場合には、調整を依頼しない場合があります。）

《○○県○○地域○○分野【新規参入枠】（認定上限値50名）の例》

順位	機関	選定点数	定員	認定 上限値	選定結果 (定員の累計)
1	機関F	60点	25人	※1	○(25人)
2	機関G	50点	20人	50人	○(45人)
3	機関H	50点	15人	※2	×
4	機関I	40点	30人		※3

※1 選定点数に基づく順位付け。

※2 選定点数が同点の場合、上記1（1）の①から③の順に評価点の合計点数が多い訓練科を優先して選定することとします。

（それでも順位が付かない場合は、求人ニーズ等から選定することが適当と機構が判断した訓練科から選定します。）

※3 認定上限値50人に対し、上位の2機関まで選定していったところ、認定上限値の残数が5人となった。対して、次点の実施機関Hの定員が15人であったので、当該機関に定員見直しの調整を行わずに選定を終えたケース。

サービスガイドラインに基づく自己診断表の作成に当たっての留意点

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」（以下、自己診断表といいます。）は、民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組み状況を自己診断（確認）し、サービスや事業改善のために改善が必要な事項の「見える化」を目的として、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（以下、ガイドラインといいます。）に基づき作成することとされています。

自己診断表の作成にあたっての留意点について、以下のとおり取りまとめましたので、ご活用ください。

（自己診断表の記載方法）

1. 「自己診断」… ガイドラインの指針に対する自己診断を実施し、以下の形式で記載する。
 - ・「○：できている」… 確認事項を満たしている。
 - ・「○：一部できている」… 取り組んではいるものの不十分である。
 - ・「△：課題として理解」… 必要性を理解しているものの取り組めていない。
 - ・「×：課題として認識をしていない」… そもそも必要性を認識していなかった。
 - ・「—：適用外」… 自身の提供する職業訓練サービスガイドラインにおいては該当しない確認事項である。
2. 「対策の実現性」… 自己診断において取組が不十分な場合（自己診断で「○」「△」「×」が記載）に将来的に対応が可能であるかの想定を以下の形式で記載する。
 - ・「○：容易に実現できる」… 速やかに対策が実行できる。
 - ・「○：可能である」… 実現が可能であり、比較的短時間で実行できる。
 - ・「△：困難である」… 計画的な対策が必要となる。
 - ・「—：予測できない」… 対策が実行できる可能性を見出せない
「目 処」… 対策が完了すると想定する時期を記載する。
3. 「対策の結果」… 不十分であったと診断した後に講じた対策の結果として、取り組みがどのように変化したかを以下の形式で記載する。

なお、この項目は自己診断当日に記載せずに、対策の目処として記載した時期に確認をし、計画した改善策の結果確認として活用する。

 - ・「○：対策完了」… 計画に沿って取り組み、整備された。
 - ・「○：一部対応完了」… 計画に沿って取り組み、整備された。
 - ・「△：対応不十分」… 計画に沿って取り組むことが不十分で、整備されいない。
 - ・「—：未対応」… 計画を実行していない。
4. 「エビデンスの名称」… 自己診断表の確認事項ごとに、結果の証拠・根拠となる資料や書類等の名称を記載する。

なお、資料や書類等は、常に最新のものを記載し、維持及び更新が必要な資料や書類等をエビデンスとする場合、その作成日又は改定日を記載する。自己診断にて「適用外」と判断した項目は、「—」を記載する。

「エビデンスの管理」… エビデンスが適切に管理されているかを確認し、以下の形式で記載する。

 - ・「○：対応完了」… エビデンスの管理を行なっている。
 - ・「△：未対応」… エビデンスの管理を行なっていない。
 - ・「—：提要外」… 自身の提供する職業訓練サービスには該当しない確認事項である。

〈参考：民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表記載例〉

(記載例)

① 各項目について自己診断「○、○、△、△、×、×、—」を記載します。

- ② 自己診断で「○、△、×」を付けた項目について、対策が実行できるか記入「○、○、△、△、—」し、対策完了の目処となる時期を記載します。

③ 不十分であった項目に対して講じた対策の結果、どのように変化したのかを記載します
(この項目は自己診断当日に記載せずに対策の目処として記載した時期に確認をし、計画した改善策の結果確認として活用します)。

④ 自己診断の結果の証拠・根拠となる書類の名称を記載し、書類が適切に管理されているか記載「○、△、—」してください。

ガイドライン 参照順番	確認事項	対策の 実現性 目処	対策の 結果	エビデンス の 管理	備考・メモ (取り組みが不十分についての記載等 今後の対応策にお使いください)
3.1 業務訓練のニーズ等の明確化 (ガイドライン本文:P12～P15)					
3.1.1 ニーズ等の把握	(1) 社会の景気動向や雇用情勢等の情報を持握していますか？	×	△		△ 不備：全く意識していなかった
	(2) 地域の業界団体や事業所等のニーズを把握していますか？	○	○	○	マニエアルで定めている時期にヒアリングが実施されておらず、エンゲージメントが更新されていなかった
	(3) 受講予定者等のニーズを把握していますか？	○		○	受講予定者ヒアリング結果報告書(2016.1.15作成)
	(4) 多様な特性（国籍、言語や文化の違い、読み書き能力、障害等）を考慮して、関係するニーズ等を把握していますか？	△	○	○	受講予定者ヒアリングマニエアル（2017.6.9作成）
	(5) ニーズ等を継続的に把握する仕組みを明確にしていますか？	○	○	○	ヒアリングについて、マニエアルに記載されていない。
					○ 営業ヒアリングマニエアル（2017.10.10改訂）
					○ 受講予定者ヒアリングマニエアル（2017.6.9作成）

【自己診断】……○：できている ○：一部できている △：課題として理解している ×：認識をしていない —：適用外
 【対策の実現性】……○：容易に実現できる ○：可能である △：困難である —：予測できない
 【対策の結果】……○：対応完了 ○：一部対応完了 △：対応不十分 —：未対応
 【エビデンスの管理】……○：対応完了 △：未対応 —：適用外

求職者支援訓練（e ラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項
(令和6年11月29日以降に申請する訓練科から適用)

目次

第1 申請書の提出期間（申請受付期間）	1
第2 申請書の提出先	1
第3 提出する書類	1
第4 申請書の提出方法	5
第5 申請書に係る審査・認定（不認定）等について	5
1. 申請書の修正が必要な場合の取扱い	5
2. 審査結果	5
3. 認定後の訓練の中止	5
4. 認定後の内容の変更	6
5. 実施状況確認	7
6. 労働局による実施状況調査	7
7. 欠格要件への該当	7
8. 認定職業訓練実施奨励金等の不正受給について	7
(1) 奨励金の返還、不支給	7
(2) 不正の事実の公表	8
(3) 求職者支援訓練の認定取消等	8
第6 申請書を作成する際の留意事項	8
1. 全般的な留意事項	8
(1) 申請者	8
(2) 訓練科毎の申請書の提出	8
(3) 申請書の言語	8
(4) 各様式間の整合性	8
(5) 他の法令等に基準等の定めがある訓練科の申請	8
(6) 実施した求職者支援訓練の修了者等からの就職状況報告書の回収率	9
(7) 実施した求職者支援訓練の就職率	9
(8) 雇用関係各種給付金の不正受給	14
(9) 訓練の運営委託等の禁止	14
(10) 訓練に係る事業の譲渡等が行われた場合	14
(11) 訓練の実施形態	14
(12) 虚偽等の申請	14
2. 書類ごとの留意事項	14
(1) 職業訓練認定申請書（認定様式第1号）	15

(2) 誓約書（認定様式第2号）	19
(3) 実施体制等確認表（認定様式第3号）	20
(4) 訓練実施機関・施設の概要（認定様式第4号）	30
(5) 訓練カリキュラム（認定様式第5号）	35
(6) 推奨訓練日程計画表（認定様式第6号）	48
(7) 講師一覧（認定様式第7の1号）	54
(8) 講師の経歴等確認書（認定様式第7の3号）	56
(9) 使用教科書等一覧（認定様式第8号）	57
(10) 各種就職支援等の実施体制（認定様式第9号）	62
(11) 企業実習先一覧（認定様式第10号）	64
(12) 訓練カリキュラム（企業実習用）（認定様式第12号）	65
(13) ジョブ・カード様式3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート） （認定様式第13の1号）	66
(14) コース案内（案）の作成	66
(15) オリエンテーション時に告知する事項	67
(16) 過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況（認定様式第14号）	68
(17) 選定における加点要素確認表（実績枠：認定様式第15の1号、新規参入枠：認定様式第15の2号）	69
(18) 求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る改善計画書（認定様式第16の2号）	71
(19) 求職者支援訓練の認定申請に係る提出済み書類一覧（認定様式第17号）	71
第7 その他の留意事項	72
1. 実施機関等を対象としたセミナー等に関する注意喚起	72
2. 受講者等に対する商品等の斡旋行為の禁止	72
3. 受講者に対する雇用、職業紹介又は派遣登録に係る情報提供	72
4. 障害のある受講者への合理的配慮について	72
5. 事前説明会の開催及び実機体験	73
6. 習得度確認テスト	73
7. 成績考查（中間考查・修了考查）について（通所、通信（同時双方向型）又は実施日時を特定しない方法で実施可能）	73
8. 訓練の修了要件等	74
9. 登録日本語教員の内容を含む訓練を実施する場合の留意事項等について	74
10. 求職者支援訓練における公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用について	75
11. 求職者支援訓練における「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークの使用について	76
12. 求職者支援制度のバナー及び厚生労働省ホームページへのリンクについて	76

【別紙】

別紙 1 認定申請書の電子ファイルの提出について	78
別紙 2 「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について	81
別紙 3 e ラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について	82
別紙 4 認定申請書類の省略について	85
別紙 5 e ラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について	91
別紙 6 災害補償制度の措置等に係る留意事項	92
別紙 7 求職者支援訓練の e ラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について	93
別紙 8 求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について	94
別紙 9 ジョブ・カードの作成支援の流れ	97
別紙 10 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート・自己評価シートの活用等に当たっての留意事項について	98
別紙 11 コース案内案に記載すべき事項及び不適切な案内の例	100
別紙 12 受講者に対する受講オリエンテーション実施概要の作成例	104
別紙 13 認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金又は情報通信機器奨励金、職場見学等促進奨励金）に係る認定申請時における手続きについて	105
別紙 14 通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施するに当たっての留意事項	110
別紙 15 W E B デザイン関係の資格	121
別紙 16 D X 推進スキル標準対応訓練コースの確認について	122
別紙 17 デジタルリテラシーの設定について	124
別紙 18 実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の留意事項	127

e ラーニングコースの受講対象者

以下（1）～（3）に掲げる配慮を必要とする特定求職者等に限定する。

- （1）下記①～③に該当する者であって、子の養育や介護を理由に外出が制限される者
 - ① 乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学している子を養育する特定求職者等
 - ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 4 号に規定する対象家族を介護する特定求職者等
 - ③ 中学生以上の障害児を養育する者や、上記②対象家族以外の者の介護を行う特定求職者等
- （2）居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域に居住する特定求職者等
- （3）複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者（期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といつたいわゆる非正規雇用労働者）等の在職中の特定求職者等、訓練の受講にあたって特に配慮を必要とする特定求職者等

求職者支援訓練に係る認定申請書を提出するに当たっては、国が定める「求職者支援訓練の認定基準」（以下「認定基準」という。）をお読みいただき、申請しようとする職業訓練が認定基準を満たしていることを確認した上で、職業訓練認定申請書及びそれに添付する書類（以下「申請書」という。）を下記のとおりご提出ください。

なお、管轄の労働局及び機構支部が別途指示する場合は、その指示に従ってください。

記

第1 申請書の提出期間（申請受付期間）

申請書は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部（以下「機構支部」という。）が指定した申請受付期間内に提出してください。（必着）

申請受付期間を過ぎて申請があった場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

第2 申請書の提出先

申請書の提出先は、訓練実施施設の所在する都道府県にある機構支部です。

なお、訓練実施施設とは、求職者支援訓練として申請する職業訓練を行う主たる施設を指します。

第3 提出する書類

「第6 申請書を作成する際の留意事項」に留意の上、次の申請書を提出してください。

また、次の申請書以外にも、認定基準を満たしていること等を確認するための追加書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

なお、求職者支援訓練に関する認定申請に際して提出された個人情報については、求職者支援訓練の認定その他求職者支援訓練の実施に係る業務に使用することとし、「個人情報の保護に関する法律」及び当機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程」等により適切に取り扱います。

また、認定申請書類の提出に当たっては、「著作権法」にご留意の上、ご提出いただきますようお願いします。

提出いただきました書類の一部につきましては、暴力団関係者に関する欠格要件に該当しないことを確認するため、各都道府県警察へ提供及び照会いたします。

«申請に必要な書類»

備考欄に「※」印がある書類は、該当する場合に提出が必要となる書類です。

その他の書類は全て提出してください。

No.	書類	備考
1	職業訓練認定申請書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	実施体制等確認表 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記簿謄本（写）（訓練実施場所及び事務室を所有する場合）、賃貸借契約書（写）（訓練実施場所及び事務室を賃借する場合）等、施設が使用可能であることが確認できるもの ・訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図 ・介護職員養成研修等の指定通知書（写）（介護職員養成研修を求職者支援訓練として実施する場合） ・加入する予定である保険に関するリーフレット等 ・職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書（写）、修了証明書（写）又は受講証明書（写）、（受講者が講師又は事務担当者の場合は、申請者と直接雇用関係であることがわかる書類） ・ISO29993 及び ISO21001 の審査登録証（写） ・使用するLMSの内容が確認できるもの（パンフレットや仕様書等） ・LMS実機確認表（様式 別紙1） ・eラーニング教材等確認表（様式 別紙2） 	様式第3号
4	訓練実施機関・施設の概要 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本（写）（法人の場合）、個人事業の開業届出書（写）（個人の場合）等、事業実績を確認できるもの ・訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績を示す資料（募集パンフレット、カリキュラム、計画（日程）表、申込書、受講者名簿 等）又は求職者支援訓練認定書（写）及び就職実績 ・技能講習の内容を含む訓練科を適切に行った実績が確認できる書類 ・代表者氏名・役員一覧（フリガナ・生年月日・性別が分かるもの） ・雇用保険適用事業所設置届又は事業主事業所各種変更届の事業主控（写）（雇用保険が適用されない事業所については不要） ・訓練実施機関属性の分かる資料（上記の添付書類で判別できない場合に限る） ・責任者及び苦情を処理する者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類） 	様式第4号

No	書類	備考
5	<p>訓練カリキュラム</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場見学等実施計画書 <p>※職場見学等促進奨励金の支給を受けようとする場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業実習実施計画書 <p>※実習促進奨励金の特例措置の適用を受けようとする場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX推進スキル標準対応チェックシート <p>※デジタル系訓練コース（①IT分野の訓練コース、又は②デザイン分野のうちWEBデザイナーの訓練コース）の認定申請を行う場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート 	様式第5号
6	<p>推奨訓練日程計画表</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像教材の収録時間確認表 	様式第6号
7	<p>講師一覧</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師を担当する者の経歴等がわかる書類（職務経歴書（写）など）。作成していない場合は「講師の経歴等確認書（認定様式第7の3号）」 ・資格・免許等（写）（指導員免許、職業訓練指導員講習（48時間講習）を含む。） 	様式第7の1号
8	講師の経歴等確認書	様式第7の3号 ※
9	使用教科書等一覧（受講者が必要とする教科書等）	様式第8号
10	<p>各種就職支援等の実施</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング担当者（職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者）の要件が確認できる書類（キャリアコンサルタント登録証、キャリアコンサルティング技能検定合格証書又は合格通知書、職業訓練指導員免許証など）。※いずれも（写）で可。 ・就職支援責任者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類） ・通所を伴わない訓練コースを実施する場合は、就職支援責任者が適切に就職支援を行うことを示す資料（就職支援責任者の勤務予定表及び就職支援のフローがわかる書類又は訓練期間中の就職支援スケジュール 等） 	様式第9号

No.	書類	備考
11	企業実習先一覧	様式第 10 号※
12	訓練カリキュラム（企業実習用）	様式第 12 号※
13	ジョブ・カード様式 3-3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート） (求職者支援訓練用)	様式第 13 の 1 号
14	就職活動計画/職業生活設計 自己評価シート	様式第 13 の 2 号 ※
15	コース案内、その他広告案	任意様式
16	オリエンテーション時に告知する事項の内容	任意様式
17	過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況 ・過去 1 年間において全国の支部から通知された直近 3 科分の「就職率確定通知書（様式 A-10）」（写） ※「就職率確定通知書（様式 A-10）」が通知された訓練科の訓練形態（通所・通信（同時双方向型）・e ラーニング）は問わないこと。	様式第 14 号※
18	選定における加点要素確認表（実績枠又は新規参入枠） 【添付書類】 ・地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練内容であることがわかる書類 ・就職支援責任者が取得していた場合に加点となる資格等の確認ができる書類（写）（技能検定合格証書又は合格通知書、キャリアコンサルタント登録証など）。※いずれも（写）で可。 ・委託訓練契約書（写）等（新規参入枠の場合のみ） ・民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表（写） ・職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の認定証（写）	様式第 15 の 1 号 又は 様式第 15 の 2 号
19	求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る改善計画書（過去に開講した訓練科の就職者のうち、雇用保険の一般被保険者となった者及び雇用保険適用事業主となった者を対象とした就職率。（以下「雇用保険適用就職率」という。）が基準を下回った場合） 【添付書類】 ・改善計画の対象となった訓練科の「求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書」（写）	様式第 16 の 2 号 ※
20	求職者支援訓練の認定申請に係る提出済み書類一覧 ※ 書類の省略を希望する場合であっても、申請した内容に疑義が生じた場合には省略が認められないこともあります。	様式第 17 号※

第4 申請書の提出方法

機構支部へ来所、郵送（簡易書留郵便等、郵便又は信書便を利用した対面での配達であり、かつ、配達記録が残る方法に限る。）又は申請書の電子ファイル（以下「電子ファイル」という）をメールにより提出してください。

機構支部において申請書を受け付けた際、申請書に不備がないことを確認した上で、認定様式第1号に申請書受理日、受理番号等を記入し、受理印を押印した後、写しを申請者に交付します。

また、ハローワークインターネットサービスに公開するコース情報を正確かつ迅速に登録するため、申請書を紙媒体で提出する場合であっても、電子ファイルの提出のご協力をお願いしています。機構支部へ来所又は郵送で申請書を提出された場合は、提出いただく具体的な時期を申請の都度、機構支部からご案内します。

★ 電子ファイルの提出方法については、【別紙1】「認定申請書の電子ファイルの提出について」をご確認ください。

なお、申請書に不備がある場合は、受け付けることができませんので、お手数ですが、不備のないものを申請受付期間内に改めてご提出ください。

第5 申請書に係る審査・認定（不認定）等について

1. 申請書の修正が必要な場合の取扱い

機構支部において、提出された申請書を審査した結果、申請書の不備や認定基準を満たさないことが判明した場合には、申請書の修正等をお願いすることがあります。

また、認定基準を満たすことを確認するため、追加資料の提出をお願いすることや、機構支部の職員が訓練を実施しようとする施設や設備等を実際に確認することがあります。

これらの依頼について、指定した期限内にご対応いただけなかった場合には、認定基準を満たさない又は認定基準を満たすと判断できないものとして、申請書を返却します。メールにより提出した場合は、機構支部の責任において破棄します。

2. 審査結果

審査終了後、その結果について申請者に通知します。

不明な点がある場合には、申請書を提出した機構支部あてお問い合わせください。

なお、認定後に訓練実施機関向けの訓練の具体的な進め方等を通知します。

3. 認定後の訓練の中止

認定後に訓練を中止できるのは、選考日の前日までであって、受講申込者が定員の半数に満たない場合に限られます。

その他の理由により訓練を中止する場合は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）による認定取消の可能性があります。

認定取消となった場合、当該取消の日から起算して5年間は、当該都道府県において求職者支援訓練の認定を受けることができません（このほかにも認定が取り消される場合があります。）。

4. 認定後の内容の変更

原則として、認定を受けた内容は下記（1）から（6）の事項を除き変更することはできませんのでご留意ください。

これ以外の事項を変更する場合は、労働局による認定取消の可能性があります。

認定取消となった場合、当該取消の日から起算して5年間は、当該都道府県において求職者支援訓練の認定を受けることができません（このほかにも認定が取り消される場合があります。）。

なお、講師の予期せぬ疾病等に伴う交代、カリキュラムの内容に変更はないが技能等の習得上問題が生じず受講者にも不利益がない範囲内での日程変更その他非常時対応の事由として機構支部が認めた場合（変更事由の例は以下のイからヌのとおりです）についてはこの限りではありません。

※ 変更を前提とした申請はできませんので、ご留意ください。

- (1) 訓練実施施設名、同電話番号（企業実習先事業所を含む。）
- (2) 定款等に記載した事項（事業内容を変更した場合に限り、機構支部に届け出が必要です。）
- (3) 訓練実施機関（申請者）の名称、同住所
- (4) 訓練実施運営体制（責任者、事務担当者、苦情を処理する者）
- (5) 企業実習先事業所の訓練実施運営体制（管理責任者、訓練評価者、事務担当者）
- (6) 定員（増員する場合に限る。）

募集期間終了日の翌開庁日までに「求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る定員変更申請書（様式 A-13-2）」及び定員記載箇所を変更した各様式、認定基準による審査の対象となる事項に係る資料（以下、「定員変更申請書類」という。）を機構支部へ提出し、地域職業訓練実施計画に定める訓練実施規模の枠内であり、かつ認定基準に適合することが認められた場合、認定時の定員を増員することができます。応募状況による定員増員を希望する場合は、コース案内に「応募状況によっては、定員を増員することができます。」と記載して下さい。定員変更申請書類の提出期限や記載内容等について機構支部よりご案内します。

- | | |
|---|--|
| イ | 講師、就職支援責任者の予期せぬ疾病、退職等に伴う交代 |
| ロ | 上記イの理由等によりカリキュラムの内容に変更はないが技能等の習得上問題が生じず、受講者にも不利益がない範囲内での日程変更 |
| ハ | 天災、感染症の発生等による休講（企業実習も含む。） |
| ニ | 受講者数に合わせた教室変更 |
| ホ | 教科書の改訂等による教科書（教科書代を含む。）の変更 |
| ヘ | 訓練終了後に取得できる資格名の変更 |
| ト | 天災等により訓練時間を振り替えたことによる訓練期間の延長 |
| チ | 教室と異なる建物に設置した事務室を教室と同じ建物内へ変更 |
| リ | OSやアプリケーションのバージョンアップ |

ヌ 業務上やむを得ない理由による講師の変更

5. 実施状況確認

求職者支援訓練の認定申請を行い、認定された全ての訓練科の実施期間中に原則として月1回程度、機構支部職員が訓練実施施設を訪問またはオンラインにより、実施状況の確認を行います。

実施状況確認の際、通所訓練の設定がなく、事務所の確保及び事務担当者の在駐が不要な訓練コースであっても、訓練に関して責任を持って対応できる責任者又は事務担当者の在駐にご協力を願うことがあります。

また、実施状況確認の際には、受講者へのアンケートを行うことがあります。

6. 労働局による実施状況調査

機構支部の実施状況の確認とは別に、労働局の職員が訓練期間中に訓練実施施設を訪問し、実施状況の調査等を行う場合がありますので、ご協力を願ういたします。

7. 欠格要件への該当

認定基準4、(1)、⑨「欠格要件」に該当した場合には、申請のあった訓練科を認定することができません。

また、過去の求職者支援訓練について認定を取り消された場合等については同基準のハ～ホに該当することとなります。

- | |
|---------------------------|
| ハ 重大な不正行為により認定を取り消された者 |
| ニ 認定取消から5年を経過しない者（ハの者を除く） |
| ホ 5年以内に行つた訓練が不適合と認められた者 |

これらに該当した場合の具体的な不認定の取扱いについては次のとおりとなります。

認定取消等の内容	不認定の期間	不認定の範囲
重大な不正行為+組織的関与あり	永年	全国
重大な不正行為+組織的関与なし	永年	当該都道府県
重大以外の不正行為+組織的関与あり	5年	全国
重大以外の不正行為+組織的関与なし	5年	当該都道府県
不正行為以外	5年	当該都道府県

8. 認定職業訓練実施奨励金等の不正受給について

求職者支援訓練の実施機関が認定職業訓練実施奨励金等について不正受給等を行った場合は労働局により次の措置が講じられることになります。

(1) 奨励金の返還、不支給

① 受講者の職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の不正受給に訓練実施機関が関与した場合及び偽りその他不正の行為により本来受けることのできない認定職業訓練実施奨励金（以下「奨励金」という。）の支給を受け、又は受けようとした訓練実施機関に対しては、奨励金の不正受給額の返還に加え、

- イ 返還を命じた日又は不支給決定通知書の通知日以後、当該訓練実施機関に対する支給の可否を決定する全奨励金
 - ロ 上記のほか、当該不正受給に係る訓練の開始後に当該訓練実施機関が開始した全訓練に係る全奨励金について不支給とし、これらの既払額は返還を命じられます。
- ② 給付金の不正受給に訓練実施機関が関与した場合は、当該不正受給額の3倍までの額を、受給者と連帶して返還・納付を命じられます。
- (2) 不正の事実の公表
- 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受けた訓練実施機関及び給付金の不正受給に関与した訓練実施機関は、当該労働局により当該不正事案の事実を公表します。
- (3) 求職者支援訓練の認定取消等
- 奨励金等の不正受給等を行った訓練実施機関、その役員個人又はその役員が役員である訓練実施機関が実施する求職者支援訓練は、認定済みの求職者支援訓練は認定の取消の対象となる場合があるとともに、以後の認定申請された求職者支援訓練について不認定となります。また、事案によっては刑事告訴を受けることがあります。

第6 申請書を作成する際の留意事項

1. 全般的な留意事項

(1) 申請者

申請者は、認定基準を満たす機関（法人、団体、個人事業所等）の代表権を有する者（代表者）となります。

なお、認定職業訓練実施基本（付加）奨励金を申請する際の支給申請者と同一としてください。

(2) 訓練科毎の申請書の提出

1訓練科につき、1申請書としてください。

複数の訓練科を同時又は時期を異にして実施することを希望する場合には、訓練科毎に申請書を作成して提出してください。

(3) 申請書の言語

申請書は日本語で記入してください。

(4) 各様式間の整合性

複数の書類に同一事項を記入する欄がありますので、提出の際はそれらの記載が一致していることをご確認ください。

(5) 他の法令等に基準等の定めがある訓練科の申請

他の法令等に基づく訓練の内容を求職者支援訓練で実施する場合には、当該法令等の基準等を満たした上で、求職者支援訓練の申請を行ってください。

（例：介護職員養成研修における都道府県等の要綱や申請手続き等）

(6) 実施した求職者支援訓練の修了者等からの就職状況報告書の回収率

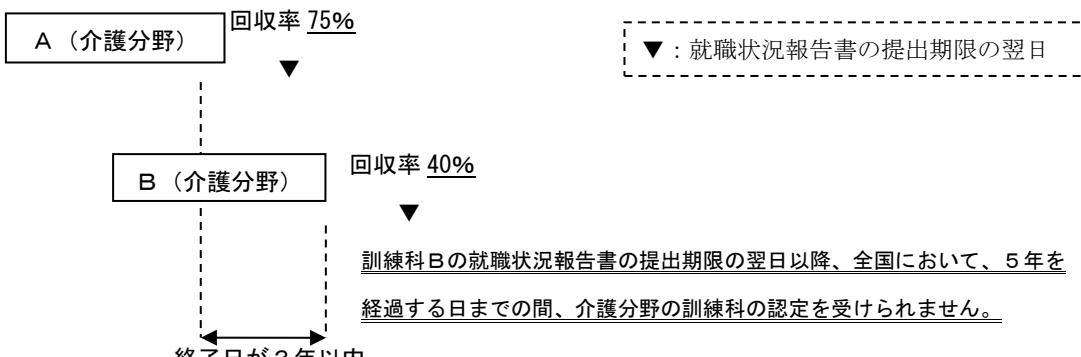
求職者支援訓練では、訓練終了日から起算して4か月を経過する日まで（以下「提出期限」という。）に「就職状況報告書（様式A-14）」（写）、「認定職業訓練に係る就職状況報告書（様式A-15）」及び「認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）」（以下「就職状況報告」という。）を機構支部に提出することとなっています。

過去に実施した同一分野の求職者支援訓練において、訓練終了日の翌日から起算して3か月を経過する日までの就職に関する状況を就職状況報告書（様式A-14）により提出した修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数の当該求職者支援訓練の修了者等の数に占める割合（以下「回収率」という。）が連続する3年の間に全国において2訓練科以上（当該2訓練科以上の求職者支援訓練の終了日が連続する3年の間にある場合に限る。）80%を下回った場合、2回目に80%を下回った訓練科の就職状況報告書の提出期限の翌日から5年を経過する日までの間、全国において同一分野の訓練科は認定できなくなります。

なお、認定申請受付期間の末日までにこれに該当した場合、すでに受理した申請であっても認定できなくなります（申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は認定基準を満たしていないことになりますので、ご注意ください。）。

また、提出期限までに機構支部に就職状況報告書が提出されなかった訓練科については、その時点で「回収率」、「雇用保険適用就職率」とともに0%となります。

（例）甲社東京校の訓練科A 及び 甲社大阪校の訓練科B



(7) 実施した求職者支援訓練の就職率

※ 令和6年4月1日以降に開講した訓練科から適用されます（令和6年3月31日以前に開講した訓練科については、「令和5年12月8日以降に申請する訓練科の認定申請等についての留意事項」をご確認ください。）。

① 改善計画書の提出が必要となる場合

過去に実施した求職者支援訓練（通所・通信（同時双方向型）、eラーニングの訓練形態問わず）の「雇用保険適用就職率」が認定基準書（基礎コースで30%、実践コースで

35%) を下回った場合は、当該訓練科と同一分野の訓練科を申請する際に、以下のとおり、改善計画書（認定様式第16の2号）の提出が必要となります。

提出に当たっては、第6の2の（19）をご確認ください。

イ 認定基準を下回った訓練科が通所・通信（同時双方向型）の場合

当該訓練科の「雇用保険適用就職率」の適用日以降、当該訓練科を実施した都道府県において、同一分野の訓練科（e ラーニング）を最初に申請する際に、申請する機構支部に対して、改善計画書（認定様式第16の2号）の提出が必要となります。

ロ 認定基準を下回った訓練科が e ラーニングの場合

当該訓練科の「雇用保険適用就職率」の適用日以降、全国において、同一分野の訓練科（e ラーニング）を最初に申請する際に、申請する機構支部に対して、改善計画書（認定様式第16の2号）の提出が必要となります。

※ 認定申請受付期間の末日までにこれに該当した場合、すでに受理した申請であっても、機構支部が定める期限までに改善計画書（認定様式第16の2号）の提出が必要となります。機構支部が定める期限までに改善計画書（認定様式第16の2号）の提出がない場合は、不認定となります。

例) 甲社が実施した同一分野の訓練科が認定基準を下回った場合の改善計画の提出例

申請しようとする訓練形態 及び都道府県 認定基準を 下回った訓練科の 訓練形態及び都道府県		通所・ 通信（同時双方向型）		e ラーニング		
		A県	B県	A県	B県	
通信 (同時双方向型)	通所	A県	○	—	○	—
	通所	B県	—	○	—	○
e ラーニング	A県	○	—	○*		
	B県	—	○	○*		

○：必要 —：不要

*A又はB県で最初に申請する県

【参考】訓練実施機関に対して「雇用保険適用就職率」等を通知するまでの流れ

時 期	内 容
(イ) 訓練終了時	訓練実施機関が修了者に対して就職状況報告書を配付。
(ロ) 終了後 4か月	訓練実施機関が機構支部に対して修了者等から回収した就職状況報告書等を提出。
(ハ) 終了後 6か月	(ロ) の就職状況報告書等により、労働局等において訓練終了後 3か月時点における雇用保険適用状況を確認。
(二) 終了後 7か月まで	(ハ) の確認を踏まえ、機構支部から訓練実施機関あて、就職率確定通知を送付。

② 求職者支援訓練の認定ができなくなる場合

訓練形態（通所・通信（同時双方向型）・e ラーニング）を問わず、上記①の就職率を下回った訓練科の終了日から 3 年以内に終了する同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して 1 年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります（改善計画書の提出の要否、提出状況を問いません。）。

当該適用日から起算して 1 年を経過した日以降に開講する同一分野の訓練科で、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回った場合、当該訓練科の終了日から 3 年以内に終了する、同一分野の訓練科が再度、上記①の「雇用保険適用就職率」を下回ると当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日以降、5 年を経過する日までの間、同一分野の訓練科は認定できなくなります（改善計画書の提出の要否、提出状況を問いません。）。

また、認定申請受付期間の末日までにこれらに該当した場合、すでに受理した申請であっても認定できなくなります（申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は認定基準を満たしていないことになりますので、ご注意ください。）。

なお、認定できない都道府県は、申請しようとする訓練形態によって下表のとおり異なります。

申請しようとする訓練形態 認定基準を 下回った 2 コース を実施した都道府県 (訓練形態によらないこと)	通所・ 通信（同時双方向型）	e ラーニング
	認定不可（※ 1）	認定不可（※ 2）
同一都道府県	認定可	認定不可（※ 2）

※ 1 認定基準を下回った 2 コースを実施した都道府県と同一の都道府県に限り認定できないこと。

※2 認定基準を下回った2コースを実施した都道府県に限らず、全国において認定できないこと。

例1) 甲社が実施した同一分野の訓練科（通所・通信（同時双方向型）・eラーニングを問わない）が認定基準を下回った場合の具体例

申請しようとする訓練形態 及び都道府県 訓練形態に よらず認定基準を 下回った訓練科及び 都道府県（※1）	通所・通信 (同時双方向型)		eラーニング		不認定範囲等
	A県	B県	A県	B県	
訓練科①（A県で1度目）	認定可	認定可	認定可	認定可	
訓練科②（A県で2度目） かつ (全国で2度目)	認定不可 (A県で 1年間)	認定可	認定不可 (全国で 1年間)	認定不可 (全国で 1年間)	A県において実施した訓練科①②が認定基準を下回ったことにより、 <u>A県で通所・通信（同時双方向型）及び全国でeラーニングが1年間認定できないこと。</u>
訓練科③（B県で1度目） かつ (全国で3度目) (※2)	認定可	認定可	認定可	認定可	
訓練科④（A県で3度目） かつ (全国で4度目)	認定可	認定可	認定不可 (全国で 5年間)	認定不可 (全国で 5年間)	全国において実施した訓練科③④が認定基準を下回ったことにより、 <u>全国でeラーニングが5年間認定できないこと。</u>
訓練科⑤（A県で4度目） かつ (全国で5度目) (※3)	認定不可 (A県で 5年間)	認定可			A県において実施した訓練科④⑤が認定基準を下回ったことにより、 <u>A県で通所・通信（同時双方向型）が5年間認定できないこと。</u>

※1 訓練科①～②、③～④、④～⑤は訓練終了日が3年以内であること。

※2 訓練科③は、訓練科②により1年間の認定できない期間が明けてから実施した訓練科であること。

※3 訓練科⑤は、訓練科④により5年間の認定できない期間中に就職率が確定した訓練科であること。

例2) 甲社が実施した同一分野の訓練科（通所・通信（同時双方向型）、eラーニングを問わない）が認定基準を下回った場合の具体例

申請しようとする訓練形態 及び都道府県 訓練形態に よらず認定基準を 下回った訓練科及び 都道府県（※1）	通所・通信 (同時双方向型)		e ラーニング		不認定範囲等
	A県	B県	A県	B県	
訓練科①（A県で1度目）	認定可	認定可	認定可	認定可	
訓練科②（B県で1度目） かつ (全国で2度目)	認定可	認定可	認定不可 (全国で 1年間)	認定不可 (全国で 1年間)	全国において実施した訓練科①②が認定基準を下回ったことにより、 <u>全国でeラーニングが1年間認定できないこと。</u> 通所・通信（同時双方向型）については認定可能であること。
訓練科③（A県で2度目） かつ (全国で3度目)	認定 不可 (A県で 1年間)	認定可	認定不可 (全国で 1年間)	認定不可 (全国で 1年間)	全国において3回認定基準を下回っている状況だが、A県で実施した訓練科①③が認定基準を下回ったことにより、 <u>A県で通所・通信（同時双方向型）及び全国で再度eラーニングが1年間認定できないこと。</u> （※2）
訓練科④（A県で3度目） かつ (全国で4度目) (※3)	認定可	認定可	認定不可 (全国で 5年間)	認定不可 (全国で 5年間)	全国において実施した訓練科③④が認定基準を下回ったことにより、 <u>全国でeラーニングが5年間認定できないこと。</u>

※1 訓練科①～③、③～④は訓練終了日が3年以内であること。

※2 訓練科③は、訓練科②による1年間の認定できない期間が明けてから実施した訓練科であること。そのため、訓練科③による不認定の範囲については、訓練科②による不認定の範囲とは別のものであること。

※3 訓練科④は、訓練科③による1年間の認定できない期間が明けてから実施した訓練科であること。

〈ご注意ください〉

過去に実施した求職者支援訓練の就職率による上記以外の不認定の取扱いについて
は、各機構支部へご確認ください。

(8) 雇用関係各種給付金の不正受給

雇用関係各種給付金を不正受給等したことにより、雇用関係各種給付金の不支給期間中にある者は、求職者支援訓練の欠格要件に該当するため、全国において、求職者支援訓練の申請ができません。なお、雇用関係各種給付金の不支給期間中であるにも関わらず、申請し、訓練の認定を受けた機関は、認定された訓練が中止となるだけでなく、労働局長による認定取消の可能性があります。認定取消となった場合、当該取消の日から起算して5年間は、全国又は当該都道府県において求職者支援訓練の認定を受けることができませんのでご留意ください。

また、求職者支援訓練の認定を受けた後に、雇用関係各種給付金を不正受給等したことにより、労働局から当該雇用関係各種給付金について不支給決定を受けた又は支給を取り消された場合には、雇用関係各種給付金の不支給措置の期間中、認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができません。

(9) 訓練の運営委託等の禁止

求職者支援訓練の運営（事務業務を含む）を、他者へ委託又は請け負わせることは認められません。求職者支援訓練の運営を他者に委託した場合は、認定取消となります。

(10) 訓練に係る事業の譲渡等が行われた場合

求職者支援訓練に係る事業の譲渡、譲受等が行われた訓練実施機関が申請する場合には、認定にあたり一定の制約を受けることになりますので、事前に機構支部にご相談ください。

(11) 訓練の実施形態

e ラーニングコースは、全科目をe ラーニングにより実施することは認められません。訓練形態（e ラーニング、通信の方法（同時双方向型）、通所）を組み合わせて、訓練コースの設定を行う必要があります。なお、訓練の実施形態別に実施可能な科目については、第6、2、（6）推奨訓練日程計画表（認定様式第6号）をご確認ください。

(12) 虚偽等の申請

故意に申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、求職者支援訓練の認定を受けた場合は、労働局による認定取消等の可能性があります。なお、認定取消等となった場合、当該取消の日から起算して5年間又は永年、当該都道府県又は全国において求職者支援訓練の認定を受けることができませんのでご留意ください。

2. 書類ごとの留意事項

★の内容については、詳細を別紙に記載しておりますので、必ずご確認ください。

認定様式第1号及び第2号への代表者印（会社実印）、認定様式第13の1号への就職支援責任者印及び訓練実施施設の責任者印の押印については省略できます。なお、認定後に変更が可能な箇所について、上記第5の4に記載の通りであることから、申請内容の変更を前提とした申請は認められないこと。

(1) 職業訓練認定申請書（認定様式第1号）

① 申請日

機構支部に申請書を提出する年月日（以下イ～ロのいずれか）を記入してください。

イ 機構支部へ来所して申請する場合

「来所日」を記入してください。

ロ 郵送により申請する場合

「発送の手続きを行う日付（消印日付）」を記入してください。

なお、消印日と申請日が異なる場合、申請書を受理できない場合もございますので、ご注意ください。

ハ 電子メールにより申請する場合

「電子メールの送信日」を記入してください。

なお、アドレスの誤りやサーバーエラー等でメールの送信・受信ができていない場合、認定申請書は提出されていないこととなりますので、機構支部に対して、メールが受信されているかの確認をお願いします。

② 申請者

申請者の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名及びそれぞれのフリガナを記入してください。

※ 申請者の所在地は都道府県名から記載してください。

※ 登記された法人等である場合、登記されている内容と原則一致させてください。

③ 訓練の種別

e ラーニングコースの場合は、実践訓練（実践コース）に“✓”を記入してください。

④ 訓練分野

イ 申請する訓練科の訓練内容や訓練修了後に就職を想定する職業・職種により判断して、次の一覧から分野を選び、□に✓を記入してください。

分野	主な職業・職種
02 IT分野 <small>(注1)</small>	WEB系ソフトウェア開発技術者、ソフトウェアプログラマー、サーバー管理者、システム管理者、社内システムエンジニア、情報セキュリティ技術者、データベース管理者、ネットワーク技術者、ゲームクリエーター
03 営業・販売・事務分野	総務事務員、経理事務員、営業事務員（営業アシスタント）、貿易事務員、OA事務員（OAオペレーター） <small>(注2)</small> 、小売店販売員、医薬品・化粧品販売店員、生命保険営業員、不動産営業員
04 医療事務分野	医療事務員、調剤薬局事務員、歯科助手
05 介護・医療・福祉分野	施設介護員、訪問介護員、看護助手、保育補助者
06 農業分野	農耕作業員、養畜作業員、植木職、造園師
07 林業分野	伐木・造材・集材作業員
08 旅行・観光分野	旅行会社カウンター係、旅館・ホテル接客係、ツアーコンダクター、旅行・観光ガイド

分野	主な職業・職種
09 警備・保安分野	施設警備員、道路交通誘導員、雜踏警備員
10 クリエート (企画・創作) 分野	広告ディレクター、イベントプランナー
11 デザイン分野	グラフィックデザイナー、WEBクリエイター、WEBデザイナー、フラワーデザイナー、ドレスメーカー、洋裁師、リフォーム（衣服）、パタンナー
12 輸送サービス 分野	甲板員、バスガイド、フォークリフト運転作業員、陸上荷役・運搬作業員、自動車整備工
13 エコ分野	労働安全衛生技術者、環境衛生技術者、機械解体処理工、太陽光発電装置据付作業員
14 調理分野	調理人、パン・菓子製造工
15 電気関連分野	電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子回路用コンデンサ組立工、電気機械器具修理工、電気配線工事作業員
16 機械関連分野	汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工、プラスチック製品製造工、CADオペレーター（機械製図）
17 金属関連分野	金属プレス工、鉄工、製缶工、板金工、金属溶接・溶断工
18 建設関連分野	測量士、インテリアコーディネーター、木工、家具工、表具師、住宅塗装工、CADオペレーター（建築製図）、建設用機械車両運転工、型枠工、鉄筋工、建築大工、左官工、配管工
19 理容・美容関連分野	着付師、エステティシャン、ネイリスト
20 その他の分野	02 I T分野から19 理容・美容関連分野に属さない職業・職種 パソコンインストラクター、ブライダルコーディネーター、マンション管理人、ビル管理員、トリマー、ビル施設管理者、ビル・建物清掃員

《訓練として実施できないものの例》

- 当該職業に就くために必ず必要な資格があり、当該資格取得に資するために6か月を超える訓練期間を必要とする職業に係る訓練科
- 資格を既に有する者を対象として当該資格と同等もしくは同等以上の技能及びそれに付随する知識を習得させることを目標とする訓練科

(注1) I T分野はシステムエンジニアやプログラマー等、システムの分析・設計やプログラムの設計・作成などの仕事に従事することを希望する者を対象とし、JavaやVB等言語を用いたプログラミングやネットワーク構築に係る技能等を付与する教科を主体とした訓練内容が該当します。

したがって、次のような教科を主体とした訓練内容はI T分野ではなく、それぞれ適切な分野において申請してください。

主体としたカリキュラム	訓練分野
ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトやWEBページ作成ソフトを用いた基礎的な技能等	基礎分野
WEB制作ソフト（イラストレーター・フォトショップ・ドリームウィーバー等）を用いたWEBのデザインに係る技能等	デザイン分野

(注2) OA事務員とは、パソコンを用いた事務処理を主な仕事とする職業を想定しています。当該職業への就職を想定するカリキュラムには、オフィスソフトの操作能力を付与する技能等だけではなく、それらの能力を活かす実際の仕事に則した作業（例：報告書、議事録、営業資料、データ集計、勤怠管理、備品管理等）ができるようになる技能等を付与する内容を必ず設定してください。

カリキュラムの作成例（OA事務科、販売・OA事務科、OA事務（表計算実務）科）を次のWEBページに掲載しておりますのでご参照ください。

＜参考＞カリキュラム作成ナビ～求職者支援訓練カリキュラム・成果シート作成支援ツール～

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

□ 今回申請しようとする求職者支援訓練が、「新規」又は「新規扱い」に該当する場合、□欄に✓を記入してください。

なお、「新規」「新規扱い」の区分は次のとおりです。

新規	1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、全国どこでも実施（開講）したことがない場合
新規扱い	<p>1 申請する求職者支援訓練（本申請により、総訓練時間に対する通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合を除く）と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施（開講）したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施（開講）したことがない場合</p> <p>2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内（本申請により、総訓練時間に対する通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国）で実施（開講）したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合</p>

※ eラーニングコースにおける総訓練時間に対する通所割合とは、次の計算式により算出した割合(小数点第1位以下を切り捨て)のことを言います。

$$\frac{\text{80時間算定対象訓練(第6の2(6)⑥参照)のうち、受講者全員が通所で実施する(注)時間数}}{\text{80時間算定対象訓練の総時間数}}$$

(注) オンライン訓練(混在型)で実施する時間数は含めません。

※ eラーニングコースにおける総訓練時間に対する通所割合が20%以下の訓練を申請する場合は、全国で1度でも実施(開講)したことがあり、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当する場合は、実績枠となります。

※ 認定基準4、(1)、①にあるように、求職者支援訓練の認定を受けようとする申請者は、訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、申請する訓練科と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行行った実績を有する必要があります。

「同程度の訓練期間及び訓練時間」に該当するかどうかは、機構支部にご確認ください。

★ 訓練を開始しようとする日から遡って3年間の実績の確認方法については、【別紙2】「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」についてをご確認ください。

⑤ 訓練科名

実施を希望する訓練科名を、訓練内容や訓練に係る職種が容易に分かるように40文字以内で設定し、記入してください。

また、申請訓練の総訓練時間に対する通所割合に応じて、訓練科名は以下のとおりとしてください。

- ・通所割合が20%以下の訓練については、訓練科名の末尾は「(e ラーニングA)」
- ・通所割合が20%を超える訓練については、訓練科名の末尾は「(e ラーニングB)」

⑥ 訓練期間(2か月以上6か月以下の適切な期間を設定してください。)

訓練開始日、訓練終了日及び訓練月数を記入してください。

なお、訓練月数は、訓練開始日から翌月の訓練開始応当日の前日までを1月として算定してください。

その結果、1か月に満たない期間が生じる場合、その期間が28日以上であり、かつ、当該期間の時間数が80時間以上の場合は1か月として算定し、日数又は時間数がそれ(28日以上かつ80時間以上)に満たない場合は月数の算定からは除いてください(認定様式第5号や第6号等との整合性を確認してください。)。

★ 訓練期間の具体的な設定方法については、【別紙3】「e ラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について」をご確認ください。

⑦ 訓練定員

受講者の定員を記入してください。

なお、認定基準上、1訓練科ごとにおおむね10人～30人となります。

⑧ 訓練実施施設名・所在地

訓練を行う主たる施設の名称及び所在地を記入してください。（所在地は、都道府県名から記入してください。）なお、訓練実施施設名は、教育訓練を行うに当たり対外的に表す名称（例えば学校名）であり、ビルや会場の名称ではありません。

また、原則、同一の訓練実施施設において複数の訓練科を実施しようとする場合、その訓練実施施設名は同じ名称としてください。

※過去に申請された訓練と同じ名称の訓練実施施設名が記入されている場合で、訓練実施施設所在地又は訓練実施施設代表者名が異なっている場合（変更の届け出が提出されている場合を除きます。）は、機構支部から訓練実施施設名の末尾に「数字（1、2、…）」等を付するよう依頼することがありますのでご了承ください。

⑨ 訓練実施機関番号

過去に求職者支援訓練の認定を受けたことがある場合は、認定通知書に記載のある訓練実施機関番号を記入してください。

過去に認定を受けたことがない場合は「初回」と記入してください。

⑩ 法人番号

国税庁から法人番号指定通知書にて通知された法人番号（13桁）を記載してください。なお、通知された法人番号が無い場合は記載不要です。

⑪ 社会保険労務士記載欄

社会保険労務士が社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の2の規定に基づき申請書の提出に関する手続を申請者に代わり行う場合は、所要事項を記入してください。

（2）誓約書（認定様式第2号）

認定申請する訓練コースについて、以下の誓約内容をよく確認し誓約してください。

- (1) 提出する書類については事実と相違ないこと。
- (2) 認定を受けようとする訓練科について、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく「求職者支援訓練の認定基準等について」に記載する内容を遵守すること。
- (3) 職業訓練の実施に関して必要な法令等に基づく手続きが適切に行われていること。
- (4) やむを得ず訓練を途中で中止した場合であっても、受講者保護等の観点から、訓練中止後に必要な対応（職業訓練受講給付金支給申請書（様式B-6）の受講証明等）が可能な体制を確保していること。

① 日付（誓約書の作成日、誓約文中の日付）

認定様式第1号の申請日と同一としてください。

② 申請者

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

③ 訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

(3) 実施体制等確認表（認定様式第3号）

① 実施機関名・訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 作成者名

この書類を作成した者の氏名を記入してください。

なお、原則として、この書類の作成は、申請者又は訓練の適正な実施を管理するものとして申請者が指名した責任者が行ってください。

③ 「2 訓練実施施設の確保」

訓練期間中、訓練実施施設が適正に確保されていることを確認するため、訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図と合わせて以下イ又はロの書類を添付して下さい。

通所の方法により実施する訓練を一切設定しない場合は教室や実習室等の確保は不要ですが、その場合であっても訓練実施施設（運営拠点）が必要です。訓練実施施設（運営拠点）については、以下①～⑥の要件を満たしてください。なお、1訓練科において複数の訓練実施施設（運営拠点）を確保することは認められません。

① 訓練期間中に求職者支援訓練に係る書類の保管及び実施状況確認を行う部屋が確保されていること。

※ 最低限機構職員2人及び訓練実施施設の求職者支援訓練担当者が入室可能かつ書類を確認できる十分なスペース（座って書類を広げられる等）が確保されていること。

※ 実施状況確認時の会話等が外部に聞こえない環境であること。また、視覚的にも外部と仕切られていること（ガラス張り等で、部屋の外から中が見えてしまう場合は、カーテン等の視界を遮るものを設置すること。）。

② 個人情報漏えい防止のための措置が取られていること。

③ 原則として訓練実施機関のみが使用するものであり、当該実施機関以外の者が使用しないこと。

※ シェアオフィスやコワーキングスペース等の中にある共同で利用する場所（オープンスペース、フリーアドレス席等）は認められないこと。

④ 事務室の入り口が施錠できる、又は個人に関する情報を保管する書庫等の施錠ができ、かつ容易に持ち出せず、当該情報に関する書類等に訓練実施機関の担当者以外の者が接することができないこと。

※ 紙・電子媒体問わず、保管が必要な書類については、原則、訓練実施施設から

- の持ち出しあは認められること。
- ⑤ 訓練期間中、適正に確保されていること。
- ※ 訓練期間中に終日使用できない部屋（予約制の貸会議室等）は認められないこと。
- ⑥ 求職者支援訓練に係る郵送物の受取体制が整っていること。転送サービス等は認められることから、訓練実施施設で郵送物を受け取る体制が整っていること。

上記の場所が確保されているか確認するために、平面図と併せて以下イ又はロの書類の提出が必要となります。詳細については、【別紙5】「eラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

イ 自ら所有する場所を使用する場合

不動産登記簿謄本（写） 等

※ 不動産登記されていない場合は、固定資産税の納税通知書（写）

ロ 貸借により確保する場合

賃貸借契約書（写） 等

※ 転貸物件の場合は、関係する契約書等の書類を全て添付してください。

ハ イ及びロに加え、次の場合には必要な書類を添付してください。

（イ）契約期間更新の定めがあるものの、すでに契約期間が終了しており、有効な契約か確認できない場合は、現在も借り受けていることがわかる資料（直近（概ね1年以内）の総勘定元帳の借損料、預金元帳の借料の支払が記載されている箇所又は振込依頼書（写）等）を合わせて添付してください。

（ロ）訓練開始前又は訓練期間中に契約期間が満了する場合（更新後の契約期間満了の場合も含む）、合わせて更新することについての確約書等を添付してください。

（ハ）定期建物賃貸借契約で、訓練開始前又は訓練期間中に契約期間が満了する場合には、合わせて新たな契約書等を添付してください。

（二）特に賃貸借契約を締結せずに、訓練実施場所及び事務室を借り受ける場合や法人の代表取締役が個人として所有している建物を使用する場合など、建物の所有者と申請者が異なる場合は、訓練期間中に申請者が占有して使用できることが分かる書類を添付してください。

※ 上記書類は、訓練開始日から終了日まで訓練実施施設が確保されていることを確認するため、契約内容等について、訓練実施機関及び貸主の双方が合意したことが確認できる書類でなければ認められること。

★ ③の書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

④ 「3 訓練時間の標準時間」

該当する訓練の種別のチェック欄（□）に✓を記入した上で、認定基準で定める期間、時間、カリキュラム内容に該当しているか否かを確認し、○を記入してください。

⑤ 「4 介護職員養成研修等」

介護職員養成研修を求職者支援訓練として実施する場合は、研修を実施する事業所の所在する都道府県等で研修の指定申請手続きをしていることを確認し、○を記入するとともに、介護職員養成研修等の指定通知書（写）を添付してください。

※介護職員養成研修に応じて事業者と研修事業で別に指定されている場合は、研修事業の指定通知書（写）を提出してください。研修事業の指定がない場合は、事業者の指定通知書（写）を提出してください。

※指定通知書（写）に記載のある項目から変更があった場合は、変更届等（写）を提出してください。

申請書を提出する段階で、介護職員養成研修等の指定通知書（写）を提出できない場合は、原則、募集開始日の前日までに指定通知書（写）を提出できることを条件に認定申請を受け付けます。都道府県等から指定され次第、速やかに機構支部へ指定通知書（写）を提出してください。

この場合、認定様式第5号「訓練カリキュラム」等の「訓練修了後に取得できる資格」欄の資格名の後に「令和〇年〇月〇日時点指定申請中」（日付は申請書の日付と同じ。）を追記してください。

なお、都道府県等から指定を受けられなかったなどにより指定通知書（写）を機構支部へ提出できない場合は、訓練を中止していただくことになりますのでご留意ください。

⑥ 「5 LMS」(Learning Management System。(以下「LMS」という。))

イ 訓練受講時間（受講者が教材ごとにアクセスしていた時間（受講開始時刻及び受講終了時刻））及び訓練の進捗状況等の管理・記録は、原則、以下の機能を有するLMSにより行うこととなるため、使用する名称と要件（（イ）～（ホ））について確認してください。なお、教材とLMSは同一のシステム上で運用されることが望ましいですが、訓練実施機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能です。また、申請の際は、以下口の書類を添付してください。

（イ）受講者の訓練受講時間（受講者が教材ごとにアクセスしていた時間（受講開始時刻及び受講終了時刻））及びアクセスした教材を暦日ごとに記録・管理できること。また、訓練受講時間及びアクセスした教材は、LMS上で、自動で暦日ごとに記録・管理できるものであること（受講者の自己申告をもとに受講時間及びアクセスした教材を管理・記録するシステムは認められません。）

なお、複数の教材に同時にアクセスできない設定の場合や、受講者が複数の教材に同時にアクセスした際、LMSによりアクセスした各教材について、自動で暦日ごとに受講開始（終了）時刻と受講開始から終了までの時間数が記録・管理できる場合は、受講開始から終了までの時間数に加え、受講開始時刻または受講終了時刻の

いずれかの記録があれば差し支えありません。

出力ログ例：教材①2月6日 開始時刻9：00 受講時間数45分

教材①2月6日 開始時刻9：50 受講時間数10分

教材②2月6日 開始時刻10：00 受講時間数30分

教材②2月7日 開始時刻10：00 受講時間数40分

(口) 曆日毎の教材にアクセスしていた時間数（受講時間数）について、受講者が確認できること（訓練実施機関が受講者に対し、受講の都度、メール等により通知することを含む）。

(ハ) 習得度確認テストの実施状況と成績を記録・管理できること。

(二) 受講者がアクセスできるコンテンツを管理できること。

(ホ) 教材にアクセスした者が受講者本人であることを個人認証ＩＤ及びパスワード等により確認できること。

※ LMSの操作等に関する受講者からの質問については、原則として、訓練実施機関が対応を行うこと。ただし、情報通信機器に関する専門知識を必要とする場合に限り、LMSを提供する企業が訓練実施機関の代理窓口として対応することも可とする。

- ・ 訓練受講時間は、受講者がLMSにログインし教材にアクセスした時間数とする。
ただし、受講者のアクセス時間数にかかわらず、ユニットごとに規定された受講時間を当該ユニットにおける受講時間の上限値とする（例えば、受講時間を15時間と規定したユニットの教材に20時間アクセスした場合であっても、受講時間は15時間として取り扱う）。

※ 訓練内容に関連しない動画（広告を含む）の視聴時間は受講時間に含めないこと。

- ・ 受講者がアクセスできる教材は、推奨訓練日程計画表において当該受講日が属するユニット及びそれ以前のユニットにおける教材に限る。また、次のユニットの受講にあたっては、当該受講日が属するユニットに係る習得度確認テストの受講終了後である必要があることから、システム上、受講者がアクセスできる教材に制限を設けること。
- ・ 受講者以外の者が受講者本人になりすましてLMSにログインし教材にアクセスする等の不正受講が認められた場合は、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とする。

【注意1】

訓練受講時間は、受講者がLMSにログインし教材にアクセスした時間数となるため、LMSにログインせず、又、教材にアクセスせず受講した場合（紙・電子媒体問わず、教科書だけを使用して自習した場合等）は、受講時間としてカウントできません。

なお、当該事項については、オリエンテーション時に受講者に対して、丁寧に説明する必要があります。

【注意2】

複数の教材を同時に視聴した場合、訓練受講時間として計上できるのは1つの教材のみとなります。当該取り扱いについては、オリエンテーション時に受講者に对

して必ず周知してください。

詳細については、「e ラーニングコースを実施するに当たっての留意事項～認定を受けた訓練実施施設の方へ～」をご確認ください。

□ LMSに関する提出書類

使用するLMSが、認定基準を満たしているかを確認するため、以下、(イ) または(ロ) の書類を提出してください。また、書類の確認に加えて、実際に訓練で使用するLMSの実機確認を行いますので、下記ハのとおりご対応お願ひします。

(イ) 自社開発の場合

- ・ 使用するLMSの内容が確認できるもの（パンフレットや仕様書等）
- ・ LMS実機確認表

(ロ) 外部調達を行う場合

- ・ 契約書（写）等、調達したことが確認できるもの
- ・ 使用するLMSの内容が確認できるもの（パンフレットや仕様書等）
- ・ LMS実機確認表

【注意】

認定基準を満たすことを確認するため、認定様式別紙1の「LMS実機確認表」の訓練実施機関チェック欄を記載してください。

※「LMS実機確認表」についてはLMSの実機確認で使用することから、認定申請書と併せて提出してください。

ハ LMSの実機確認

認定申請時に訓練で使用するLMSの実機確認を行います。機構支部と日程調整の上、機構支部が定めた実機確認時間の中で、以下(イ)又は(ロ)の方法により、訓練で使用するLMSが「LMS実機確認表」の要件を満たすことを説明してください。また、実機確認については、実際の教材をアップロードし、受講者アカウント等により確認できる状態で実施してください。なお、同一年度に開講する訓練科で、すでに1度LMSの実機確認を実施しており、機構支部が実機確認を不要と判断する場合は、LMSの実機確認を省略することができます。その場合であっても、実際の教材をアップロードし、受講者アカウント等により確認できる状態のLMSにて申請する必要があります。

(イ) 対面により確認

実施機関が準備したパソコン等で、各種申請書類（LMSに関する提出書類を含む）を用いて、機構支部職員に説明してください。

(ロ) オンラインにより確認

オンライン上で、各種申請書類（LMSに関する提出書類を含む）を用いて、機構支部職員に説明してください。

※ 次の⑦～⑪(⑪を除く)について、通所の方法で訓練を実施しない場合は教室や実習室等の確保が不要であるため、記入の必要はありません。

⑦ 「7 教室面積等」

通所により訓練を実施する日がある場合は、受講者1人あたり 1.65 m^2 以上（※訓練実施施設に通所して実施する科目が「対面指導」のみの場合は、教室の面積は「3名× 1.65 m^2 」以上（事務室・休憩等のスペースは含まない。）の面積のある教室が確保されていることを確認し、○を記入してください。実習室を使用する場合は、その総面積を記入してください。

★ 教室等について満たすべき要件については、【別紙5】「教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

⑧ 「8 実技に使用する主要な設備・備品・機器」

パソコンを除く実技に使用する使用頻度の高い設備・備品・機器を5つ挙げ、その名称及び整備する台数を記入してください。

※ 次の⑨から⑫までに記載した訓練に使用する全ての設備・備品・機器（パソコンを含む）については、原則として、認定申請時に整備されている必要があります。

ただし、やむを得ない事情がある場合は設備・備品・機器の台数が不足している場合等であっても、その設備・備品・機器等を使用する訓練の開始日までに整備することを契約書（写）等により証明いただければ要件を満たすと判断します。

⑨ 「9 机・椅子・ホワイトボード等」

受講者用の机・椅子の備品が定員分用意してあるか、ホワイトボード等が用意してあるかを確認し、○を記入してください。

⑩ 「10 パソコン関係」（パソコンを使用する訓練カリキュラムを含む訓練の場合）

イ パソコン台数

受講者用パソコンの台数を記入してください。パソコンは、受講者（定員）一人あたり1台の割合で設置されていることが必要です（訓練でのパソコンの使用時間（パソコンの訓練時間外の利用可能時間を含む）に重複がなければ、複数の訓練科でパソコンを共用することも可能です。）。

なお、パソコンを使用する訓練を開始する日以降、訓練終了日までパソコンが設置され、使用できる状態であることが必要です。

ロ インターネットの接続

受講者用パソコンのインターネットへの接続の可否状況を記入してください。

ハ プリンター台数

受講者用のプリンターの台数を記入してください。

なお、訓練カリキュラム上、プリンターを使用する場合にあっては、プリンターは受講者用のパソコン10台に1台以上（レーザープリンターの場合は30台に1台以上）を教室内に整備する必要があります。訓練カリキュラム上、プリンターを使用し

ない場合は、設置不要となりますので、台数の記入は必要ありません。

ニ 受講者が講師のパソコン画面を常時確認できるための方策

受講者がビデオプロジェクター等により講師のパソコン画面を確認する場合は○を記入してください。

ホ パソコン等の配線

受講者が配線に躊躇ないため等の安全上の対処方法を選んで○を記入してください。

また、選択肢がない場合は（ ）内にその対処方法を具体的に記入してください。

なお、選択肢以外では、「ケーブルを結束し机の中にケーブルを収納する」「ケーブルカバーでケーブルを固定する」等の方法が考えられますが、ガムテープで張る等の簡易な方法は認められません。

ヘ その他の設備・機器

訓練の実施に必要なその他の設備・機器を適正に整備している場合は○を記入してください。

⑪ 「1.1 ソフトウェア（パソコンを使用する訓練カリキュラムを含む訓練の場合、かつ、訓練実施機関が準備するパソコンの場合）」

イ 使用許諾契約

当該訓練で使用するソフトウェア（OSを含む）について、使用許諾契約に基づき適正に使用できること（体験版の使用は含まない。）を確認の上、○を記入してください。

ロ OS

使用するOSの名称及びバージョンを記入してください。

また、サポート対象内のバージョンであるか否かについて○を記入してください。

なお、訓練内容により必要がある場合は、古いバージョンのOSを指定することも可能ですが、適切に使用できる方法（セキュリティ対策等）を講じる必要があります。

その場合は、その理由を任意様式に記載し、添付してください。

ハ ソフトウェアの種類

訓練に使用するソフトウェアの名称及びバージョンを記入してください。

また、そのソフトウェアのバージョンが、認定申請時点でサポート対象になっているものであるか否かについて○を記入してください。

なお、訓練の内容により必要がある場合は、古いバージョンのソフトウェアを指定することも可能ですが、適切に使用できる方法（セキュリティ対策等）を講じる必要があります。その場合は、その理由を任意様式に記載し、添付してください。

〈ソフトウェアのバージョンについて〉

訓練の内容により必要がある場合は、サポートが終了していても認定を受けることが可能ですが、次の措置を講じるなどセキュリティ対策に留意してください。

① セキュリティ情報を収集すること。

(情報収集の一例)

- ・ IPA（独立行政法人情報処理推進機構）

<https://www.ipa.go.jp/>

② 正しい情報に基づき、適切な措置を取ること。

上記①に記載したサイト等から情報を収集し、サポートが終了しているソフトウェアやインストールされているブラウザに対する脆弱性が公開された際に、適切な措置を講じること。

(講ずるべき措置)

- ・インターネット接続を物理的に切断する。
- ・端末上で個人情報を扱うことを禁止する。
- ・教室から外部に電子ファイルを持ち出さない。
- ・外部から教室に電子ファイルを持ち込まない。

さらに Web 関連の訓練科においてインターネット接続を切断する場合は、必要に応じて教室 LAN において仮想環境 (WWW サーバ、DNS サーバ、FTP サーバ、メールサーバ、認証サーバ等) を構築し、訓練に支障を来さないように対策を講じること。

⑫ 「12 その他当該訓練に必要な設備」

当該訓練を行うに当たって、必要と考える設備の整備状況を確認し、○を記入してください。

⑬ 「13 安全衛生法上の措置」

例えばクレーンなどの機器が法令で定める期間ごとに定期的に点検されているか、また受講者の安全衛生に十分配慮しているかどうかを確認し、○を記入してください。

⑭ 照明、空調（冷暖房）、換気（窓）、トイレ（男女別）、洗面所

受講者が快適かつ衛生的に職業訓練を受講できる環境かどうかを確認の上、有無を記入してください。

★ その他訓練環境について満たすべき要件については、【別紙5】「e ラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

⑮ 「18 事務室」

教室や実習室などとは別の部屋で完全に分離されて、同一又は近隣の建物に整備されていることを確認し、○を記入してください。

★ 事務室について満たすべき要件については、【別紙5】「e ラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

⑯ 「19 喫煙場所」

教室（自習用教室を確保する場合も含む）が全面禁煙であるか、また休憩室又は昼食場所を確保する場合は禁煙又は分煙対策が施された場所であるかを確認し、○を記入してください。

★ その他訓練環境について満たすべき要件については、【別紙5】「e ラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

⑰ キャリアコンサルティングを行う場所

受講者のプライバシーに配慮した場所であることを確認し、○を記入してください。

★ 教室等について満たすべき要件については、【別紙5】「e ラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について」をご確認ください。

※次の⑯については、通信（同時双方向型）又は通所の方法により、学科又は実技を実施する場合に限り、**イと口を記入してください。**

⑯ 講師の数

イ 学科

全ての学科の訓練時間において受講者 30 人あたり 1 人以上配置している場合は○を記入してください。

ロ 実技（パソコンを使用する科目を含む。）

全ての実技の訓練時間において、受講者 15 人あたり 1 人以上（助手を含む。）配置し、かつ実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる講師の数である場合は○を記入してください。

ただし、IT 分野の訓練コース又はデザイン分野のうちWEB デザインの訓練コース（以下、「デジタル系訓練コース」という。）は、受講者 20 人までは 1 人、20 人超えるときは 2 人以上（助手含む）配置することで差し支えないこと。

※助手を含める場合であっても、必ず講師が 1 人以上必要となります。

ハ 対面指導及び質疑応答の体制

対面指導及び受講者からの質疑応答に対して講師が支援できる体制を整えているかを確認し、○を記入してください。

★ 求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき要件については、【別紙8】「求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について」をご確認ください。

⑯ 外部の映像教材を使用する場合

外部の映像教材を使用しているか否かについて○を記入してください。

なお、外部の映像教材を使用するにあたっては、以下のイ～ハにご留意ください。

- イ 訓練内容に関連しない動画（広告含む）を流さないこと。
 - ロ 外部動画サイト（不特定多数の者が自由に見ることができる無料の動画サイト等）を使用していないこと。
 - ハ 通信（同時双方向型）又は通所の方法により、学科又は実技を実施する場合に限り視聴覚教材（映像教材）の配信中であっても、受講者からの質疑等に対応するため、講師と受講者間で質疑応答が行える環境を整えていること。
- ⑯ 個人情報保護の体制
個人情報の保管体制について○を記入してください。
- ⑰ 接続復旧の体制
通信障害等に対応できる体制を整えているかを確認し、○を記入してください。
※ 通信障害等によりオンライン接続が遮断された際の接続の復旧に向けたアドバイス等について、受講者の訓練受講を妨げずに行える体制が整備されていること。
- ⑱ 苦情相談窓口の周知方法
受講者に対する苦情相談窓口の周知方法を記入してください。
- ⑲ 退校処分とする場合の説明
退校処分とする場合の判断基準や手続きについて、受講者にどのように周知する予定としているか記入してください。
- ⑳ 災害補償制度の措置等
災害補償制度を措置するため、加入する予定の保険の有無について○を記入してください。
また、加入する予定である保険に関するリーフレット等を添付してください。（加入され次第、訓練開始までに、内容確認書等、内容及び加入の確認できる書類を提出してください。）

- ★ ⑳の書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。
- ★ 詳細については【別紙6】「災害補償制度の措置等に係る留意事項」をご確認ください。

- ㉕ 職業訓練サービスガイドライン研修受講またはIS029993 及び IS021001 の取得の確認

訓練を実施する事業所において、(イ)「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に関する研修（以下「ガイドライン研修」という。）を修了し、申請職業訓練を申請する日において有効な受講証明書を有する者（訓練実施施設の訓練施設責任者、就職支援責任者、申請者と直接雇用関係（役員を含む）にある講師又は事務担当者のいずれかの受講者）が在籍している場合は、○を記入してください。また、修了証

書（写）、修了証明書（写）又は受講証明書（写）を添付してください（講師又は事務担当者の場合は、申請者と直接雇用関係であることがわかる書類を添付してください）。

または、（口）申請時点で認証期間内である国際標準化機構（ISO）の ISO29993（公式教育外の学習サービス－サービス要求事項）及び ISO21001（教育組織－教育組織に対するマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）を取得している場合は、○を記入してください。また、審査登録証（写）を添付してください。

★ ㉕の書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

㉖ 企業実習を行う場合

各項目において、該当する項目に○を記入してください。

求職者支援訓練における企業実習とは、実際に生産活動や営業活動を行っている事業所において実習形式により教育訓練を行うことを指します。

㉗ 受講者へのパソコン、モバイルルータ等の貸与

受講者へパソコンやモバイルルータ等の貸与を行うかどうか選択してください。貸与を行う場合は機器ごとに有償貸与か無償貸与かを選択してください。

㉘ 通信機器を使用して訓練を実施する場合

イ 各項目において、該当する項目に○を記入してください。

ロ 使用許諾契約

パソコンを使用する訓練カリキュラムを含む訓練の場合、当該訓練で使用するソフトウェアの使用許諾契約の有無を確認の上、○を記入してください。

ハ ソフトウェアの種類

使用するソフトウェアの名称とバージョンを記入してください。

訓練に使用するソフトウェアのバージョンが、認定申請時点でサポート対象になっているものであるか否かについて○を記入してください。

なお、訓練の内容により必要がある場合は、古いバージョンのソフトウェアを指定することも可能です。

その場合は、その理由を任意様式に記載し、添付してください。

（4）訓練実施機関・施設の概要（認定様式第4号）

① 訓練実施機関番号

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

過去に認定を受けたことがない場合はチェック欄（口）に✓を記入してください。

② 訓練実施機関名、法人番号、所在地（電話番号も含む）、代表者役職・氏名

訓練実施機関名、法人番号、所在地、代表者役職・氏名は認定様式第1号の申請者の記載と同一の内容を記入してください（例：本社が東京であれば、東京本社の代表の電

電話番号を記入してください。)。

また、複数の都道府県で認定申請を行う場合は、これらの内容は同一のものを記入してください。都道府県ごとに異なる内容を記入すると認定職業訓練実施奨励金の支給確認に影響が出る場合があります。

③ 雇用保険適用事業所番号

訓練実施機関の主たる事業所に係る雇用保険適用事業所設置届（写）等を添付し、雇用保険適用事業所番号を転記してください。

また、複数の都道府県で認定申請を行う場合は、雇用保険事業所番号は全国同一のものを記入してください。（例：本社が東京であるならば、東京本社の雇用保険事業所番号を記入してください。）

※ 雇用保険の強制適用事業所ではないため加入していない場合は、雇用保険適用事業所設置届（写）の添付は不要です。

★ ③の書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

④ 設立年月日

訓練実施機関の設立年月日を記入してください。

⑤ 訓練実施機関の属性

該当する属性のチェック欄（□）に✓を記入してください。

⑥ 加盟団体名

加盟団体がある場合は主な団体を記入してください。

⑦ 訓練実施施設名、所在地（電話番号も含む）、代表者役職・氏名

訓練実施施設名及び所在地は認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。電話番号については、訓練実施施設の担当者に直接繋がる電話番号（携帯電話番号でも可）を記入してください。

⑧ 職業訓練の実績

申請者が実施した職業訓練の実績のうち、次のイ～ハの要件を全て満たすものを1つ記入してください。

なお、この実績がない場合は申請を行うことができませんのでご留意ください。

※ 自社（訓練実施機関）社員以外の外部の者への職業訓練の実績しか認められません（自社（訓練実施機関）が、自社の社員向けに実施した研修等は、OFF-JTであっても職業訓練の実績とすることはできません。）。

イ 申請する職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間に実施した職業訓練の実績であること（認定申請日までに訓練を開始しているものであって、かつ申請する職業訓練を開始しようとする日の前日までに訓練が終わっている実績であること）。

ロ 当該実績における訓練期間及び総訓練時間が、申請する職業訓練の7割以上であること。（申請する職業訓練又は職業訓練の実績に企業実習が設定されている場合は、

その時間を除いた総訓練時間で比較し、7割以上であること。)

また、介護職員養成研修（※）を実施した実績を持つ場合又は技能講習の登録教習機関であって、過去に申請する職業訓練の内容に含まれる技能講習（小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械及び玉掛けに係るものに限る。）を適切に行つたことがある場合、当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満の場合であっても、当該研修又は当該講習を含む訓練科の認定申請においては特例として認められること。

※介護職員養成研修については、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を含む訓練科であり、実績となる訓練期間及び訓練時間（職業能力開発講習、企業実習を除く。）が申請する訓練科の訓練期間及び訓練時間（職業能力開発講習、企業実習を除く。）の7割に満たない場合であっても、次の要件を全て満たすことを条件に認めること。

- ① 全課程（企業実習を除く。）を自らが実施した実績であること。
- ② 申請する介護研修と実施した介護研修が同一であること。したがって、従事者研修の実績をもって、初任者研修及び実務者研修の申請はできないこと。
また、初任者研修の実績をもって、実務者研修の申請はできないこと。
- ③ 申請できる職業スキルの訓練月数の上限は、下表のとおりとすること。

（表）申請できる職業スキルの訓練月数の上限

介護研修	月 数
従事者研修	2か月まで
初任者研修	3か月まで
実務者研修	6か月まで

※「総訓練時間」の考え方について

e ラーニングコースにおける総訓練時間については、申請機関が実施した訓練コースのカリキュラムの時間数の積み上げ等を総訓練時間として扱うこと。

なお、実績となる訓練時間については、e ラーニング、通所及び同時双向型により実施した訓練時間数であること（自学自習時間については、訓練時間数には含まれないこと。）。

ハ 当該実績の訓練内容が、社会通念上、職業能力の開発及び向上に効果的な内容であること。（認定基準4、（3）、②、イ「対象とならない教科①」に該当するような教科が主な内容ではないこと。）

※ 認定様式14号に記入する実績がこれに当たる場合であっても必ず記入してください。

★ 訓練を開始しようとする日から遡って3年間の実績の確認方法及び様式に記載する就職実績等については、【別紙2】「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」についてをご確認ください。

⑨ 教育訓練を主な業務としていない事業主団体、事業主の場合

主たる事業内容、業種名（日本標準産業分類の大分類）を記入してください。

⑩ 事務室所在地及び事務室と訓練実施施設との距離

事務室所在地及び事務室と訓練実施施設との距離を記入してください。

同一建物外に事務室を整備する場合、事務室は訓練実施施設との距離が、徒歩7分(560m)以内の建物内に設置し、徒歩に要する時間については、道路距離80mにつき1分で算出するものとします。（教室を複数設けている場合でもそれぞれの距離が徒歩7分(560m)以内である必要があります。）

なお、事務室と訓練実施施設が同一の建物内に整備されている場合は、「同一建物」と記入してください。

⑪ 責任者

申請者又は責任者（訓練の適正な実施を管理するものとして申請者が指名した者）の氏名等を記入してください。

なお、責任者は専任であることが必要です（他の訓練実施施設の責任者を兼務することはできません。）。

ただし、通信の方法により訓練を実施するコース（通所を伴わないコースに限る。）のみを行う施設においては、通信の方法による他の訓練コース（通所を伴わないコースに限る。）のみを行う施設との兼務が可能となります。

※ 兼務を可能とする訓練コース数については、訓練コースにおけるトラブル等の発生に際して、訓練の適正な実施を管理できる範囲としてください。なお、「苦情への対応が速やかではない」、「訓練実施施設と必要な業務連絡がとれない」、「災害発生時に迅速・的確な行動がとれない」等、訓練の適正な実施を管理できていない事実を機構又は労働局が確認した場合は、認定取消となる可能性がありますので、責任者の兼務を行う場合はご留意ください。

別紙7の内容に該当する場合、勤務形態のチェック欄（□）に✓を記入してください。

また、責任者は、訓練期間中、申請者と直接の雇用関係（代表者及び役員も可）にあることが必要です。

その確認のため、責任者が申請者と直接の雇用関係にある場合には、雇用形態のチェック欄（□）に✓を記入し、責任者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類）を添付してください。

★ 責任者が満たすべき要件については、【別紙7】「求職者支援訓練のeラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について」をご確認ください。

★ ⑪の添付書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容

であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

⑫ 事務担当者

訓練受講者からの手続に関する問合せ、訓練受講状況の確認等に常時対応する窓口となる事務担当者の氏名等を記入してください。

★ 事務担当者が満たすべき要件については、【別紙7】「求職者支援訓練のeラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について」をご確認ください。

⑬ 苦情を処理する者

受講者等からの苦情を処理する者の氏名等を記入してください。

★ 苦情を処理する者が満たすべき要件については、【別紙7】「求職者支援訓練のeラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について」をご確認ください。

苦情を処理する者については、講師を兼務できません。

兼務することとしている場合、勤務形態のチェック欄（□）に✓を記入してください。

また、苦情を処理する者は、訓練期間中、申請者と直接の雇用関係（代表者及び役員も可）にあることが必要です。

その確認のため、苦情を処理する者が申請者と直接の雇用関係にある場合には、雇用形態のチェック欄（□）に✓を記入し、苦情を処理する者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類）を添付してください。

★ 算定対象訓練の内容については、【別紙3】「eラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について」の2（2）をご確認ください。

★ ⑬の添付書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

⑭ 添付書類

次の書類を添付してください。

イ 法人登記簿謄本（写）（法人の場合）、個人事業の開廃業届出書（写）（個人の場合）等、事業実績を確認できるもの

※ 認定様式第4号に添付していただくこととしている、「代表者氏名・役員一覧」に記載されている現在の代表者等の氏名が確認できるものを添付してください。

★ イの書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

□ 「職業訓練の実績」欄に記載した実績を示す資料（パンフレット、カリキュラム等）

又は求職者支援訓練認定書（写）及び就職実績

※ 当該書類は、認定基準4、(1)、①「職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行なったことがあること。」の要件を確認するために提出いただくものです。

※ 認定様式第14号に記入する求職者支援訓練の実績が上記の要件を満たす場合は、改めて当該書類を添付する必要はありません。

★ 訓練を開始しようとする日から遡って3年間の実績の確認方法及び様式に記載する就職実績等については、【別紙2】「「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について」をご確認ください。

ハ 代表者氏名・役員一覧（フリガナ・生年月日・性別が分かるもの）

ニ 訓練実施機関属性の分かる資料（上記の添付書類で判別できない場合に限る）

ホ 責任者及び苦情を処理する者について、直接雇用していることが分かる書類

★ ハ～ホの書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

（5）訓練カリキュラム（認定様式第5号）

※ 具体的なカリキュラムの作成に当たっては、「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」及び「カリキュラム作成ナビ」をご覧ください。

なお、当該様式は、認定後、受講開始時までに受講者に配付する必要があります。

＜参考＞カリキュラム作成ナビ～求職者支援訓練カリキュラム・成果シート作成支援ツール～

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

① 訓練実施機関名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 就職を想定する職業・職種

当該訓練科を修了した後に就職を想定する職業・職種を記入してください。職業・職種の名称は、厚生労働省編「職業名索引」から小分類又は細分類にある職業名を引用するなど、一般的に職務・仕事を連想できる職業・職種名を1つ程度記載してください。

なお、記載する職業・職種は一般的に1つ記載することが想定されますが、1人の労働者が複数の職業・職種を兼務する求人ニーズがある等のケースでは複数の職業・職種を記載しても差し支えありません。

＜参考＞厚生労働省編「職業名索引」

<https://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/sakuin/>

③ 訓練の種別

認定様式第1号の当該欄と同一の訓練種別のチェック欄（□）に✓を記入し、訓練分野を選択してください。

イ デジタル系訓練コースにおける認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金）について

令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始したデジタル系訓練コースを対象として、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金）が支給されます。

実習促進奨励金を希望する場合は、「「企業実習促進奨励金」の支給を希望する場合に「〇」を記入」欄に「〇」を記載してください。

なお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。

□ デジタル系訓練コースにおける認定職業訓練実施奨励金（情報通信機器整備奨励金（以下「情報通信機器奨励金」という。））について

令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始したeラーニングコースかつデジタル系訓練コースを対象として、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施奨励金（情報通信機器奨励金）が支給されます。

情報通信機器奨励金を希望する場合は、「「情報通信機器整備奨励金」の支給を希望する場合に「〇」を記入」欄に「〇」を記載してください。

なお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。

★ イ及び□の申請時における手続きについては、別紙13「認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金又は情報通信機器奨励金、職場見学等促進奨励金）に係る認定申請時における手続きについて」をご確認ください。

④ 訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

⑤ 募集期間（予定）

募集期間は募集の開始日及び締切日を記入してください。

なお、募集期間の設定方法は機構支部にご相談ください。

⑥ 選考日（予定）

選考日の設定方法は機構支部にご相談ください。

また、原則として、募集期間終了後の3開庁日以内に、受講申込を受け付けたハローワークから訓練実施施設へ、ハローワークで受け付けた受講希望者一覧を送付することとなっておりますので、ご留意ください。

なお、選考日前日までに、訓練実施機関と受講希望者との間で受講に関する誓約書を取り交わす必要があります。また、受講希望者が選考日前日に受講に関する誓約書を提出できなかった場合や、受講に関する誓約書の提出を拒んだ場合は、選考を受けることができなくなりますので、ご留意ください。

⑦ 選考方法（通所又は通信（同時双方向型））により実施可能）

選考方法として該当する項目のチェック欄（□）に✓を記入してください。

なお、受講者の選考においては、受講申込者が、申請する訓練科の受講・修了に支障がない能力を有するか否かについてのみ判定することとなります。その判定を客観的か

つ公正に行うことができる方法（原則として、面接、筆記試験等）としてください。

⑧ 選考結果通知日

受講申込者へ選考結果を発送する日を記入して下さい。

なお、当該選考結果通知日から起算して訓練開始日の前日までの間は、原則として2週間以上の間隔をあけてください。

また、選考結果は、受講申込者へ発送する日の2開庁日前に、受講申込者の受講申込書を受け付けたハローワーク及び機構支部へ発送していただくこととなっておりますので、ご留意ください。

⑨ 訓練期間

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

⑩ 訓練時間

記入は不要ですので、空欄としてください。

★ 訓練時間の具体的な設定方法については、【別紙3】「e ラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について」をご確認ください。

⑪ 訓練定員

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

⑫ 訓練対象者の条件

「①育児・介護中の者、②居住地域に訓練実施機関がない者、③在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者」と必ず記入してください。

訓練期間内で受講者が訓練目標に到達するために、あらかじめ習得しておくべき能力がある場合は、上記に続けて記入してください。（特に必要ない場合は「特になし」とする。）

また、受講に当たり、どのような設備、インターネット接続環境、パソコンスキル等が必要となるのかを記載してください。また、コース案内にもその内容を記載し、受講希望者に周知するようにしてください。

なお、通所が一切発生しない訓練コースの場合、かつ、受講者自らが所有するパソコンに当該訓練で使用するソフトウェアをインストールする場合は、必要に応じてパソコンのスペックやOSについて記載することも可能です。

(例) キーボード操作ができる、加減乗除ができる、簿記3級程度の知識を有する、(訓練で外国語を用いる場合)〇〇語を〇〇程度できる、自宅にパソコン等の情報通信機器を備え、通信費の負担ができる、インカメラが付いているパソコン(Windows11以上)を所有し、上りと下りの双方で実測値が10Mbps以上のインターネット環境を準備できる等。

また、次のような条件は原則として(※)設定できません。

- ・性別や年齢などの対象者の属性に関する条件
- ・訓練受講にあたり当然となる要件

(例えば、安定所に求職登録をしている、就職を希望している、〇〇(訓練内容)を活

かして就職したい)

※ 能力以外の条件を設定できるのは、例えば訓練修了後に想定する職業に就職するにあたり、法令に年齢の制限がある等のやむを得ない理由がある場合です。この場合、能力以外の条件を設定せざるを得ない理由がわかるように記載してください

(例) 警備員を養成する訓練科において、「警備業法第14条に該当しないことを条件とする。」。

⑬ 訓練推奨者

特に訓練を推奨する対象がある場合に、当てはまるもの全てのチェック欄(□)に✓を記入してください。

「その他」の場合は、「訓練対象者の条件」欄に内容を記入してください。

特にない場合は記入不要です。

⑭ 訓練目標(仕上がり像)

「就職を想定する職業・職種」に就くためにできるようになる作業及びその水準を記入してください。

記入例：○○事業所において○○の作業ができる。

⑮ 訓練修了後に取得できる資格

イ 記載できる資格の要件

次の要件を全て満たす資格を記載してください。

(イ) 訓練受講により習得する技能及びこれに関する知識によって訓練修了者が総じて合格できる資格である(記載できない資格の例；訓練内容が資格試験の出題範囲の内容を網羅していないもの、資格の水準が訓練目標と乖離しているもの)

(ロ) 認定基準4(3)②「対象とならない教科」に該当し、制度上設定できない訓練内容に関する資格に該当しない(記載できない資格の例；趣味・教養・生活等との関連性が強い資格(語学の資格等)、職業能力のごく一部を開発・向上するにすぎない資格(タッチタイピングの資格等))

(ハ) 訓練修了後に無条件で資格取得できる又は資格試験の受験要件を満たす資格である(記載できない資格の例；実務経験や学歴等の要件があり受験できない修了者が生じるもの。資格受験にあたり別途講習等の受講が必要となるもの(ただし、資格試験の受験にあたり、試験と同日に実施される講習等の受講が必須となっている場合は記載できます))。

(二) 就職を想定する職業において一定程度の認知度がある資格である

□ 留意点

(イ) 訓練修了時に任意に受験することにより取得を想定している資格については「任意受験」欄(□)に✓を記入してください。

(ロ) 訓練修了後に無条件で資格試験を受験できるものの、資格取得(登録)にあたり、資格試験の合格とは別に実務経験等の要件が求められる資格については、次の例のようにそのことがわかるよう記載してください。

例 宅地建物取引士資格試験（合格後に条件有）

(ハ) 資格の名称は正確に記載してください。ただし、一般的に通じる略称がある場合等はその限りではありません。

(二) 等級の区分がある資格については、訓練修了後に取得できる等級を記載してください。また、上位等級の資格取得が可能な場合には、上位等級のみを記載し、下位等級は記載しなくて差し支えありません。

なお、上位等級の資格取得が可能であるものの、下位等級を取得した後でないと上位等級の資格試験を受験できないものでも上位等級を記載することとして差し支えありませんが、コース案内にその旨を記載する等により、受講希望者に受験に当たって条件がある旨を周知するようにしてください。

【コース案内等への記載例】

「〇〇〇試験1級は、〇〇〇試験2級合格後に受験可能となります。」

(ホ) 介護職員養成研修などの法定講習の修了証を訓練終了日に発行することができない場合は、その旨を資格名にカッコ書きで記載してください。また、コース案内に、その旨を記載し、受講希望者に周知するようにしてください。

【記載例】

「修了証の発行は訓練終了〇カ月後となります。」

「修了証の発行は訓練終了後の〇月〇日となります。」

★ 「⑯ I T分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について」、「⑰ デザイン分野（WEBデザインの訓練コース）における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について」、「⑲ DX推進スキル標準対応訓練の特例措置について」の特例措置の支給要件を複数満たしている場合であっても、支給される奨励金は⑯から⑲のいずれか1つであること。

また、複数の支給要件を満たしている場合は、⑯又は⑰の支給が優先されること。

⑯ I T分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について

令和3年12月21日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始したI T分野の訓練コースのうち、奨励金上乗せの要件に該当する訓練を対象として、認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置が設けられました。

認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置を希望する申請機関は、以下イ～ハの記載をお願いいたします。

イ 訓練カリキュラム（認定様式第5号）への記載

本特例措置を希望する申請機関は、申請時に、訓練カリキュラム（認定様式第5号）の「訓練修了後に取得できる資格」欄にITSSレベル1以上の資格を記載し、かつ「I T分野の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「〇」を記載してください。

□ コース案内への記載

上記イにおいて訓練カリキュラムへ記載した ITSS レベル 1 以上の資格の取得を目指す訓練コースであることをコース案内に記載してください。

ハ 資格取得状況報告

訓練終了後 4 か月以内に「IT 分野 資格取得状況報告書（様式A-53）」及び「受講者の資格取得を証明する書類」を管轄する労働局あて提出してください（当該特例措置の適用に係る要件を満たさないものを含むこと。）。

【奨励金上乗せの要件】

(イ) 資格取得等による上乗せ

IT 分野の訓練コースのうち、訓練修了者等に占める訓練カリキュラムの「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載した IT スキル標準（ITSS）レベル 1 以上の資格（NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS キャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されている資格（以下「ITSS レベル 1 以上の資格」という。））の新規取得者（※ 1）の割合（新規資格取得率）が 35% 以上、かつ、当該コースの雇用保険適用就職率が 55% 以上である場合、奨励金が 1 万円上乗せになること。

(ロ) 特定地域での訓練コース実施による上乗せ

上記（イ）の要件を満たす訓練コースであって、以下の都道府県（※ 2）の機構支部に当該コースの認定申請を行った場合は、さらに奨励金が 1 万円上乗せになること。

※ 1 訓練修了者又は就職理由退校者であって訓練期間中、又は、訓練終了日の翌日から起算して 3 か月以内（就職理由退校者については退校日まで）に訓練カリキュラム（認定様式第 5 号）の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載した ITSS レベル 1 以上の資格を取得した者

※ 2 岩手県、福島県、石川県、三重県、奈良県、島根県、香川県、大分県、鹿児島県

⑦ デザイン分野（WEB デザインの訓練コース）における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について

令和 4 年 12 月 2 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に訓練を開始したデザイン分野（WEB デザインの訓練コース）のうち、奨励金上乗せの要件に該当する訓練を対象として、認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置が設けられました。

認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置を希望する申請機関は、以下イ～ハの記載をお願いいたします。

イ 訓練カリキュラム（認定様式第 5 号）への記載

本特例措置を希望する申請機関は、申請時に、訓練カリキュラム（認定様式第 5 号）の「訓練修了後に取得できる資格」欄に WEB デザイン関係資格（別紙 15 に掲載されている資格）を記載し、かつ「WEB デザインの訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」を記載してください。

□ コース案内への記載

上記イにおいて訓練カリキュラムへ記載したWEBデザイン関係資格(別紙15に掲載されている資格)の取得を目指す訓練コースであることをコース案内に記載してください。

ハ 資格取得状況報告

訓練終了後4か月以内に「WEBデザイン関係資格取得状況報告書(様式A-57)」及び「受講者の資格取得を証明する書類」を管轄する労働局あて提出してください(当該特例措置の適用に係る要件を満たさないものを含むこと。)。

【奨励金上乗せの要件】

デザイン分野(WEBデザインの訓練コース)のうち、訓練修了者等に占める訓練カリキュラムの「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載したWEBデザイン関係資格(別紙15に掲載されている資格)の新規取得者(訓練修了者又は就職理由退校者であって訓練期間中、又は、訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(就職理由退校者については退校日まで)に当該資格を取得した者)の割合(新規資格取得率)が50%以上、かつ、当該コースの雇用保険適用就職率が55%以上である場合、奨励金が1万円上乗せになること。

⑯ DX推進スキル標準対応訓練の特例措置について

令和5年12月8日から令和9年3月31日までに開始されたデジタル系訓練コースであって、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が作成するDX推進スキル標準対応の訓練コース(認定様式第5号の訓練概要の末尾に【DSS対応】と記載され、「DX推進スキル標準対応チェックシート(認定様式第5号添付書類3)」が添付されている訓練コース)であり、かつ、「DX推進スキル標準対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」を記載した訓練コースである場合、奨励金が5,000円上乗せになること。

【奨励金上乗せの要件】

以下イからハの要件をすべて満たす訓練コースについては、DSS対応訓練コースにおける特例措置の適用を希望することができることから、適用を希望する訓練コースを申請する際は、要件を満たしていることを確認すること。

イ 令和5年12月8日から令和9年3月31日までに開始されたデジタル系の訓練コースであること。

ロ 別紙16「DX推進スキル標準対応訓練コースの確認について」のイ及びロに合致していること。

ハ 認定様式第5号「訓練カリキュラム」の「DX推進スキル標準対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」を記載され、「DX推進スキル標準対応チェックシート(認定様式第5号添付書類3)」が添付されていること。

※ DX推進スキル標準対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用を受けようとする場合は、DX推進スキル標準対応の訓練コースであることをコース案内に記載してください。

〈ご注意ください〉

【DSS対応】として申請しなかった訓練コースを、認定後に【DSS対応】に変更することは認められません。

⑯ 訓練内容

具体的な訓練カリキュラムを作成するに当たっては、「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」及び「カリキュラム作成ナビ」をご確認ください。

令和7年4月1日以降に開講する訓練科を申請する場合は、デジタルリテラシーに係る内容をカリキュラムに設定することが必須となりました。詳細については、別紙17「デジタルリテラシーの設定について」をご確認ください。

イ 訓練概要

訓練受講によりどのような知識・技能を習得できるかわかるように訓練概要を記入してください。

また、以下（イ）から（リ）の訓練コースを設定する場合は、対応するキーワードを必ず末尾に記載してください。当該項目は、訓練内容として、ハローワークインターネットサービスに公開されます。「訓練内容」欄は、全角250文字の入力制限があることから、全てのキーワードが末尾に入るよう、訓練概要の内容の調整をお願いいたします。

（イ）通信の方法による訓練（同時双方向型）を設定する場合は末尾に【オンライン対応コース】と記載してください。

（ロ）eラーニングコースを設定する場合は末尾に【eラーニングコース】と記載してください。併せて、パソコンやモバイルルータ等の貸与を行う場合には、末尾に【eラーニングコース（PC貸出あり（有料○r無料）、モバイルルータ貸出あり（有料○r無料））】と記載してください。

（ハ）申請の留意事項別紙13に記載される「認定職業訓練実施奨励金の特例措置（職場見学等促進奨励金）」の適用を希望する訓練を設定する場合は末尾に【職場見学等推進】と記載してください。

（ニ）申請の留意事項第6.2.(5)⑯に記載される「IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置」の適用を希望する訓練を設定する場合は末尾に【IT資格】と記載してください。

（ホ）申請の留意事項別紙13に記載される「実習促進奨励金」の適用を希望する訓練を設定する場合は末尾に【企業実習促進】と記載してください。

（ヘ）申請の留意事項第6.2.(5)⑰に記載される「デザイン分野（WEBデザインの訓練コース）における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について」の適用

を希望する訓練を設定する場合は末尾に【WEBデザイン資格】と記載してください。

(ト) デジタル系訓練コースを申請する場合で、申請する訓練科のカリキュラム内容が、別紙16「DX推進スキル標準対応訓練コースの確認について」の表に合致する場合は、末尾に【DSS対応】と記載してください。

★ 申請時における手続きについては、別紙16「DX推進スキル標準対応訓練コースの確認について」をご確認ください。

(チ) 総訓練時間のうち、80時間算定対象訓練の科目（第6の2（6）⑥参照）を通所訓練として設定する場合は、末尾に【通所割合●%】と記載してください。

なお、総訓練時間に対する通所割合は、次の計算式により算出してください（小数点第1位以下は切り捨てとなります。）。

また、算出した結果が0%になった場合は、下記（リ）の通りです。

80時間算定対象訓練のうち、受講者全員が通所で実施する（※）時間数

80時間算定対象訓練の総時間数

（※）オンライン訓練（混在型）で実施する時間数は含めません。

（リ）上記（チ）において通所割合が1%未満、又は80時間算定対象訓練以外の科目のみを通所訓練として設定する場合は末尾に【通所あり】と記載してください。

【記入例】

- ・○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。【e ラーニングコース・オンライン対応コース・IT資格】
- ・○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。【e ラーニングコース・オンライン対応コース（PC貸出あり（有料）、モバイルルータ貸出あり（有料））・IT資格】
- ・○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。【e ラーニングコース・オンライン対応コース・通所あり】
- ・○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。【e ラーニングコース・企業実習促進・通所割合 25%】

※ e ラーニングコースかつオンライン対応コースにおいて、PCの貸出を行う場合には、e ラーニングコース又はオンライン対応コースのどちらかの末尾にPC貸出等について記載すること。

【訓練概要の末尾に記載するキーワード一覧】

訓練種別	訓練概要欄の末尾に入力する検索キーワード
通信の方法による訓練(同時双方向型)	末尾に【オンライン対応コース (PC 貸出あり (有料 or 無料)、モバイルルータ貸出あり (有料 or 無料))】と入力
e ラーニングコース	末尾に【e ラーニングコース (PC 貸出あり (有料 or 無料)、モバイルルータ貸出あり (有料 or 無料))】と入力
「介護分野及び障害福祉分野の訓練における特例措置」の適用を受ける訓練コース	末尾に【職場見学等推進】と入力
「IT 分野の訓練における特例措置」の適用を受ける訓練コース	末尾に【IT 資格】と入力
「デジタル系訓練コースにおける特例措置(実習促進奨励金)」の適用を受ける訓練コース	末尾に【企業実習促進】と入力
「デザイン分野(WEBデザインの訓練コース)における特例措置」の適用を受ける訓練コース	末尾に【WEBデザイン資格】と入力
「DX推進スキル標準」に合致する訓練コース	末尾に【DSS 対応】と入力
通所が発生する訓練コース	末尾に以下のいずれかを入力 ① 80 時間算定対象訓練に対する通所の割合が 1 %以上の場合は、【通所割合●%】と入力 ② ①が 1 %未満の場合は、【通所あり】と入力 ③ 80 時間算定対象訓練以外の科目のみが通所の場合は、【通所あり】と入力

□ 学科・実技 (※通所の方法による実施は原則として不可。)

科目、科目の内容及び訓練時間を学科及び実技(学科と実技が一体になっている科目については実技に入れてください。)に区分して記入し、併せて訓練時間総合計の学科・実技欄の時間数をご確認ください。

※ 学科及び実技は、実施日が特定されていない科目として実施可能です。ただし、科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合は、当該科

目を通所又は通信（同時双方向型）による設定することも可能となりました。

★ 学科・実技を通所の方法により設定する場合は、【別紙18】「実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の留意事項」をご確認ください。

※ 実施日を定めて実施する科目のうち、開講式、修了式、オリエンテーション、対面指導、就職支援及びキャリアコンサルティングについては、通信（同時双方向型）又は通所の方法により実施可能となります。

★ 通信の方法による訓練（同時双方向型）について満たすべき要件については、【別紙14】「通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。

ハ 企業実習（※通所のみにより実施可能）

実施の有無に応じてのチェック欄（□）に✓を記入してください。実施する場合は時間数のみ記入し、企業実習のカリキュラムについては、認定様式第12号に記載してください。

なお、企業実習の設定に当たっては「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」の「企業実習を設定するに当たっての留意事項」を遵守してください。

二 職場見学、職場体験、職業人講話

(イ) 職場見学、職場体験、職業人講話を実施する場合は、科目の内容欄及び時間数をそれぞれ分けて記入してください。

(ロ) 職場見学又は職場体験は、訓練内容に関連した職務・仕事の職場を見学又は体験（業務内容の説明を受けたり、受講者との質疑応答を行ったり）するものとしてください。社会科見学のために公開されているような工場やイベント等の見学は対象とできません。

(ハ) 職場見学又は職場体験は、訓練内容に関連する事業を行っており、受け入れる体制が整備されている機関において実施すること。ただし、就職に資することを目的に行うため、その内容は受講者の職業人としての意識を醸成するものでなければなりません。

(二) 職場見学及び職場体験の実施場所には訓練実施機関の担当者が引率するなど、その管理（出欠管理を含む。）の下に行ってください。なお、受講者を複数のグループに分けて実施する場合は、グループ個々に訓練実施機関の担当者が引率するなど、その管理（出欠管理を含む。）の下に行う必要があります。

(ホ) 職場見学及び職場体験は現地集合で構いません。なお、移動時間を訓練時間に含めることはできません。

(ヘ) 職業人講話は、その内容が受講者の職業人としての意識を醸成するものでなけれ

ばなりません。

(ト) 科目の内容欄には次の内容を記載してください。欄内に書ききれない場合は別紙(任意様式)を提出してください。

- ・職場見学又は職場体験を実施する場合

見学又は体験の内容、実施先の企業名、時間数

(記載例：施設介護の体験 (株) ○○ 6時間)

- ・職業人講話を実施する場合

講話のテーマ、講話を担当する者の所属企業名等の簡単なプロフィール、時間数

(記載例：「営業員としての心構え」(株) □□ 3時間)

(チ) 認定申請時において、やむを得ず職場見学及び職場体験を実施する職場や職業人講話を担当する者の所属企業名等が決まらない場合には、次のとおりしてください。

- ・認定申請時には少なくとも職場見学及び職場体験の内容、職業人講話のテーマを決定し、科目の内容欄に記載してください。

(記載例：「営業員としての心構え」講演者未定 3時間)

- ・訓練開講日の前日までに、職場見学又は職場体験を実施する職場等や職業人講話を担当する者の所属企業等を決定した上で、訓練カリキュラム(認定様式第5号)の科目の内容において「未定」としていた部分を具体的に記入し、「求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る変更届出書(様式A-13-1)」とともに、機構支部あて提出してください。

(リ) 職業人講話は実施日が特定されていない科目として実施可能なほか、実施日を定めて通信の方法又は通所の方法により実施可能となります。実施日が特定されていない科目として実施する場合は、受講者からの質問にメール等で対応できる体制をとってください。職場見学及び職場体験は実施日を定めて実施する必要があります。

このうち、職場見学は通信(同時双方向型)又は通所の方法により実施可能とし、職場体験については通所の方法のみにより実施可能となります。

ホ 訓練時間総合計(1か月につき80時間以上の設定が必要です。)

総合計及びそれぞれの区分の小計を記入してください。

※訓練時間総合計は必ず整数となるよう設定してください(認定様式第6号に記載する「出席管理の対象となる訓練時間の総合計」も同様です)。

ヘ 受講者の負担する費用

(イ) 教科書、その他に受講者が訓練を受講するにあたり購入しなければならない物の内容及び金額を全て記入してください。なお、教科書以外で受講者に費用負担させることができるものについては、第6の2(9)使用教科書等一覧(認定様式第8号)③をご確認ください。

(ロ) 記入する金額は、認定様式第8号に記入した金額と一致させてください。

(ハ) 認定様式第8号の「2. 受講者が負担するその他費用」欄に記載したもののうち、
ソフトウェア利用料等、認定様式第8号の「金額」欄に金額を記載したものについては、「その他」欄に記入してください。それ以外のものは、「備考」欄に記入してください。
なお、認定様式第8号の「備考」欄が「実費」となるもの（第6の2（9）③参照）以外については、具体的な金額（単価）も記入してください。

【記入例】

- ・ソフトウェア「●●」利用料（ユニット●（▲月▲日～）から使用、月額
プラン●●円×●か月） ●●円
- ・企業実習に係る交通費及び健康診断料が別途発生
- ・補講に係る費用（○○円/時間）が別途発生
- ・パソコンをレンタルする場合は○○円必要
- ・訓練受講に係る通信費用○○円が別途発生

※「受講者の負担する費用」欄に記載されていない費用については、受講者負担と
することが認められません。そのため、記載漏れがないようご注意ください。

⑩ 指導方法

イ 訓練形態（個別指導・補講を除く）

- ・訓練の実施形態はeラーニングコースか確認し、チェック欄（□）に✓を記入して
ください。
- ・80時間算定対象訓練に関係なく、オンライン訓練を実施する場合、通所の可否に
応じてチェック欄（□）に✓を記入してください。なお、通信の方法による訓練（同時
双方向型）を実施せず、通所により実施する場合は、チェック欄（□）に✓は不
要です。
- ・「オンライン計」には80時間算定対象訓練をオンラインで実施する場合に、当該訓
練時間数を計上してください。なお、80時間算定対象訓練以外のみオンラインで
実施する場合は、「オンライン計」には時間数を計上しませんが、訓練概要に【オ
ンライン対応コース】と記載と記載してください。

ロ 施設設備や教材等を有効に活用した効果的な指導のための工夫、受講者ごとの特質
及び習得状況に応じた指導のための工夫

訓練を効果的に実施するために工夫する点を記入してください。

【記入例】（受講者の訓練へのモチベーションを図ろうとする場合）

職業人講話の中で、受講者同士がコミュニケーションを図れるようグ
ループワークを実施する 等。

（就職支援を強化している場合）

受講者の居住地域等における求人ニーズを踏まえた求人の提供を実
施する 等。

⑪ 添付書類

イ 令和7年4月1日以降に開講する訓練科を申請する場合は、訓練分野を問わず、全

ての訓練科において、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を添付してください。

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に訓練を開始した介護分野及び障害福祉分野の介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修及び居宅介護職員初任者研修のいずれかの資格習得が伴う訓練（基礎コース、実践コースのいずれも可）を対象として、一定の要件を満たす場合に、職場見学等促進奨励金（以下「職場見学等奨励金」という。）が支給されます。

職場見学等奨励金を希望する場合は、職場見学等実施計画書（A-51）を添付してください。なお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。

- ハ 令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始した企業実習が伴う訓練を対象として、一定の要件を満たす場合に、実習促進奨励金が支給されます。実習促進奨励金を希望する場合は、企業実習実施計画書（A-54）を添付してください。なお、奨励金に関する取扱いは労働局へお問い合わせください。

★ 申請時における手続きについては、別紙13「認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金又は情報通信機器奨励金、職場見学等促進奨励金）に係る認定申請時における手続きについて」をご確認ください。

- 二 デジタル系訓練コースを設定する場合は、別紙16「DX推進スキル標準対応訓練コースの確認について」の内容を確認し、「DX推進スキル標準」に対応した訓練科であるかを確認してください。併せて、認定様式第5号添付書類3を必ず添付してください。

（6）推奨訓練日程計画表（認定様式第6号）

e ラーニングコースの訓練カリキュラムは、受講に1週間程度の期間を要する分量で、かつ、その内容に関連性が認められる内容ごとに「ユニット」を設定し、ユニットごとの受講時間を規定する必要があります。

※ 支給単位期間ごとに、訓練時間（ユニットの規定時間及びユニット以外の受講時間の合計）を設定する必要があります。

★ 学科・実技を通所又は通信（同時双方向型）の方法により設定する場合は、【別紙18】「実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の留意事項」をご確認ください。

① ユニットとは

就職を想定する職業・職種に必要な技能等が習得できる、学科及び実技（習得度確認テストを含む。）から構成されます。

通所及び通信（同時双方向型）の訓練と同等の訓練効果が得られる内容としてください。

各ユニットの受講終了ごとに習得度確認テストを実施する必要があります。

② ユニットを構成する際の留意点

ユニットは、以下イ～ハの訓練指導の展開を参考に、通所及び通信（同時双方向型）の訓練と同等の訓練効果が得られる方法により行ってください。

イ 導入

当該ユニットを受講する意味、当該ユニットの目標、内容、進め方、興味・関心事項、当該ユニットの全体像を説明する。

ロ 展開

当該ユニットで取り上げる訓練内容の講義を行い、演習や実習を行う。

ハ 確認

当該ユニットで実施したことの全体像の再確認を行う。

※ ユニットは、教科書等の問題を解くのみの内容ではなく、問題の説明及び解説を含むものとすること。

※ 教科書をただ読み上げる等、教科書を使用した自習と同義であるユニット内容は認められないこと。

【補足】訓練効果を担保するために

訓練効果が得られる内容とするため、教科書等の問題を解く時間は、間延びしないよう、例えば1時間の課題であれば20分毎にアドバイスを入れるなど、適宜、受講者の理解を促進する取組や、自身の進捗状況を確認できる構成が望ましいです。

③ 教材

イ 学科及び実技科目、職業人講話をeラーニングにより実施する場合は、訓練時間分の映像教材を作成してください。なお、成績考查の課題制作や教科書の問題を解く等の時間（作業時間）を実技として訓練に組み込みたい場合は、当該作業時間が**1ユニットで収まる時間量かつ、作業時間分の映像教材を作成してください。**

ロ eラーニングの教材は、原則として情報通信技術により構成され、かつ提供されるものとしてください。

ハ 教材は訓練実施機関が自ら作成したものであることが望ましいですが、外部企業等が提供する教材を訓練実施機関が使用許諾等を得た上で使用することも可能です。なお、その場合には、教材の委託には当たらないものとします。

ニ 教材の内容は受講者の就職にあたって必要な技能及びこれに関する知識が適切に習得できるよう、定期的な見直し等を行ったものとしてください。

ホ 習得度確認テストについては、映像教材は不要ですが、LMS上で受講時間を記録・管理する必要があります。

ヘ ユニットの中で視聴する教材の収録時間の合計が、各ユニットの規定時間を下回る設定は認められません。

※ 教材に疑義等が生じた場合、教材の内容を確認するため、教材視聴用ID及びパスワードを提供して頂く場合があります。

※ 外部動画サイト（不特定多数の者が自由に見ることができる無料の動画サイト等）

を教材として掲載することは不可であること。

④ 認定様式第6号への記載方法

イ ユニット番号

ユニットごとに通し番号で記入してください。

なお、支給単位期間の日数が28日以上である支給単位期間については最低4つ以上、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である支給単位期間については最低2つ以上のユニットを設定してください(※支給単位期間の日数が1日以上14日未満である場合はユニットの設定は必須ではないこと)。

※複数の支給単位期間にまたがるユニットの設定は認められません。

ロ ユニットの規定時間

各ユニットで視聴する教材の収録時間の合計が、各ユニットの規定時間以上となるよう、設定してください。なお、習得度確認テストに収録時間がない場合は、教材とは別に習得度確認テストに取り組む標準時間を含めて記入してください。また、職業人講話をeラーニングにより実施する場合であっても、ユニット規定時間に含めることはできません。

★ 学科・実技を通所又は通信（同時双向型）の方法により設定する場合は、【別紙18】「実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の留意事項」をご確認ください。

⑤ ユニット以外の訓練内容

- 対面指導、職場見学、職場体験、企業実習、職業人講話、開講式、修了式、オリエンテーション、就職支援、キャリアコンサルティング及び成績考查はユニット以外の訓練となります。
- 実施日が特定されている科目については、50分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間と算定して差し支えないこと。

★ 成績考查の記載方法については、認定様式第6号の記載例を参考してください。

【受講者に対する対面指導について】

受講者に対する対面指導については、下記のとおり実施してください。

- 対面指導は、通所又は通信（同時双向型）により実施すること。
- 対面指導は、1週間に1回（1時間）以上行うこと。ただし、この際の時間数の算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間と算定して差し支えないこと。

※年末年始やゴールデンウィーク等の長期休暇により、1週間に1回以上の対面指導の実施が困難な場合は、その週の対面指導を翌週の対面指導内で実施することも可能ですが（年末年始やゴールデンウィーク以外の場合は、訓練実施機関の休業日を証明する

書類を提出してください。)。

(例)

1週目：12月12日（水）～12月18日（火）	対面指導1回
2週目：12月19日（水）～12月25日（火）	対面指導1回
3週目：12月26日（水）～1月1日（火）	対面指導0回（※1）
4週目：1月2日（水）～1月8日（火）	対面指導1回（※2）
5週目：1月9日（水）～1月15日（火）	対面指導1回

（※1）第3週目の大半が年末年始の期間となり対面指導が実施できないため、第3週目の対面指導を第4週目の対面指導と合わせて実施することが可能です（2週間分を1回で実施することが可能）。

（※2）第4週目の対面指導は年末年始の期間を含んでいるものの、第3週目の対面指導を第4週目の対面指導と合わせて実施することから、第3、4週目の対面指導を第5週目と合わせて実施することはできません。

- ・対面指導を行う日時は推奨訓練日程計画表においてあらかじめ設定すること。当該日時に対面指導が実施できない受講者については、訓練実施機関と受講者の間で日程を調整の上、翌週の実施予定日時までに実施すること。
- ・対面指導の時間は訓練時間に含まれること。なお、当初設定した時間を超えて対面指導を行った場合であっても、当初設定した時間を訓練時間として計上すること。
- ・対面指導は、各受講者に個別に行うことが原則であるが、最大で3名同時に実施することが可能であること。
- ・対面指導は、習得度確認テストの結果を踏まえ理解が不十分と思われる内容や、個々の受講者から質問があった内容等について、訓練受講に係る習熟度を高めることを目的に実施すること（※学科又は実技により習得しない内容（就職支援は除く）を、対面指導により実施することは認められないこと。）。また、同日に2回対面指導を行うことも認められること。

（例）4月12日13時～14時 第〇回テストを踏まえた対面指導（1時間）

14時～15時 第△回テストを踏まえた対面指導（1時間）

※奨励金の支給要件及び修了要件に係る各日の受講時間については、合計で1時間未満の端数が出た場合、30分未満は切り捨てられ、30分以上の端数は0.5時間となること。

【例】訓練実施機関が、1回のキャリアコンサルティングの受講時間を40分と規定し、受講者が当該日にキャリアコンサルティングだけを受講した場合、当該日の受講時間は30分となること。

【受講者に対するキャリアコンサルティングについて】

- ・キャリアコンサルティング担当者を配置し、当該職業訓練を受講する特定求職者等に、当該キャリアコンサルティング担当者が行うキャリアコンサルティングを職業訓練の

期間内にジョブ・カードを活用して3回以上（訓練期間が3か月に満たない場合は、1か月に少なくとも1回以上）受けさせることが必要です。

- ・キャリアコンサルティング実施日を予定として複数日設定することは可能です。
- ・キャリアコンサルティングは受講者1名ずつに対して行うことが必要です。
- ・キャリアコンサルティングの概要説明のみを同時に多人数に対して実施することは差し支えありませんが、その場合は、前述の職業訓練の期間内にジョブ・カードを活用して3回以上行うキャリアコンサルティングとして計上できません。
※ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、別紙⑨「ジョブ・カードの作成支援の流れ」に記載のあるとおり、「訓練開始後概ね1か月以内」、「訓練半ば頃」、「訓練終了間近」のように訓練期間を「前半・中盤・後半」に分けた時期の全てで実施してください。

⑥ 訓練の実施形態について

訓練カリキュラムのうち、実施形態別に実施可能な科目は以下のとおりです。

e ラーニング又は通信（同時双向型）又は通所で実施可能	通信（同時双向型）又は通所で実施可能	通所でのみ実施可能
80 時間算定対象訓練	80 時間算定対象訓練	80 時間算定対象訓練
① 学科、実技 ※科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合は通所で設定可。また必要に応じて通信で設定可。 ② 職業人講話 ③ 成績考查及び修了考查	① 対面指導 ② 職場見学 ③ 職業スキルの訓練期間内で実施する、集団形式で行う就職支援（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）（18 時間を上限）	① 職場体験 ② 企業実習
80 時間算定対象訓練以外	80 時間算定対象訓練以外	80 時間算定対象訓練以外
	① 開講式、修了式、オリエンテーション ② 就職支援 認定基準に定められている就職支援に関する次の措置 イ 職業相談 ロ 求人情報の提供 ハ 履歴書（職務経歴書）の作成に係る指導 ニ ハローワークが行う就職説明会の周知 ホ ハローワークへの訪問指示 ヘ 求人者に面接するに当たっての指導 ト ジョブ・カードの作成支援 チ その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のための必要な措置 ③ キャリアコンサルティング	

※ 職業人講話については、実施日が特定されている科目（通信（同時双向型）又は通所の方法により実施する。）、実施日が特定されていない科目（あらかじめ録画されたものを受講者が LMS 上で任意のタイミングで視聴する。）のどちらでも設定可能です。

⑦ ハローワーク来所予定表

各月において、ハローワーク来所日相当日として、1日、空白日（実施日が特定されている科目が計画されていない日）を設けること。

（具体的な来所日は、認定時等に機構が指定します。）

※ 認定申請の際は、訓練実施施設が所在する都道府県労働局が決めた指定来所日に基づき、実施日を定めて実施する科目と重ならないように訓練計画を定めて提出してください。

※ 通所が一切発生しない訓練コースで、訓練実施施設が所在する都道府県と異なる労働局管内からの受講者がいる場合、ハローワーク来所日が異なることがあります。実施日が特定されている訓練と来所日が重なる場合は、受講者がハローワークと調整して来所日の設定をしてください。

⑧ 「①実施日が特定されていない科目【e ラーニングにより受講】」欄の記載方法について

e ラーニングコースの実施日が特定されていない科目は、受講者が希望する日時に学習に取組むことができる訓練コースであることから、「①実施日が特定されていない科目【e ラーニングにより受講】」欄については、訓練開始日から訓練終了日までの間、空白日を設定することなく、全て記載してください。

（7）講師一覧（認定様式第7の1号）

訓練を担当する全ての講師（助手を含む）について記載してください。

集団形式で行う就職支援の講師、80時間算定対象訓練以外を担当する講師を含みます。なお、以下イからハのみを担当する方については、記載する必要はありませんが、以下イからハを担当する方が他の科目も担当する場合は、記載が必要となります。

イ 職場見学、職場体験、職業人講話

ロ 企業実習

ハ キャリアコンサルティング

★ 算定対象訓練の内容については、【別紙3】「e ラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について」の2（2）をご確認ください。

★ 求職者支援訓練を担当する講師については、【別紙8】「求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について」をご確認ください。

★ 要件を満たす訓練コースの場合、講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施することが認められます。詳しくは【別紙14】6.「講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。

① 訓練実施機関名・訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 氏名

講師の氏名（フルネーム）を正確に記入してください。

③ 勤務形態

該当する勤務形態に○を記入してください。なお、申請機関の雇用保険の被保険者となっている者を「常勤」、それ以外の者を「非常勤」としてください。

④ 担当科目

担当する科目名を記入してください。

また、認定様式第5号に記載した科目を全て網羅するとともに、同一の科目名を記載してください。

⑤ 類型

裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち該当する類型を確認し、記入してください（担当科目によって適合する類型が異なる場合には、それぞれ適合する類型ごとに行を分けて記入してください。）。なお、集団形式で行う就職支援の講師、80時間算定対象訓練以外を担当する講師については、類型の記載は不要です。

⑥ 証明書類

記入した類型に該当することを証明する職務経歴書、資格・免許等（写）を選択のうえ、証明書類を併せて提出してください（「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に該当すると判断した職務経歴書上の記載箇所に下線を引いてください。）。

※ 講師が職務経歴書を作成していない場合や職務経歴書の記載内容だけでは「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に適合することが確認できない場合には「講師の経歴等確認書（認定様式第7の3号）」を提出してください。

※ 集団形式で行う就職支援の講師、80時間算定対象訓練以外を担当する講師については、証明書類の提出は不要です。

〈ご注意ください〉

・ 職業能力開発促進法で規定されている職業訓練指導員講習（48時間講習）以外の講習の受講は、認定基準で定めている講師等の要件において、考慮する対象とはなりません。

・ 法定講習の内容を含む求職者支援訓練を実施する場合、法定講習の内容を担当する講師については、求職者支援訓練の講師要件及び法定講習で求められる講師要件のいずれにも適合する必要があります。

なお、法定講習の内容を担当する講師については、訓練実施機関の責任において法定講習の講師要件に適合していることを確認し、必要な手続きを行ったうえで、当該訓練科の認定申請を行ってください。

⑦ 助手

該当する方に✓を記入してください。

⑧ 受理番号

同一年度内に開講する訓練科の申請において、省略する書類を以前提出した際の認定申請書の受理番号を記入してください。

★ (7) ⑥の書類については、同一年度に開講する訓練科すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

詳細については、【別紙4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

(8) 講師の経歴等確認書（認定様式第7の3号）

この様式は講師の方自らが記入してください。

また、認定申請の都度提出が必要ですが、講師要件の類型に適合することが分かることで、過去の認定申請で提出したものと重複する場合は、提出を省略することができます。なお、実務経験及び指導経験については、疑義等がありましたら、申請書を提出する機関へ事前にお問い合わせください。

① 担当する科目的訓練内容に関する資格

担当する科目的訓練内容に関する資格名称を記入してください。

なお、講師一覧（認定様式第7の1号）の「類型」欄に記入した番号の類型に該当することを判断するにあたり、必要の無い場合には記入する必要はありません（②についても同じ。）。

② 担当する科目的訓練内容に関する実務経験・指導（等）業務の経験

所属、実務経験・指導（等）業務の経験の内容、従事した期間、実務経験の期間及び指導（等）業務の経験の期間を記入してください。

なお、「指導（等）業務の経験の期間」欄について、認定様式第7の1号の裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち、類型4に該当する場合には、「指導等業務の経験」とは異なり、あくまで講師として指導した経験期間のみ記入してください。

また、同じ期間に複数の企業等における実務経験及び指導業務の経験がある場合は、任意の1箇所での経験しか計上できません。そのため、「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち、実務経験・指導経験については、以下（イ）～（ハ）の取扱いに留意してください。

（イ）同一期間ではない実務経験（又は指導経験）が複数ある場合、実務経験（又は指導経験）を合算することができます。

（例）企業Aで実務経験が6ヶ月（4/1～9/30）あり、企業Bで実務経験が6ヶ月（10/1～3/31）ある場合は、計上できる実務経験は1年であること。

（ロ）複数の企業において、同一期間の実務経験及び指導経験がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。

（例）企業A及び企業Bにおいて、同一期間にIT関係の実務経験（4/1～3/31）及び指導経験（4/1～3/31）がある場合、計上できる実務経験は1年、指導経験は1年であること。

（ハ）複数の企業において、一定期間、実務経験（又は指導経験）がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。

(例) 企業 A で実務経験が 6 カ月(4/1~9/30)あり、企業 B で実務経験が 9 カ月(7/1~3/31)ある場合は、計上できる実務経験は 1 年であること。

(二) 実務経験及び指導経験について、端数の日にち(月数未満)がある場合は、切り捨ててください。

★ (8) の書類については、同一年度に開講する訓練科ですでに 1 度提出した内容であれば、提出を省略することができます。詳細については、【別紙 4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

(9) 使用教科書等一覧(認定様式第 8 号)

① 訓練実施機関名・訓練科名

認定様式第 1 号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 受講者が購入する教科書代

- イ 受講者が負担する教科書の費用は、訓練期間に関わらず、原則 15,000 円(税抜き)以内とし、金額は消費税込み(開講日時点の税率)で記入してください。
- ロ 教科書は、原則として訓練開始時に全て受講者に配付するとともに、領収証書を発行してください。なお、受講者へ教科書等を郵送する場合、郵送料を受講者負担とすることはできません。
- ハ 選考合格者が訓練開始直前に辞退し、対象者の教科書等について、返品や流用等ができる場合において、事前に書面等により対象者の了解を得ている場合に限り、当該教科書代等を対象者の負担とすることが可能ですが(了解しないことをもって選考の際に不利な取扱いをすることはできません。)。

ニ 教科書の内容は受講者の就職にあたって必要な技能及びこれに関する知識が適切に習得できるよう、定期的な見直しを行ってください。

③ 受講者が負担するその他費用

イ 訓練受講にあたり教科書以外で受講者に費用負担させることが認められるものは、次のとおりです。なお、(※)のあるものについては、下記ロ～ホの要件を満たす場合に限ります。

受講者の費用 負担が認められるもの	<ul style="list-style-type: none">・作業着、作業靴・職場見学・職場体験先への交通費・企業実習先への交通費・企業実習における健康診断料(介護分野)・資格取得に必要な法定講習(法定時間)に係る補講費(※)・通信費(通信機器を貸与せず、受講者が通信環境を整える場合)・パソコン・モバイルルータ等のレンタル代(実施機関が有償貸与する場合)(※)・USBメモリ
----------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア（受講者のパソコンを使用する場合）（※） <託児サービス付き・託児サービス対応訓練の場合> ・託児サービス利用者の実費負担分（食事・軽食代、おむつ代等）（※）
受講者の費用負担が認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・映像教材 ・訓練に必要な工具や消耗品、材料等の費用 (例：工具類、ハサミ、筆、ブラシ、ネイル用品、調理実習の食材費 等) ・手数料、郵送料 (例：受講者へ教科書等を郵送する場合の送料 等) など

□ 補講費

求職者支援訓練で補講（レポート提出及び再考査等を含む。以下同じ。）を実施する場合は、受講者から費用を徴収することはできません。ただし、以下の（イ）から（ホ）に掲げる要件を全て満たす場合にあっては、有料で補講を行うことができます。

（イ）介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、労働安全衛生法第76条第1項の規定に基づく技能講習又は登録日本語教員の資格取得に係る内容のいずれかを実施する訓練であること。

（ロ）受講者が資格取得に必要な法定講習（法定時間）に係る訓練を欠席したために行う資格取得に必要な補講であること。

（ハ）補講に係る費用（単価）がコース案内に明記され、かつ、オリエンテーション時に受講者に説明がなされていること。

（二）補講は、訓練期間終了後又は訓練期間中の場合は訓練時間外に実施するものであること。（補講はどれだけ実施しても、受講時間とみなすことはできません。）。

（ホ）補講の実施方法が、都道府県における介護職員養成研修事業の要綱等に適合したものであること（介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を実施する訓練に限る。）。

※ 受講者が中間考査又は修了考査を受けた結果、到達水準に達しなかった場合の補講については、有料での実施は認められません。

また、訓練終了後であっても受講者が中間考査又は修了考査を受けた結果、到達水準に達しなかった場合の補講については、受講者が希望するか否かに関わらず有料での実施は認められません。

ハ e ラーニング、通信（同時双方向型）に係る貸与機器

e ラーニング、通信（同時双方向型）の方法により訓練を実施する場合において、訓練受講に必要な機器（パソコン等）及び通信機器（モバイルルータ等）について、訓練実施施設が無償貸与できない場合は、受講者自ら用意するか、実施機関が受講者

に対して有償貸与することができます（無償貸与の場合は、機器保険等の費用であっても受講者に負担させることはできません。）。

ただし、有償貸与か無償貸与かに関わらず、受講者に明らかな瑕疵がない限り、貸与機器の損壊に対する弁償を求めるすることはできません。

二 託児サービス実費負担分

託児サービスの利用に当たっての費用は、授乳・補水補助を含めて受講者から徴収することは認められませんが、託児サービス提供機関と訓練実施機関が協議の上、食事等の補助（例 食物アレルギーの有無による児童別の調理等）を託児サービス提供内容に含める場合にあっては、その実費分を徴収することができます。

ただし、託児サービス提供内容については、受講開始前までに必ず書面において利用対象者に周知してください。

ホ ソフトウェア

パソコンを受講者自らが用意し、かつ、以下1から3の要件を全て満たす場合のみ、ソフトウェアを受講者負担とすることが可能です。

【ソフトウェアを受講者負担とすることが認められる要件】

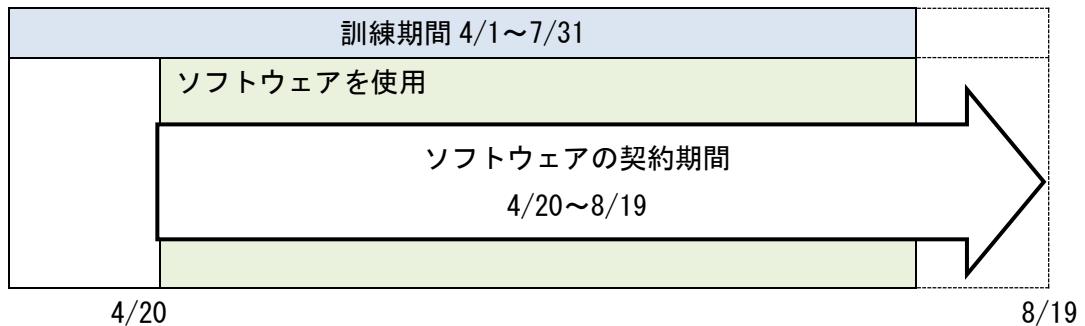
1. ソフトウェアをインストールするパソコンは、受講者自らが所有するものであること。
2. ソフトウェアの契約期間の終了日が、訓練終了日の翌日以降である。
3. 契約期間について、ソフトウェアを使用する期間（※）を含む最短の期間で契約している（例えば、月額プランと年間プランがある場合は、月額プランを選択している。）。

【注意】 通信（同時双方向）で、ソフトウェアを使用する期間が複数に分かれている等ソフトウェアを訓練で使用しない期間の契約をせざるを得ない場合であっても、選択できる最短の契約期間で契約してください。

なお、ソフトウェアを受講者負担としない場合であっても、ソフトウェアの契約期間については、ソフトウェアを使用する期間（※）、契約する必要があります。

(※) 「ソフトウェアを使用する期間」について、e ラーニングで使用する場合は「ソフトウェアを使用するユニットの開始日から訓練終了日」、通所・通信（同時双方向）で使用する場合は「ソフトウェアを使用する訓練の開始日から使用を終了する日」となります。

(例1) e ラーニングで使用するソフトウェアの場合



選択できる最短の契約プラン：月額プラン（1か月）

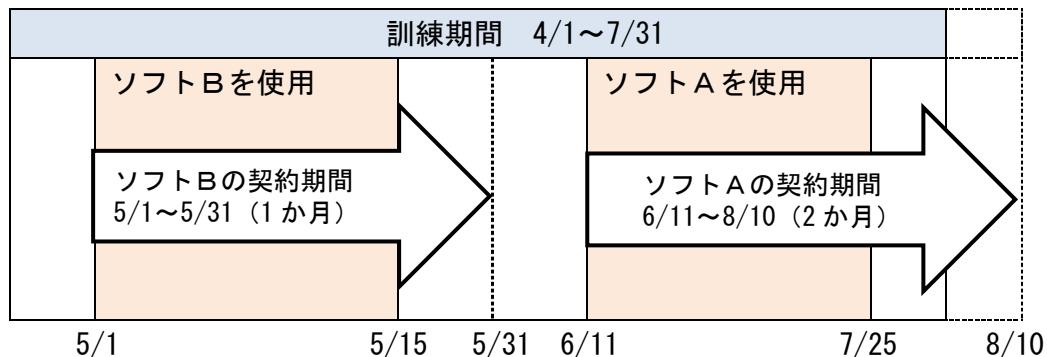
訓練で使用する期間：4月20日（ソフトウェアを使用するユニットの開始日）

～7月31日（訓練終了日）

ソフトウェアの契約期間：4月20日～8月19日（4か月）

契約期間終了日（8月19日）が訓練終了日（7月31日）の翌日以降であるため、受講者負担とすることができます。

(例2) 通信（同時双方向）で使用するソフトウェアの場合



●ソフトウェアA（受講者負担とできる例）

選択できる最短の契約プラン：月額プラン（1か月）

訓練で使用する期間：6月11日～7月25日

ソフトウェアの契約期間：6月11日～8月10日

契約期間終了日（8月10日）が訓練終了日（7月31日）の翌日以降であるため、受講者負担とすることができます。

●ソフトウェアB（受講者負担とできない例）

〔選択できる最短の契約プラン：月額プラン（1か月）〕

訓練で使用する期間：5月1日～5月15日

ソフトウェアの契約期間：5月1日～5月31日

契約期間終了日（5月31日）が訓練終了日（7月31日）以前であるため、受講者負担とすることはできません。

へ 記載方法

上記イの表のそれぞれの項目について、「2. 受講者が負担するその他費用」欄への記入方法は、下記のとおりです。なお、金額については、想定される負担額の最大額を、税込み(開講日時点の税率)で記入してください。

内容	金額	備考欄（※）
・作業着、作業靴 ・職場見学・職場体験先への交通費 ・企業実習先への交通費 ・企業実習における健康診断料（介護分野） ・通信費（通信機器を貸与せず、受講者が通信環境を整える場合） ・USBメモリ	0	実費 ※負担する費用の額が決まっている場合は、備考欄に「実費」と記載する代わりに、金額欄にその金額を記載してください。
<託児サービス付き訓練・託児サービス対応訓練の場合> ・託児サービス利用者の実費負担分（食事・軽食代、おむつ代等）		
・補講費	0	金額（単価） 【例】学科1時間 ○○円 実技1時間 ○○円
<実施機関が有償貸与する場合> ・パソコン・モバイルルータ等のレンタル代	0	金額（単価及び総額） 【例】パソコン 5,000円/月 × 4か月 = 20,000円 モバイルルータ（通信費）3,500円/月 × 4か月 = 14,000円

・ソフトウェア（受講者のパソコンを使用する場合）	金額（総額）	ソフトウェア使用期間、契約プラン等を記載 【例】ユニット2（4月10日～）から使用、月額プラン（1,500円×2か月）。
--------------------------	--------	---

（※）ハローワークインターネットサービスへ掲載する都合上、備考欄に「実費」と記入することができるものはこの表に記載しているものに限ります。

④ 受講者に配付するもの

受講者の費用負担がなく、訓練実施機関が受講者に配付予定のテキストについては、【受講者に配付するもの】欄に、所要事項を記入してください。

※ 訓練実施機関が購入したテキストを、著作者に無断で受講者に貸与する場合、著作者に対する「貸与権（著作権法第26条の3）」の侵害に該当する可能性がありますのでご注意ください。

⑤ その他

当該様式に記載した内容以外、受講者に費用を負担させることはできませんのでご注意ください。

（10）各種就職支援等の実施体制（認定様式第9号）

① 訓練実施機関名・訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 就職支援責任者の配置

要件に該当する者を配置し、かつその者が担当業務を実施できる場合は、チェック欄（□）に✓を記入してください。

③ 就職支援責任者氏名

就職支援責任者となる者の氏名を記入してください。

就職支援責任者となる者は、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であることが望ましいです。

④ キャリアコンサルティング担当者の配置

キャリアコンサルティングを行う担当者の氏名を記入してください。

キャリアコンサルティング担当者は、申請時点で実施機関においてジョブ・カードの作成支援ができる能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者である必要があります。

認定申請に当たっては、キャリアコンサルティング担当者（能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者）の要件が確認

できる書類として、「キャリアコンサルタント登録証」又は「キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）の合格証書又は合格通知書」又は「職業訓練指導員免許証」により要件を確認いたします。

- ※ キャリアコンサルティングは、有効な資格を保有する者が実施する必要があります。訓練開始日から訓練終了日まで、有効な資格を保有する者が実施できる体制を整えてください。なお、キャリアコンサルティング担当者は複数人登録することが可能です。
- ※ 能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント：キャリアコンサルタント名簿に登録された者。

- ★ 就職支援責任者が満たすべき要件については、【別紙7】「求職者支援訓練のeラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について」をご確認ください。
- ★ 通所を伴わないコースにおいて、複数施設（他の都道府県を含む）で就職支援責任者の兼務を行うことにより、就職支援の適正な実施を管理できていない事実を機構又は労働局が確認した場合は、認定取消となる可能性がありますので、就職支援責任者の兼務を行う場合はご留意ください。

〈ご注意ください〉

職業能力開発促進法で規定されている職業訓練指導員講習（48時間講習）以外の講習の受講は、認定基準で定めている講師等の要件において、考慮する対象とはなりません。

⑤ 登録番号

キャリアコンサルティング担当者がキャリアコンサルタントの場合は「キャリアコンサルタント登録証」を、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）の場合は「キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）の合格証書又は合格通知書」を、職業訓練指導員免許保有者の場合は「職業訓練指導員免許証」を添付の上、当該番号を転記してください。

キャリアコンサルティング担当者を複数人配置する場合は、行を増やして記入してください。

⑥ 就職支援責任者が申請者と直接の雇用関係にあることの確認

就職支援責任者は、訓練期間中、申請者と直接の雇用関係（代表者及び役員も可）にあることが必要です。その確認のため、就職支援責任者が申請者と直接の雇用関係にある場合には、チェック欄（□）に✓を記入し、就職支援責任者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類）を添付してください。

なお、キャリアコンサルティング担当者は申請者と直接の雇用関係である必要はありませんが、就職支援責任者がキャリアコンサルティング担当者となる場合、申請者と直接の雇用関係にあることが必要です。

※ 就職支援責任者の変更は原則認められません。

⑦ 就職支援等の実施

3項目全ての項目を実施することとしていることを確認し、全てのチェック欄（□）に✓を記入してください。【就職支援等の内容】については、実施時期を記入のうえ、実施項目を実施する時期に○を記入してください。

なお、就職支援等のうち必須項目である①～⑥は必ず実施する必要があります。

※ 「②求人情報の提供」については、適宜、安定所等と連携して受講者の居住地にかかる求人や受講者の属性を踏まえた求人情報を提供してください。

※ 「⑥ジョブ・カードの作成支援」欄については、ジョブ・カードを活用してキャリアコンサルティング（訓練期間中に3回以上、訓練期間が3か月に満たない場合は1か月に少なくとも1回以上）を実施する時期に○を記入してください。

※ ここで記載する就職支援については、訓練期間内に実施するものに限ります（訓練期間終了後に就職支援を行うことを妨げるものではありません。）。

★ ジョブ・カードの作成支援等の就職支援の進め方については、【別紙9】「ジョブ・カードの作成支援の流れ」を参考してください。

⑧ 必須項目及び必須項目以外として示している以外の支援項目があれば、具体的に「2」の欄に記入してください。

⑨ 職業紹介事業許可

該当の有無に○を記入してください。

また該当する場合は所要事項を記入してください。

※ (11)から(12)は、企業実習を予定している場合のみ、作成してください。
企業実習を予定していない場合は、(13)に進んでください。

(11) 企業実習先一覧（認定様式第10号）

① 訓練実施機関名・訓練科名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

② 企業実習先施設等

企業実習先施設名、施設所在地、電話番号、事業内容などの所要事項を記入してください。

なお、全ての受講者が適正に企業実習ができるだけの企業実習先機関を確保する必要があります。

③ 訓練実施運営体制

以下の業務を実施する者を企業実習先に配置してください。

イ 管理責任者

企業実習の適正な実施を管理する業務を担う者。

ロ 訓練評価者

企業実習の習得度を評価する業務を担う者。

- ・ この評価を踏まえ、実施機関は職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートに評価を記入することとなります。
- ・ 訓練評価者は能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者である必要はありません。

ハ 事務担当者

訓練受講者や訓練実施機関、機構支部からの問合せ等に対応する窓口業務を担う者。

- ・ 訓練受講状況等を問い合わせた際に、確実に対応できる者であることが必要です。

※ 上記のイ～ハ及び講師（実習指導者）を兼務することも可能です。例えば、イ（管理責任者）、ロ（訓練評価者）、ハ（事務担当者）及び講師（実習指導者）が同一の者でも差し支えありません。ただし、同一日程で複数の実習先を兼務することは認められません（管理責任者のみを兼務する場合を除く。）。

④ 訓練内容及び受入体制

訓練内容、訓練期間、訓練時間、受入予定人員を記入してください。

訓練内容は、該当する認定様式第12号の当該欄と同一の番号を記入してください。

⑤ 講師

下記事項を確認のうえ、該当する場合はチェック欄（□）に✓を記入してください

イ 講師要件への適合

企業実習において講師を担当する者は裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に該当することが必要です。

※ 実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる講師の数としてください。

ただし、デジタル系訓練コースは、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上（助手含む）配置することでも差し支えありません（助手のみ配置（2人）することは認められないこと）。

（12）訓練カリキュラム（企業実習用）（認定様式第12号）

認定様式第10号に記入してある全ての企業実習先機関ごとに提出してください。

ただし、複数の企業実習先機関で認定様式第12号の内容が同じ場合には、当該様式のカリキュラム番号欄に記入した番号を認定様式第10号の当該欄に記入してください。

その際に認定様式第12号は複数機関ごとに添付する必要はありません。

① 訓練実施機関名

認定様式第1号の当該欄と同一の内容を記入してください。

- ② 訓練科名
当該訓練科名を記入してください。
- ③ 企業実習での訓練目標
企業実習でのねらいや習得目標、身につく技能などを記入してください。
- ④ 訓練内容
科目、科目の内容及び訓練時間を実技及びそれ以外に区分して記入し、併せて訓練時間総合計も記入してください。なお、科目名及び科目の内容は、実技の科目名と統一した作業名を用いるなどにより、実技科目との密接な関連性が明確になるよう記載してください。また、企業実習先で実技以外に行う科目があれば、実施方法も含めて記入してください。

〈ご注意ください〉

「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」の「企業実習を設定するに当たっての留意事項」を読んで作成してください。

訓練実施機関（訓練実施施設）が、疾病や一定の水準に達していないため企業実習には参加できないと判断した受講者に対して、代替カリキュラムや自習等訓練カリキュラムと異なる内容を実施した場合でも、企業実習の出席とはみなせませんのでご注意ください。

(13) ジョブ・カード様式3－3－3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）（認定様式第13の1号）

別に示す「求職者支援制度における職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート・自己評価シート作成マニュアル」に準じて作成してください。

〈参考〉カリキュラム作成ナビ～求職者支援訓練カリキュラム・成果シート作成支援ツール～

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

★ 同様式の活用等に当たっての留意事項については、【別紙10】職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート・自己評価シートの活用等に当たっての留意事項について」をご確認ください。

(14) コース案内（案）の作成

次の留意事項に基づき作成したコース案内の案（ハローワークにおいて閲覧可能な状態にするもの）をA4サイズ1枚で作成し、提出してください（提出されたコース案内案は、労働局においても確認します。）。

また、新聞広告・リーフレット等の印刷物による広告についても、コース案内案と同様に、必ず事前（認定申請と同時に構いません。）に案を提出し、確認を受けてください。

なお、インターネット上に広告等を掲載する場合、事前に案を提出する必要はありませんが、コース案内と同様、「不適切な案内」に該当すると判断される場合は、労働局において認定取り消しとなる可能性がありますので、ご注意ください。

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」及びロゴマークの使用に当たっては、第7の10「求職者支援訓練における公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用について」をご参照ください。

「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークの使用に当たっては、第7の11「求職者支援訓練における「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークの使用について」をご参照ください。

★ コース案内に記載すべき事項及び不適切な案内の例については、【別紙11】「コース案内に記載すべき事項及び不適切な案内の例」をご確認ください。

※ 受講に当たり、どのような設備、インターネット接続環境、パソコンスキル等が必要となるかを必ず記載して下さい。

〈ご注意ください〉

認定前の訓練科について、周知や募集等を行った場合（ホームページなど、コース案内以外の媒体を使用した場合も含む）には、当該訓練科について認定されないことが、以後一定期間、認定されないことがあります。

（15）オリエンテーション時に告知する事項

訓練開始にあたりオリエンテーションを行い、実施概要に基づき、受講に当たっての注意事項等を周知することが必要です。周知事項は、別紙12「受講者に対する受講オリエンテーション実施概要の作成例」の「6 説明事項」の項目について具体的な内容を書面にまとめ、受講者に配付するとともに、口頭でご説明をお願いします。

なお、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、労働安全衛生法第76条第1項の規定に基づく技能講習又は登録日本語教員の内容のいずれかを実施する訓練にあっては、資格取得に必要な条件について受講者にご説明をお願いします。

さらに、実践コースの付加奨励金支給要件に係る雇用保険適用就職率（※）の算定に当たっては、訓練受講者を、訓練実施機関自ら、又は訓練実施機関の関連事業主に雇い入れた場合、必要に応じて該当者本人に対し、労働局又はハローワークから直接問い合わせされる場合がありますので、開講時のオリエンテーションにおいて、受講者にご説明をお願いします。

※ 付加奨励金の支給要件を判定するための雇用保険適用就職率であって、第6の1の（7）の雇用保険適用就職率とは必ずしも一致しません。

（訓練実施機関の皆様から受講者の方への説明内容）

【就職状況の確認について】

○ 求職者支援制度では、訓練終了後、就職が決定した旨をご報告いただいた方に対し、就職後の状況を確認するために、労働局又はハローワークからお問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

★ 【別紙 12】「受講者に対する受講オリエンテーション実施概要の作成例」を参考に実施概要を作成してください。

★ (15) の書類については、同一年度に開講する訓練科で、すでに 1 度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

詳細については、【別紙 4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

※ (16) は、認定様式第 1 号の記 2において「新規」又は「新規扱い」に該当しない実施機関のみ、作成してください。

(16) 過去 1 年間に実施した求職者支援訓練の就職状況（認定様式第 14 号）

この様式は、申請機関から、地域職業訓練実施計画に定められた認定上限値を超える申請があった場合に、当機構において選定を行うために必要となる書類です。記入する訓練科は全国の支部から通知された訓練のうち、雇用保険適用就職率の適用日が直近のものから順に 3 科分記入してください。また、記入した 3 科分について、機構支部から送付した「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10）」（写）を添付してください。

※ 「就職率確定通知書（様式 A-10）」が通知された訓練科の訓練形態（通所・通信（同時双方向型）・e ラーニング）は問わないこと。

①訓練実施機関名、②訓練科名

認定様式第 1 号と同一の内容を記入してください。

③求職者支援訓練認定番号

求職者支援訓練の認定を受けた際に通知された認定番号を記入してください。

④訓練の種別、⑤訓練分野、⑥訓練科名、⑦訓練期間

認定を受けた求職者支援訓練の科名等を記入してください。

⑧受講者、⑨中退者（⑩うち就職者）、⑪修了者（⑫うち実践コース又は公共職業訓練を受講中又は受講決定した者※、⑬⑩及び⑪のうち、65 歳以上の者※⑭その他就職率適用就職者、⑮雇用保険適用就職者）

求職者支援訓練終了後に機構支部に提出した「求職者支援訓練修了状況報告書（様式 A-29 別添）」、機構支部から送付した「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書（様式 A-10）」を基に人数を把握し、記入してください。

※ 雇用保険適用就職率の算定対象にあたっては「訓練終了日において 65 歳以上の者」を除外します。

※ 拡大対象者（直ちに転職せずに働きながら訓練を受けてスキルアップに取り組もうとする方）については、「⑪修了者」から除かれます。

注：就職率については、電子データ（エクセル版）をご活用いただければ自動計算されますが、様式 14 号中の※3、※8 にその算出方法が記載されていますので検算をお願いします。

★ 選定方法及び様式に記載する就職状況等については、「求職者支援訓練の選定方法」及び【別紙2】「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」についてをご確認ください。

(17) 選定における加点要素確認表（実績枠：認定様式第15の1号、新規参入枠：認定様式第15の2号）

認定様式第1号記2の「新規」又は「新規扱い」に該当しない場合は、「認定様式第15の1号」（実績枠）を、該当する場合は「認定様式第15の2号」（新規参入枠）を作成してください。

この様式は、申請機関から、地域職業訓練実施計画に定められた認定上限値を超える申請があった場合に、当機構において選定を行うために必要となる書類です。なお、各項目に該当する書類が添付されていない場合は、加点対象にはなりませんので、ご注意ください。

（以下①～⑧の記入項目のうち、両様式共通の項目については【実績・新規】、第15の2号（新規参入枠）のみの項目については【新規のみ】と記載しています。）

① 訓練実施機関名、訓練科名、訓練種別、訓練期間、定員【実績・新規】

認定様式第1号と同一の内容を記入してください。

② 地域における訓練科設定の背景・ねらい【実績・新規】

求人ニーズの状況・就職の見込み等、地域における訓練科設定の背景・ねらいを記入してください。なお、加点を希望する場合、以下、イ又はロの書類を添付してください。また、添付書類において、記載した内容の出典と根拠や客観性を示す箇所に、マーカー等で線を引いてください。

※ イ又はロの書類が添付されていない場合や、添付された書類にマーカー等で線が引かれていない等により、申請書を受理した機構が記載された内容の根拠や客観性を確認できない場合は、加点対象にはなりません。

また、記載内容と直接の関連性がない書類の添付は控えてください。多量に書類が添付されていても、根拠や客観性を証明しないものは考慮されません。

イ 受講者募集をする地域の求人ニーズ等を踏まえた訓練科を設定した場合、内容を記載するに至った根拠が確認できる資料や独自に行ったヒアリング調査の書類等を添付してください。

ロ 労働局又は自治体の要請等により申請する訓練科を設定した場合、要請の事実が記載された書類（要請文書等）を添付してください。

※ 必要に応じて機構から要請元に確認させていただく場合があります。

③ 新規の訓練分野への進出【新規のみ】

申請を行おうとする都道府県において、他の訓練分野で実績枠での申請を行うことができる就職実績を有している場合で、就職実績を有していない訓練分野で申請する場合は、直近の就職実績を有する訓練科について所要事項を記入してください。

④ 企業実習の実施【実績・新規】

企業実習を実施する場合は、所要事項を記入してください。

⑤ 就職支援責任者が取得している資格【実績・新規】

就職支援責任者が、1級又は2級キャリアコンサルティング技能士である場合、又は能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントである場合は、チェック欄(□)に✓を記入し、合格証書等(写)を添付してください。

⑥ 民間教育機関における職業訓練サービスの質向上のための取組み【実績・新規】

職業訓練サービスガイドライン研修を受講した方が、訓練実施施設内で職業訓練サービスの質向上の取り組みとして、過去1年間(※)に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」を作成して検証等を行っている場合は、チェック欄(□)に✓を記入し、自己診断表(写)を添付してください。記載方法の詳細につきましては、次のWEBページに掲載しておりますのでご参照ください。

(※)申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までのことを言います。

⑦ 職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得【実績・新規】

公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を取得している場合は、チェック欄(□)に✓を記入し、認定証(写)を添付してください。

〈参考〉民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(厚労省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline/index.html

⑧ 公共職業訓練の実績【新規のみ】

申請を行おうとする都道府県において、過去1年間(※)に終了した委託訓練を受託した実績を有する場合は所要事項を記入し、訓練を実施・終了したことがわかる書類(委託訓練契約書(写)等)を添付してください。(訓練内容及び期間は問いませんが、適切に終了した訓練科が対象となります。)

(※)申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までのことを言います。

〈ご注意ください〉

【職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定事業について】

令和元年10月以降に開講する訓練科から、ガイドライン適合事業所認定の取得が選定における加点要素となりましたが、令和6年度以降は民間教育訓練機関からの職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度が休止されたことから、新規取得及び更新ができませんので、ご注意ください。

令和5年度末までに取得した民間教育訓練機関からの職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定に係る認定証の有効期限は交付日から3年間となっていますが、制度休止に伴う当該取扱についての変更は行われません。例えば、令和6年3月に認

定を取得した場合、特段の事情がない限り令和9年3月末まで認定証は有効となります。

なお、認定証の有効期間内は職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マークの使用も可能です。また、認定証の有効期間内は、選定における加点を継続します。

(18) 求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る改善計画書（認定様式第16の2号）

「雇用保険適用就職率」が基礎コースで30%、実践コースで35%を下回り、求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る改善計画書（認定様式第16の2号）が必要となった機関のみ、作成してください。

なお、詳しくは、第6の1の(7)「実施した求職者支援訓練の就職率」の①をご確認ください。

- ① 1. 訓練実施機関名、2. 申請する訓練科名、訓練期間

認定様式第1号と同一の内容を記入してください。

- ② 3. (1) 認定番号（訓練コース番号）、(2) 訓練の種別、(3) 訓練分野、(4) 訓練科名、(5) 訓練期間、(6) 訓練実施施設名、(7) 訓練実施施設所在地

「雇用保険適用就職率」が基礎コース30%、実践コース35%、eラーニングコースで35%を下回った訓練科について記入してください。

※ 第6の1の(7)「実施した求職者支援訓練の就職率」の②における雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を経過する日までの間、同一の分野の訓練科が認定できなくなった場合、次回認定申請を行う際に改善計画書の提出が必要となります。

(19) 求職者支援訓練の認定申請に係る提出済み書類一覧（認定様式第17号）

提出書類の省略を希望する訓練実施機関のみ、作成してください。詳しくは、【別紙

4】「認定申請書類の省略について」をご確認ください。

- ① 訓練実施機関名、訓練実施機関番号、訓練科名

認定様式第1号と同一の内容を記入してください。

- ② 省略できる書類

次の書類については、同一年度に開講する訓練科で、すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。

なお、過去に申請した時から変更が生じているにもかかわらず、書類の提出を行わなかつたことがある場合や疑義が生じた場合には省略が認められないこともありますので、省略の可否については、申請書類を提出する機構支部にお問い合わせください。

該当する項目のチェック欄（□）に✓をし、必要事項を記入してください。

イ 訓練実施場所及び事務室が使用可能であることが確認できる書類

ロ 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図

ハ 加入予定の保険に関するリーフレット等

ニ 事業実績を確認できる書類

- ホ 代表者氏名・役員一覧
- ヘ 雇用保険適用事業所設置届又は事業主事業所各種変更届の事業主控（写）
- ト 訓練実施機関属性の分かる資料（他の添付書類で判別できない場合に限る）
- チ 責任者及び苦情を処理する者を直接雇用していることが分かる書類
- リ 講師の類型に該当することを証明する書類（職務経歴書等、講師の経歴等確認書（認定様式第7の3号）及び資格・免許証）（写）
- ヌ キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類
- ル 就職支援責任者を直接雇用していることが分かる書類
- ヲ オリエンテーション時に告知する事項の内容
- ワ ISO29993 及び ISO21001 の審査登録証（写）
- カ 職業訓練サービスガイドライン研修修了証書等（写）
- ヨ 職業訓練サービスガイドライン研修受講者（講師又は事務担当者の場合）を直接雇用していることが分かる書類
- タ LMSに関する提出書類

第7 その他の留意事項

1. 実施機関等を対象としたセミナー等に関する注意喚起

過去に、求職者支援訓練の申請機関及び実施機関等に対してセミナーの案内を行い、セミナー後に高額なソフトウェアを売り付けようとする企業があるとの情報が寄せられたことがありますので、ご注意ください。

2. 受講者等に対する商品等の斡旋行為の禁止

本人の承諾の有無にかかわらず、受講希望者、受講者、退校者又は修了者に実施機関が関係する他の訓練（公的職業訓練に限りません。）や商品等について情報提供、勧誘、斡旋等のいずれかを行った場合は、労働局による認定取消等の可能性があります。

認定取消等となった場合、当該取消の日から起算して5年間又は永年、当該都道府県又は全国において求職者支援訓練の認定を受けることができないので、ご注意ください。

3. 受講者に対する雇用、職業紹介又は派遣登録に係る情報提供

80時間算定対象訓練時間内において、受講者に対して、訓練実施機関、関連会社その他特定企業に係る個別具体的な雇用、職業紹介又は派遣登録に関する情報提供を行うことはできません。

また、80時間算定対象訓練時間外においても、受講者等の意思に反してこのような情報提供を行うことのないようご注意ください。

4. 障害のある受講者への合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第五条及び第八条に基づき、同法第二条第一号の障害者から、現に同法第二条第二号の社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重（以下「過重な負担」という。）でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去（自

ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修等) の実施について必要かつ合理的な配慮を行ってください。

なお、訓練実施機関にとって、社会障壁の除去が過重な負担となる場合は、合理的配慮の提供義務に反しませんが、他の方法で社会的障壁の除去ができないか当該障害者とともに解決策の検討に努めてください。

過重な負担の判断

- 「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
 - ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業規模
 - ⑤ 財政・財務状況

【内閣府発行：リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」から抜粋】

5. 事前説明会の開催及び実機体験

受講希望者が当該訓練コースへの理解を深めることができるように、同時双方向等による事前説明会の開催及び実機体験を可能な限り実施してください。

6. 習得度確認テスト

各ユニットの受講が終了する都度、システム上で受講者が各ユニットの内容を理解しているか定期的に確認するテスト（習得度確認テスト）を行うこととする。当該テストにおける正答率が3回連続して8割に満たない場合には、訓練実施機関は当該受講者を退校処分とすることとする。なお、習得度確認テストは各ユニットの受講終了後に1回のみ実施することとし、追試は行わないこと。

※ 習得度確認テストの結果については、受講者ごとに速やかに採点及び添削、結果通知を行うこと（結果通知は遅くとも受験後1週間以内に行ってください。）。

7. 成績考查（中間考查・修了考查）について（通所、通信（同時双方向型）又は実施日時を特定しない方法で実施可能）

成績考查として、訓練を受講している期間1か月ごとに少なくとも1回は「中間考查」を行うとともに訓練終了前において「修了考查」を行うこととなっています。成績考查を課題制作や教科書の問題を解く等の実技として訓練に組み込みたい場合は、当該時間（作業時間）を訓練時間として下さい。**なお、当該時間（作業時間）は、1ユニットに収まる時間量で設定してください。**

評価の結果が「到達水準に達しなかった」の受講者に対しては、補講等により今後取り組むべき方策等について指導・助言するとともに再考查を行い、「到達水準に達した」以上の評価が認められるよう努めてください。

成績考査については、次のWEBページに掲載しておりますのでご参照ください。

〈参考〉カリキュラム作成ナビ～求職者支援訓練カリキュラム・成果シート作成支援ツール～
https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

8. 訓練の修了要件等

訓練終了前に行う修了考査並びに習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価の対象となる受講者は、推奨訓練日程計画表に規定した出席管理の対象となる訓練時間数が8割以上である者とすること。そのうえで、推奨訓練日程計画表に規定した出席管理の対象となる訓練時間数が8割以上であり、かつ、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合に修了となります。

なお、出席管理の対象となる訓練時間数の割合が8割未満となる者は修了要件を満たさないこととなり、訓練実施機関は当該者を退校処分とができるものとするが、訓練の効果や本人の意欲等を踏まえ、必要に応じ8割を満たさないことが確定した以後も訓練を引き続き受講することができます。

9. 登録日本語教員の内容を含む訓練を実施する場合の留意事項等について

求職者支援訓練において、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。）に基づく登録日本語教員の養成課程を包含する訓練を実施する場合には、登録実践研修機関（同法第45条の登録実践研修機関をいう。以下同じ。）又は登録日本語教員養成機関（同法第63条の登録日本語教員養成機関をいう。以下同じ。）として文部科学省に登録する必要があります。当該登録が完了していることがわかる書類(写)を添付してください。

また、設定にあたっては、文部科学省のホームページに掲載されている「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録申請等の手引き」、「登録実践研修機関研修事務規程策定基準」及び「登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出等に当たり確認すべき事項」を確認してください。

なお、登録日本語教員養成機関の登録を受けた機関において、日本語教員の養成課程を包含する訓練の申請を行う場合は、認定様式第5号「訓練カリキュラム」の「訓練修了後に取得できる資格」欄に【登録日本語教員（取得に条件あり）】と記載した上で、コース案内に取得条件（※）を記載する必要があります。

(※) 当該訓練を受講し所定の課程を修了した又は修了する見込みである場合は、日本語教育機関認定法第7条の日本語教員試験における基礎試験が免除されることとなっていますが、登録日本語教員になるためには、日本語教員試験における応用試験の合格及び登録実践研修機関での実践研修（当該登録日本語教員養成機関が登録実践研修機関の登録を受けている場合を除く。）が必要です。

また、文部科学省に登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関のいずれの登録もしていない訓練実施機関が当該登録を行わずに登録日本語教員の内容を含む訓練科の申請を行うことは可能ですが、その場合は認定様式第5号「訓練カリキュラム」の「訓練修了

後に取得できる資格」欄に【登録日本語教員（取得に条件あり）】と記載した上で、コース案内に、別途日本語教員試験の合格及び登録実践研修機関における実践研修の受講が必要である旨を記載する必要があります。

10. 求職者支援訓練における公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用について

厚生労働省において、より多くの方々に、キャリアアップや安定雇用のための選択肢の一つとして、「公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）」について興味・関心をもってもらうため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの公募を行い、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズが「ハロートレーニング～急がば学べ～」、当該愛称・キャッチフレーズのロゴマークが以下とおり決定されています。

詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining/logo/rules.html

【ロゴマーク例】



求職者支援訓練における当該愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用にあたっては、求職者支援訓練として認定された訓練について、広報活動等対外的に求職者支援訓練の新しく、かつ、親しみやすいイメージをアピールするために用いることを前提としておりますので、求職者支援訓練として認定された訓練については、積極的に使用していただきますようお願いします。

なお、都道府県ごとに、当該愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用方法を定めている場合がありますので、詳細は労働局にご確認ください。

また、新聞広告・リーフレット等の印刷物による広告の作成・使用に当たっては、事前に機構支部及び労働局による審査が必要となりますのでご留意ください。

(愛称・キャッチフレーズ・ロゴマークの使用例)

- ・ 認定された求職者支援訓練に関する各種広報媒体の「求職者支援訓練」を「ハロートレーニング（求職者支援訓練）」という文言に置き換え、合わせてロゴマークを掲載する。
- ・ 求職者支援訓練を説明する際や問い合わせがあった際に、「ハロートレーニング」と積極的に言い換える。
- ・ 訓練実施施設の窓口等に、「ハロートレーニング～急がば学べ～」と書いた貼り紙を掲示する。

- ・ 愛称・キャッチフレーズだけをアピールしても理解されにくい場合も想定されるため、愛称や愛称の略称（ハロトレ）、キャッチフレーズを使用した短文を作成し、使用する。（短文例：急がば学べ！再就職ならハロートレーニング（求職者支援訓練）でスタート！）。

11. 求職者支援訓練における「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークの使用について

厚生労働省において、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークが以下のとおり決定されました。

詳細については、下記厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/00002075_000010_0000011.html

当該認定マークは、ガイドライン適合事業所認定を受けた事業所（平成28・29年度のトライアルテストにおいて認定を受けた事業所は、認定マークの適用対象ではありませんのでご注意ください。）が、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいることをよりアピールできることを目的として決定されたものですので、求職者支援訓練として認定された訓練の訓練実施施設が当該適合事業所認定を受けた事業所である場合は、コース案内等にも積極的に使用していただきますようお願いします。

なお、認定マークの使用に当たっては、ガイドライン適合事業所認定の審査認定機関へ申請が必要となりますので、詳細は審査認定機関にご確認ください。

また、新聞広告・リーフレット等の印刷物による広告の作成・使用に当たっては、事前に機構支部及び労働局による審査が必要となりますのでご留意ください。

（使用例）

- ・ 適合事業所の事業場（訓練施設等の看板・壁）へ掲示する。
- ・ 適合事業所及びその提供する職業訓練に関する広告（チラシ、ポスター、各種メディア等）へ使用する。
- ・ 適合事業所が職業訓練サービスの取引に用いる書類又は通信（リーフレット、名刺、封筒、電子メールの署名等）へ使用する。
- ・ 適合事業所がインターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報（ホームページ、ウェブページ等）へ掲載する。
- ・ 適合事業所が労働者を募集するために供する広告又は文書へ使用する。

12. 求職者支援制度のバナー及び厚生労働省ホームページへのリンクについて

厚生労働省のホームページは、求職者支援制度等、求職者の方に有益な情報等が掲載されているため、訓練実施機関のホームページ内において、バナーの掲載及び厚生労働省ホームページへのリンク設定等、有効にご活用ください。

【厚生労働省ホームページURL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokushashien/index.html

【バナー】



認定申請書の電子ファイルの提出方法について

申請時に認定申請書の電子ファイル（以下、「電子ファイル」という）をメールで提出することが可能になっています。

また、機構支部へ来所又は郵送により提出した場合でも、ハローワークシステムへコース情報を正確かつ効率的に登録するため、電子ファイルの提出のご協力をお願いしています。（こちらの提出は任意です。）

1 提出概要

電子ファイルは、次の流れにより、機構支部に提出いただくことになります。

なお、提出する電子ファイルは機構ホームページからダウンロードしたものを活用し、シートを削除せず機構支部にご提出ください。

手順 1 電子ファイルの内容の確認

電子ファイルの提出の前に次の項目に環境依存文字が含まれていないか確認ください。

表 コース情報の登録に係る項目

項目	文字数制限 (入力可能な文字数)	認定様式
1 商号又は名称 (* 1)	50 文字	第 1 号
2 訓練の種別	—	第 1 号
3 訓練分野	—	第 1 号
4 訓練科名 (* 1)	40 文字	第 1 号
5 募集期間（予定）	—	第 5 号
6 選考日（予定）	—	第 5 号
7 選考結果通知日	—	第 5 号
8 訓練期間	—	第 1 号
9 訓練月数	—	第 1 号
10 訓練時間	—	第 5 号
11 受講者定員	—	第 1 号
12 訓練対象者の条件 (* 1)	120 文字	第 5 号
13 訓練推奨者	—	第 5 号
14 訓練目標（仕上がり像）(* 1)	200 文字	第 5 号
15 訓練修了後に取得できる資格 (* 1)	100 文字	第 5 号
16 就職を想定する職業・職種（基礎コースの基礎分野）	100 文字	第 5 号

は空欄) (* 1)		
1 7 訓練概要 (* 1)	250 文字	第 5 号
1 8 訓練手法（企業実習（実践コースのみ））	—	第 5 号
1 9 受講者の負担する費用	—	第 5 号
2 0 訓練実施施設名 (* 1)	50 文字	第 1 号
2 1 訓練実施施設所在地 (* 1、 2)	23 文字	第 1 号
2 2 新規区分（新規又は新規扱い）	—	第 1 号
2 3 責任者 (* 1、 3)	16 文字	第 4 号
2 4 責任者の電話番号 (* 3、 4)	15 文字	第 4 号
2 5 責任者の E メールアドレス (* 3、 4)	50 文字	第 4 号

* 1 全角文字で入力して下さい。

* 2 都道府県名から入力して下さい。

* 3 機構ホームページには公開されませんが、管理上必要となります。

* 4 半角文字で入力して下さい。

日本語変換ソフトによっては、文字変換時に“環境依存文字”と表示するものもありますので、“環境依存文字”と表示される文字は使用しないようにしてください。

なお、環境依存文字の例としては、次のものがあります。

【主な環境依存文字】

高、崎、Ⅲ（ローマ数字）、③、®、™、(株)

これらの文字につきましては、別の文字に置き換えて対応してください。

手順 2 電子ファイルのパスワード設定

電子ファイルを保護する観点から、電子ファイルを zip 形式等に圧縮し、機構支部が指定するパスワードを必ず設定してください。

なお、Excel によるパスワード設定は行わないでください。

手順 3 パスワード設定した電子ファイルを添付して所定のアドレスにメール送信

機構支部が指定するメールアドレスを宛先に設定し、手順 2 で用意した電子ファイルを送信してください。この際、電子ファイルに設定したパスワードは、電子ファイルを添付したメールに記載（件名、本文、ファイル名等）しないでください。

機構支部にパスワードを通知する必要がある場合は、上記メールとは別に作成したメールにより通知してください。

※メールの添付ファイルが 10MB を超えるメールの受信はできないため、添付ファイル容量が 10MB を超える場合はメールを分割して提出して下さい。

手順4 機構支部から訓練実施機関あてに申請書受理の連絡

電子ファイルを提出後、2開庁日以内に機構支部から申請書受理の連絡があります。2開庁日を過ぎても連絡がない場合は、電子ファイルを提出した機構支部まで連絡ください。

「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」と「選定で使用する就職実績」について

【日程例】〈申請受付期間〉令和4年3月15日～31日 〈訓練開始日〉令和4年7月1日

【STEP1】同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績(認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」)

→ 認定様式第4号「訓練実施機関・施設の概要」の「職業訓練の実績」欄に職業訓練の実績として記載。

平成30年	令和元年												令和2年				令和3年度				令和4年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
													A (令和元年7月1日～令和4年6月30日)														

⑦ 令和元年7月1日
①から遡って3年前

① 令和4年7月1日
訓練開始日

○認定基準4、(1)、①「職業訓練の実績」

職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下「申請職業訓練」という。)について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って3年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行なったことがあること。

- (1) A の期間に、実施場所(都道府県)を問わず、今回申請する求職者支援訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練(以下「同程度の訓練」といいます。)を適切に行なった実績があることが必要です。なお、この実績がない場合は申請を行うことができませんのでご留意ください。
※自社(訓練実施機関)社員以外の外部の者への職業訓練の実績しか認められません(自社(訓練実施機関)が、自社の社員向けに実施した研修等は、OFF-JTであっても職業訓練の実績とすることはできません。)。
- (2) 同程度の訓練は、認定申請日までに開始しており、 A の期間に終了する訓練科が該当します(訓練開始日が【⑦】より前であっても構いませんが、実績として使用できるのは、申請する求職者支援訓練の訓練開始日から3年以内の内容と時間数になります。)
【注意】求職者支援訓練の認定を受けた後に、同程度の訓練の実績として申請した訓練が適切に行なわれていなかったこと(訓練開始日の前日までに終了せず途中で中止したことなど)が判明した場合には、求職者支援訓練の認定取消となる場合があります。
- (3) 同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習を除く)が今回申請する求職者支援訓練の7割以上であり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であるとともに、同一の受講者に対して実施されていること(認定基準4、(3)、②、イ「対象とならない教科①」に該当するような教科が主な内容ではないこと。)が必要です。
なお、基礎コースを申請する場合、同程度の訓練は申請する職業訓練のうち「職業スキル」の訓練期間及び総訓練時間に対して7割以上であれば認められます。
また、短期・短時間特例訓練を過去に認定された訓練計画どおり、実施し、終了した実績がある場合、基礎2ヶ月コース及び実践2ヶ月コースの申請について、当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満であっても認められること。
また、介護職員養成研修又は技能講習の内容を含む職業訓練を過去に実施した実績がある場合、当該実績における訓練期間又は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満の場合であっても、特例が適用される場合がありますので、機構支部までご相談ください。
- (4) 同程度の訓練としてオンライン訓練も認められます(通所とオンライン形式で区別せず、全体の訓練期間及び総訓練時間で判断します。(なお、同時双方向型の実施に限ります。))
- (5) 同一の受講者に対して、複数の職業訓練を一連のものとして一体的に提供したと認められる場合には、当該複数の職業訓練を合算した訓練期間及び訓練時間を職業訓練の実績として認めることとします。

(例)

1ヶ月				2ヶ月				3ヶ月				4ヶ月				5ヶ月			
1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週
a-①				a-②		b-①		b-②		b-③		c-①		c-②		c-③		c-④	
20H	30H																		

a-①～c-④ の訓練期間を合算し、一つの職業訓練の実績として認められる(訓練期間:2ヶ月半、訓練時間:190時間)。

= 10週(2ヶ月半相当)

= 190時間

= 医療事務研修

【注意】

①個別の訓練内容が、申請する職業訓練と同一分野に関する内容であると認められる場合に、合算できること。

②一連のものとして一体的に提供されたとして認められる場合とは、各訓練の間隔が概ね1週間程度近接している場合をいうこと。(ab間、bc間が概ね1週間程度であること。)

- (6) (1)～(5)を満たす職業訓練であれば求職者支援訓練のほか、委託訓練、訓練機関が実施した公的職業訓練以外の職業訓練等であっても同程度の訓練に該当します
(ご不明な場合は、機構支部にご確認ください。)

【注意】同一分野の求職者支援訓練であっても、(1)～(5)を満たさない場合は同程度の訓練とは認められません。

【STEP2】選定で使用する就職実績

→ 認定様式第14号に過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況として記載。

令和2年												令和3年												令和4年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
												B (令和3年1月1日～令和4年1月15日)																	

⑦ 令和3年1月1日
申請受付開始日から1年前の日が属する月の初日

① 令和4年1月15日
申請受付開始日

選定で使用する就職実績の有無により、選定を行う枠が「実績枠」、「新規参入枠」に分かれます(それぞれ選定方法が異なります。)

- (1) 次の場合には、その訓練の就職実績等に基づき、実績枠で選定を行います。

申請する求職者支援訓練と同一分野(※)の求職者支援訓練を、今回申請する求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(総訓練時間に対する通所割合が20%以下のeラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施したことがあり、その就職率について機関から「求職者支援訓練に係る就職率確定通知書(様式A-10)」により通知されており、雇用保険適用就職率の適用日が、 B の期間(申請受付開始日【⑦】から1年前の日が属する月の初日【①】までの間)に属する訓練科がある場合。

(※) 同一分野の求職者支援訓練であれば、上記【STEP1】の「同程度の訓練」である必要はありません。

- (2) (1)に該当しない場合には、申請する求職者支援訓練の内容等に基づき新規参入枠で選定を行います。

なお、新規参入枠(新規又は新規扱い)であっても、上記【STEP1】の「同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練の実績」が必要となります。

【注意】「求職者支援訓練の選定方法」について併せてご確認ください。

e ラーニングコースにおける訓練期間及び訓練時間の設定方法について

1 訓練期間の設定方法

(1) 訓練期間の上限・下限

認定基準上、訓練期間は2か月以上6か月以下の適切な期間であることが必要です。

上記訓練期間の上限を1日でも越える、又は下限を1日でも下回る訓練期間の設定はできません。(6か月と10日の訓練や、1か月と20日の訓練の設定はできません。なお、「1か月」の考え方については、下記(3)を確認してください。)

(2) 訓練終了日の設定時期

訓練終了日は、上記(1)の訓練期間の上限を超えず、かつ下限を下回らない日程で設定してください。なお、訓練終了日によっては、最終月が訓練月数に含まれない(1か月と算定されない)場合があります(下記(3)参照)。また、訓練期間が2か月の訓練コースにおいては、「訓練開始応当日(下記(3)参照)の前日」以降の日を訓練終了日として設定してください。(例えば、7月1日～8月28日(月)の訓練期間であれば、訓練終了日を8月31日(木)以降に変更する必要があります。)

(3) 訓練月数の算定

訓練期間における訓練月数は、訓練開始日(2か月目以降は、訓練開始応当日^(※))から起算して、翌月の訓練開始応当日の前日(最終月は訓練終了日)までの期間(以下「単位期間」といいます。)を「1か月」として、訓練月数を算定します。

^(※)訓練開始応当日

訓練開始日の属する月の翌月以降の月において、訓練開始日に応当する日を指します。

(4月1日が訓練開始日であれば、訓練開始応当日は5月1日、6月1日、…となります。)

なお、訓練開始応当日が暦上ない場合は、当該月の末日を訓練開始応当日とみなします。

(5月31日が訓練開始日であれば、訓練開始応当日は6月30日、7月31日、…となります。)

なお、訓練終了日が訓練開始応当日の前日とならない場合においては、以下のとおり訓練月数を算定します。

① 最後の単位期間が3～6か月目の場合

最後の単位期間の暦日数が28日以上の場合、当該単位期間は「1か月」として訓練月数に計上します。

暦日数が28日未満となる場合は、当該単位期間は訓練月数に計上しません(下記2.(3)を参考に、必要な訓練時間を設定してください。)。

② 最後の単位期間が2か月目の場合

最後の単位期間の暦日数が28日以上の場合、当該単位期間は「1か月」として訓練月数に計上します。なお、訓練期間が2か月の訓練コースにおいては、訓練開始応当日の前日を訓練終了日とする必要がありますので、ご注意ください(上記(2)参照)。

(例) 1月31日から5月20日の訓練コース（訓練月数3か月）

単位期間	開始	終了	暦日数
1か月目	1月31日	2月27日	28日
2か月目	2月28日	3月30日	31日
3か月目	3月31日	4月29日	30日
4か月目	4月30日	5月20日	21日

- ・2か月目は、本来の訓練開始応当日である2月31日が暦上存在しないため、当該月の末日（2月28日）を訓練開始応当日（＝2か月目の開始日）とみなします。
- ・4か月目は、本来の訓練開始応当日である4月31日が暦上存在しないため、当該月の末日（4月30日）を訓練開始応当日（＝4か月目の開始日）とみなします。
- ・最後の単位期間（4か月目）の暦日数が28日未満（21日）であるため、訓練月数上は1か月として算定しません（3か月と21日の訓練となります。）。

2. 訓練時間の設定方法

（1）訓練時間の上限・加減

認定基準上、訓練時間は「1ヶ月につき80時間以上であること。」と定められています。なお、実施日が特定されている科目的訓練時間算定については、50分以上60分未満（休憩時間を除く。）を1時間と算定して差し支えありません。

（注意事項）

最後の単位期間の暦日数が28日未満であり、1ヶ月と算定されない場合（上記1.（3）参照）においては、下記（3）に基づき、1ヶ月当たりの訓練時間を設定してください。

（2）訓練時間に算定できる訓練内容（80時間算定対象訓練）

上記（1）の訓練時間に算定できる訓練内容（以下「80時間算定対象訓練」といいます。）については、以下のとおりです。

80時間算定対象訓練	80時間算定対象訓練以外
① 学科、実技 ② 対面指導 ③ 職場見学、職場体験、職業人講話 ④ 企業実習 ⑤ 集団形式で行う就職支援（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）（18時間が上限） ⑥ 習得度確認テスト ⑦ 成績考查及び修了考查	① 開講式、修了式、オリエンテーション ② 就職支援 認定基準に定められている就職支援に関する次の措置 Ⅰ 職業相談 Ⅱ 求人情報の提供 Ⅲ 履歴書（職務経歴書）の作成に係る指導 Ⅳ ハローワークが行う就職説明会の周知 Ⅴ ハローワークへの訪問指示 Ⅵ 求人者に面接するに当たっての指導 Ⅶ ジョブ・カードの作成支援 Ⅷ その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のための必要な

80時間算定対象訓練	80時間算定対象訓練以外
	<p>措置</p> <p>③ キャリアコンサルティング</p> <p>※ ハローワークへの来所日、ハローワークが行う就職説明会への参加日については、訓練期間には含まれますが、訓練日（訓練時間）には含まれません。</p> <p>※ オリエンテーション、就職支援（集団形式で行うものを除く。）及びキャリアコンサルティングは、80時間算定対象訓練には該当しないものの、認定基準上、実施することが必要です。</p>

(3) 1か月に算定されない単位期間の取り扱い

最後の単位期間の暦日数が28日未満であり、訓練月数上1か月と算定されない場合においては、以下のとおり訓練時間を設定する必要があります。また、当該単位期間について、認定職業訓練実施奨励金や職業訓練受講給付金は日割りでの支給となります。なお、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である支給単位期間については最低2つ以上のユニットを設定していただく必要があります。（ユニットの詳細については、第6の2（6）推奨訓練日程計画表（認定様式第6号）④を確認ください。）

最後の単位期間の暦日数 ÷ 31日 ^(※1) × 80時間以上 ^(※2)

^(※1) 単位期間の暦日数に関わらず、31日となります。

^(※2) 小数点以下は切り上げてください。

① 単位期間 5/27～6/26 (日数：31)	② 単位期間 6/27～7/26 (日数：30)	③ 単位期間 7/27～7/31 (日数：5)
↓ 13時間以上		

認定申請書類の省略について

求職者支援訓練の認定申請に必要な書類のうち、次の書類については、同一年度に開講する訓練科で、すでに1度提出した内容であれば、提出を省略することができます。ただし、過去に申請した時から変更が生じているにもかかわらず、書類の提出を行なわなかつたことがある場合や、疑義が生じた場合には省略が認められることもありますので、省略の可否については、申請書類を提出する機構支部にお問い合わせください。

- (例) 省略が可能な書類について、令和●●年4月に開講する訓練科の認定申請時に提出した内容は、
- ・ 令和●〇年3月(同一年度)に開講する訓練科の認定申請において省略できる。
 - ・ 令和〇●年4月(次年度)に開講する訓練科の認定申請において省略できない。

省略を希望する場合には、認定申請の際に認定様式第17号「求職者支援訓練の認定申請に係る提出済み書類一覧」をご提出ください。

※ 各年度で最初に開講する訓練科の認定申請の際には、認定申請書類を省略できませんのでご注意ください。

1 訓練実施場所及び事務室が使用可能であることが確認できる書類

(1) 省略できる書類

不動産登記簿謄本（写）（訓練実施場所及び事務室を所有する場合）、賃貸借契約書（写）（訓練実施場所及び事務室を賃借する場合）等、施設が使用可能であることが確認できるもの

(2) 留意事項

訓練実施施設又は事務室を賃貸等で確保している場合で、提出している賃貸借契約書の契約期間が、以前認定申請した際には問題無かったものの、新たに認定申請する際にはすでに終了しており有効な契約か確認できない場合、訓練開始前又は訓練期間中に契約期間が満了する場合（更新後の契約期間満了の場合も含む）には、別途訓練実施場所又は事務室が適正に確保されていることが分かる書類を提出する必要があります。（必要な書類については第6、2、(3)、③をご確認ください。）

2 訓練実施施設（教室・実習室）及び事務室の平面図

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

3 加入予定の保険に関するリーフレット等

(1) 留意事項

すでに提出したリーフレット等と同じ保険に加入する場合、または当該保険が年度更新の契約であり、すでに加入している場合には省略することが出来ます。

4 事業実績を確認できる書類

(1) 省略できる書類

法人登記簿謄本（写）（法人の場合）、個人事業の開業届出書（写）（個人の場合）等、事業実績を確認できるもの

(2) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

5 代表者氏名・役員一覧

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

6 雇用保険適用事業所設置届又は事業主事業所各種変更届の事業主控（写）

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

7 訓練実施機関属性の分かる資料（他の添付書類で判別できない場合に限る）

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

8 責任者及び苦情を処理する者を直接雇用していることが分かる書類

(1) 省略できる書類

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類）

(2) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

9 講師の類型に該当することを証明する書類

(1) 省略できる書類

講師の類型に該当することを証明する書類(職務経歴書等、講師の経歴等確認書等(認定様式第7の3号)及び資格・免許証)

(2) 留意事項

同一年度内に開講する訓練科の申請で、すでに提出している訓練科の講師に係る講師の経歴等確認書等(認定様式第7の3号、職務経歴書等)について、過去の申請時から記載内容等(①講師の担当科目、②講師要件の類型、③講師の類型に該当することを確認できる書類等の内容や免許証等)に変更が生じている場合には、省略することができます。

10 キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類

(1) 省略できる書類

キャリアコンサルタント登録証(写)又はキャリアコンサルティング技能検定合格証書又は合格通知書(写)等

(2) 留意事項

有効期限が経過している等、提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

11 就職支援責任者を直接雇用していることが分かる書類

(1) 省略できる書類

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)(雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類)

(2) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

12 オリエンテーション時に告知する事項の内容

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合(訓練実施施設名、訓練科名、実施日、実施場所、説明者等は除く)には、省略することができます。

13 ISO29993 及び ISO21001 の審査登録証

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することはできません。

14 職業訓練サービスガイドライン研修修了証書等

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合（有効期限が経過している等）には、省略することはできません。

15 職業訓練サービスガイドライン研修受講者（講師又は事務担当者の場合）を直接雇用していることが分かる書類

(1) 省略できる書類

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）（雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類）

(2) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することができます。

16 LMSに関する書類

(1) 留意事項

提出している書類の記載内容に変更が生じている場合には、省略することはできません。

求職者支援訓練の認定申請に係る提出済み書類一覧

訓練実施機関名：

株式会社能力開発

訓練実施機関番号： **** * * * * *

訓練科名： Androidアプリ開発科

1 訓練実施場所及び事務室が使用可能であることが確認できる書類

(1) 訓練実施施設	訓練実施施設名	アビリティスクール幕張校			次の内容を記入してください（以下の項目も同じ）。		
	訓練実施施設所在地	千葉県千葉市美浜区若葉#-*-* 幕張第一ビル2階			① 省略を希望する書類の内容	② 省略を希望する書類を提出した認定申請の開講月	
提出済みの書類 該当する内容にチェックを入れてください（以下の項目も同じ）。				同時に複数の訓練科を認定申請する場合で、1つの訓練科で提出した認定申請書類を他の訓練科で省略することも出来ます。その場合、「受理番号」は空欄のまま提出してください（受理後に支部で記入します。）。			
<input checked="" type="checkbox"/> 自ら所有する訓練実施場所を使用する場合の必要書類 (不動産登記簿謄本(写)等)				令和 年	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-0000
<input checked="" type="checkbox"/> 訓練実施場所を賃借により確保する場合の必要書類 (賃貸借契約書(写)、契約を更新していることが分かる覚書等)				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日	令和 ● 年 10 月 1 日 ~ ○ 年 9 月 30 日
<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約期間(更新している場合は更新した賃貸借期間)				令和 年 月 開講訓練科で提出	受理番号		
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
(2) 事務室	(1) の内容で確認できる ※ 以下(2)について記載不要			✓	(1) の内容では確認できない	事務室所在地	千葉県千葉市美浜区若葉#-*-* 幕張第二ビル2階
提出済みの書類 事務室を訓練実施施設の同一建物外に整備するなど、(1)の内容で確認できない場合には「(1)の内容では確認できない。」にチェックを記入してください。							
<input checked="" type="checkbox"/> 自ら所有する事務室を使用する場合の必要書類 (不動産登記簿謄本(写)等)				令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000	日
<input checked="" type="checkbox"/> 事務室を賃借により確保する場合の必要書類 (賃貸借契約書(写)、契約を更新していることが分かる覚書等)				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日	令和 ● 年 11 月 1 日 ~ ● 年 10 月 30 日
<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約期間(更新している場合は更新した賃貸借期間)				令和 年 月 開講訓練科で提出	受理番号		
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

2 訓練実施施設(教室・実習室)及び事務室の平面図

提出済みの書類	訓練実施施設(教室・実習室)の平面図			令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日
事務室の平面図				令和 年 月 開講訓練科で提出	受理番号	
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日

3 加入予定の保険に関するリーフレット等

提出済みの書類	✓ 加入予定の保険に関するリーフレット等			令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000
	保険会社	株式会社〇〇〇保険		商品名	●●保険	
すでに加入している。			令和 年 月 開講訓練科で提出	受理番号		
	加入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				

4 事業実績を確認できる書類

提出済みの書類	✓ 法人登記簿謄本(写)(法人の場合) 個人事業の開業届出書(写)(個人の場合)			令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

5 代表者氏名・役員一覧

提出済みの書類	✓ 代表者氏名・役員一覧			求職者支援法に基づく認定職業訓練に係る変更届出書(A-13-1)または求職者支援訓練変更・中止願(様式A-43)で提出している場合には、「変更届出書等提出あり」にチェックを記入し、支部の受理日を記入してください。			

6 履用保険適用事業所設置届又は事業主事業所各種変更届の事業主控

事業所の名称	株式会社能力開発アビリティスクール幕張校						
雇用保険適用事業所番号 (4ヶタ-6ヶタ-1ヶタ)	*****-*****-*****-*						
提出済みの書類	雇用保険適用事業所設置届(写) 事業主事業所各種変更届の事業主控(写)			令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000	
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日	

7 訓練実施機関属性の分かれる資料(他の添付書類で判別できない場合に限る)

提出済みの書類	訓練実施機関属性の分かれる資料(他の添付書類で判別できない場合に限る)			年 月 開講訓練科で提出	受理番号	
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日

8 責任者及び苦情を処理する者を直接雇用していることが分かれる書類

提出済みの書類	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写) (雇用保険の被保険者ではない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かれる書類)			令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	■-00-00-00-0000
				変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日

9 講師の類型に該当することを証明する書類

提出済みの書類	講師氏名	講師 太郎 高齢 次郎 求職 花子	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
			変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 年 月 日
			令和 ● 年 7 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-####
			変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

10 キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類

提出済みの書類	氏名	幕張 次郎	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
			変更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

11 就職支援責任者を直接雇用していることが分かる書類

提出済みの書類	用(写)	(雇用保険の被保険者ではない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類)	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
			✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

12 オリエンテーション時に告知する事項の内容

提出済みの書類	オリエンテーション時に告知する事項の内容	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
		✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

13 ISO29993及びISO21001の審査登録証

提出済みの書類	ISO29993及びISO21001の審査登録証(写)	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
		✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

14 サービスガイドライン研修修了証書等

提出済みの書類	修了証書(写)、修了証明書(写)、受講証明書(写)	氏名	求職 太郎	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
				✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

15 職業訓練サービスガイドライン研修受講者（講師又は事務担当者の場合）を直接雇用していることが分かる書類

提出済みの書類	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写) (雇用保険の被保険者ではない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用していることが分かる書類)	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
		✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

16 LMS

提出済みの書類	(イ) 自社開発の場合 ・ 使用するLMSの内容が確認できるもの(パンフレットや仕様書等) ・ LMS実機確認表 (ロ) 外部調達を行う場合 ・ 契約書(写) ・ 使用するLMSの内容が確認できるもの(パンフレットや仕様書等) ・ LMS実機確認表	令和 ● 年 4 月 開講訓練科で提出	受理番号	●-00-00-00-****
		✓ 变更届出書等 提出あり	支部受理日	令和 ● 年 7 月 10 日

※ 当該一覧を提出することで、今回認定申請を行う訓練科と同一年度に開講する訓練科の認定申請ですでに提出した内容については省略することができます。

※ 当該一覧の記載に誤りがあった場合には、認定申請書を受理した後、改めて書類の提出を求めることがあります。

eラーニングコースにおける教室、実習室及び事務室等に係る留意事項について

区分	認定基準	留意事項
1 教室	教室の面積は、受講者1人当たり1.65m ² 以上であること。 実技を行う場合、適切かつ安全に実施できる面積が確保されていること。	(1) 訓練期間中に通所訓練を一切設定しない場合、教室及び実習室等の確保は不要であること。 (2) 教室・木製等のスペースは含まない。(※訓練実施設に通所して実施する科目が「対面指導」のみの場合、教室の面積は「3名 × 1.65m ² 」以上とする。(事務室・休憩等のスペースは含まない。) (3) 受講者が快適かつ衛生的に訓練を受講されることが必要。 (4) 教室及び実習室は床から天井まで完全に仕切られる環境であることが必要。 (5) 教室、実習室及び事務室の入口はそれぞれ別々であること。 (訓練で使用する教室を通過しない他の教室、実習室、事務室又はトイレ等に移動)できないと、いった、訓練の実施を妨げられない配置は認められません。) (6) 教室には、事務室又は他の教室での電話や話し声などの音が聞こえない環境であること。 (透明カラス等で仕切られている場合は、カーテン等で境界を遮ること。 (7) 事務室は、個人情報漏えい防止のため、事務室の入り口が施錠できる、又は個人に関する情報等に訓練実施機関の担当者以外の者が接することができないこと。 (8) 事務室は、原則として訓練実施機関のみが使用するものであり、当該実施機関以外の者が使用しないものであること。 (9) 事務室は、訓練期間中に常駐する事務担当者等が主たる業務を行ふ部屋であること。 (10) 事務室は、訓練実施施設の同一建物外に整備する場合、事務室は訓練実施施設から徒歩7分(560m)以内の距離にあらかじめ建物内に設置すること。 (徒歩に要する時間については、道路距離80mにつき1分で算出するものとする。)
2 実習室	実習室の面積は、実技が適切かつ安全に実施できるよう配慮されていること。	
3 事務室	事務室は、教室及び実習室とは別の部屋として完全に分離され、同一の又は近隣の建物内に整備されていること (衝立等の仕切りは不可)。	
4 書類保管場所	—	(1) 通所による訓練を設定しない場合、教室・実習室等の確保は不要であるが、訓練実施施設(運営拠点を確保し、書類保管を行ふ必要があること。 (2) トレイは、教室や実習室のある建物敷地内にあり、部屋の入口を施錠できる、又は個人に関する情報等に訓練実施機関の担当者以外の者が接することができる容易に開けられる状態に保つこと。 ※(紙・電子媒体問わず)、保管が必要な書類については、原則、訓練実施施設からの持ち出しは認められません。
5 その他訓練環境	—	(1) 訓練期間中に通所による訓練を設定する場合は、当該項目を考慮する必要があること。 (2) トレイは、教室及び自習用教室を確保する場合(男女別であること)は、全面禁煙であること。 木製室又は昼食場所を確保すること。 禁煙又は分煙対策が施された場所であること。
6 テイキングをを行う場所	—	受講者のプライバシーに配慮すれば、教室又は事務室を使用することまた、パーテーション等で区切られた一画を用いることも可能。)

災害補償制度の措置等に係る留意事項

1 災害補償に係る認定基準

認定基準上、災害補償に必要な措置は、次のとおり定められています。

【認定基準 4、（17）「災害補償」】

申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。ここでいう「必要な措置」とは、申請職業訓練の全受講者の訓練期間中（企業実習中を含む。）の災害補償制度を措置することであり、必要な補償を行うため、保険を活用すること。また、受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害補償制度について、受講者に情報提供すること。

2 災害補償制度及び損害補償制度の具体的な内容

訓練実施機関は、災害補償制度を措置するために負傷、疾病（特定の疾病に限定しない）又は死亡した場合、受講者に対して、訓練実施機関の責任を問わず必要な補償が支払われる保険に加入する必要があること。

	災害補償制度（必須事項）	損害補償制度（周知事項）
訓練実施機関の対応	災害補償制度を措置する	損害補償制度を情報提供する
保険加入者	訓練実施機関	受講者個人（加入は任意）
補償内容	<p>受講者が 求職者支援訓練（職場体験、職場見学、 企業実習を含む。当該表において同じ。）中に 求職者支援訓練の内容に起因して (1) 負傷 (2) 疾病 (3) (1)(2)を原因として死亡 した場合に受講者に対して補償</p>	<p>受講者が 求職者支援訓練中又は<u>通所途上</u>に — (1) 負傷 (2) (1)が原因で死亡 した場合に受講者に対して補償</p>
備考	<p><u>特定の負傷、疾病に限定して補償の対象としているものは認められない。</u> ただし、戦争、天災等による明らかに求職者支援訓練に起因しない負傷、疾病を補償の対象外とすることは認められる。</p>	<p>訓練実施機関が加入した保険で、損害補償制度の内容を包含している場合は、その旨を受講者へ説明することにより、受講者に情報提供する必要はない。</p>

求職者支援訓練のeラーニングコースの実施に係る適正な業務の運営体制等について

別紙7

※1 代表者及び役員も「雇用関係のある者」とする。
 ※2 80時間算定対象訓練以外を担当する者は除くこと。

求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について

認定様式第7の1号「講師一覧」に記入が必要な講師（集団形式で行う就職支援、時間算定対象訓練以外を担当する講師は除く）及び企業実習を担当する講師は、認定基準に基づき次のいずれかの類型に該当する者であること。（法定講習の内容を担当する講師については、法定講習の講師要件にも適合する者である必要があること。）

なお、同じ期間に複数の企業等における実務経験及び指導業務の経験がある場合は、任意の1箇所での経験しか計上できません。そのため、実務経験及び指導経験について、疑義等がありましたら、事前に機構支部にご相談ください。

【求職者支援訓練の講師として認められる類型】

類型1	次のいずれにも該当する者 【1】担当する科目的訓練内容に関する職業訓練指導員免許を有する者 【2】担当する科目的訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型2	次のいずれにも該当する者 【1】職業能力開発促進法第30条の2第2項（職業訓練指導員免許を受けることができる者と同等以上の能力を有すると認められる者）の規定に該当する者 【2】担当する科目的訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型3	次のいずれにも該当する者 【1】担当する科目的訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者（※2） 【2】担当する科目的訓練内容に関する指導等業務の経験を有する者（※1）
類型4	次のいずれにも該当する者 【1】資格によって担当する科目的訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者（※3） 【2】担当する科目的訓練内容に関する講師としての指導経験を1年以上有する者（※4）
類型5 (※5)	類型1から4に定める者のほか、次のいずれにも該当する者 【1】職場等において指導する内容に熟知している者 【2】企業実習を適切に実施できる者

※1 職業訓練等において講師として指導した経験以外に「指導等業務」として想定されるもの。

- ① 「機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用法等についてユーザーに説明する業務」など、他者からの質問に対して回答する業務
 - ② 指導に用いる教材、資料の内容を企画、作成する業務（「作成」には、他者の企画や原稿を資料化するものは含まない。）
 - ③ 社内教育で研修部門に属した上で、社内教育を実施する業務（単なるOJTや研修部門に属していただけでは該当しない。）
- I.T分野の科目を担当する講師については、当該分野の専門的な指導経験（職業訓練等における指導経験を含む。）、機器導入の支援の業務等、日常的に機器の利用等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上であること。

※2 指導等業務の経験を含むことが出来ること。

※3 具体的には、科目的訓練内容に関する資格を有している者（一般的に通用しない資格（自社資格を含む）は認められないこと。）。

※4 「指導等業務の経験」とは異なり、講師として指導した経験に限る。

なお、講師としての指導経験が1年に満たない場合、求職者支援訓練における助手として指導した経験の期間について、その半分の期間を講師の指導経験の期間とみなすことが出来ます。

※5 類型5は企業実習を担当する講師のみが認められるものであること。

(注意) 実務経験及び指導経験については、以下①から④の取扱いに留意してください。

- ① 同一期間ではない実務経験（又は指導経験）が複数ある場合、実務経験（又は指導経験）を合算することができます。
- ② 複数の企業において、同一期間の実務経験及び指導経験がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。
- ③ 複数の企業において、一定期間、実務経験（又は指導経験）がある場合は、重複期間を2重に計上することはできません。
- ④ 実務経験及び指導経験について、端数の日にち（月数未満）がある場合は、切り捨ててください。

(助手について)

実施日が特定されている実技科目にあっては、受講者15人を超えるときは講師を2人以上配置する必要がありますが、2人目以降の講師の代わりに次の要件に適合する者を助手として配置することができます。なお、デジタル系訓練コース（IT分野の訓練コース、又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コース）については、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上の講師（助手含む）を配置する必要があること。

（これに限らず受講者の理解を促す等の理由から「助手」を配置することもできますが、その場合でも次の要件に適合する者であることが必要です。）

- 訓練内容に関する知識を有し、講師の指示のもと受講者への指導が出来るなど、求職者支援訓練の円滑な実施に必要な業務に従事できる者として訓練実施機関が認めた者であること。
- ※ 助手であっても、介護職員養成研修などの法定講習で、受講者に指導を行う者について当該資格の指定（認定）権者が特定の要件（指定が必要等）を求める場合にはこれに従うこと。
- ※ 定員が15人を超える場合で、助手を配置する場合には、講師が主に授業を担当し、助手が授業を支援すること（助手のみ配置（2人）することは認められないこと。）。

記入例

訓練を担当される全ての講師及び助手の方を記入してください。
(集団形式で行う就職支援、算定対象訓練以外を担当する講師を含む。)

ただし、以下の方については記入不要です。

- ・職場見学、職場体験、職業人講話を担当する講師
- ・企業実習の講師
- ・キャリアコンサルティング担当者

師一覧

Androidアプリ開発科

科目	類型	証明書類			助手	省略の有無		
				受理番号				
1 講師	職務経歴書、資格・免許証以外に、記入した類型に該当することを証明する書類があれば、「その他」欄にチェックを入れ、その写しを提出してください。 (例) 介護職員養成研修などの法定講習において指定権者等に提出した講師に係る経歴等の確認書類、医療的ケア教員講習会の修了証 等	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)		✓			
			資格・免許証					
		✓	その他					
2 高齢 次郎	常勤	安全衛生、Android基本概念、Android応用概念	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓			
				資格・免許証				
				その他				
3 高齢 次郎	常勤	ソフトウェアテスト概論	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓			
				資格・免許証				
				その他				
4 高齢 次郎	常勤	助手については、類型及び証明書類の記載(提出)は不要です。	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓			
				資格・免許証				
				その他				
5 幕張 三郎	非常勤	それぞれ異なる講師要件の類型に該当する場合は、該当する類型ごとに行を分けて記入してください。	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓			
				資格・免許証				
				その他				
6 幕張 三郎	非常勤	就職支援、開講式、修了式、オリエンテーション	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓			
				資格・免許証				
				その他				
7 求職 花子	非常勤	以下の講師については、類型及び証明書類の記載(提出)は不要です。 ・集団形式で行う就職支援の講師 ・算定対象訓練以外を担当する講師	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	✓	《省》		
				資格・免許証				
				その他				
8 能開 四郎	常勤	Androidアプリ設計演習	✓	職務経歴書(認定様式第7の3号含む)	●●-00-00-00-****			
				資格・免許証				
				その他				
同一年度内に開講する訓練科の申請で、すでに提出している訓練科の講師の経歴等確認書等(認定様式第7の3号、職務経歴書等)について、過去の申請時から、①講師の担当科目、②講師要件の類型、③講師の類型に該当することを確認できる書類等の記載内容に変更が生じていない場合、提出を省略することができます。 提出を省略する場合は、《省》のチェックを選択してください。								
省略する書類を以前提出した際の申請書の「受理番号」を記入してください。								

注) ① 「勤務形態」の欄は、訓練実施機関の雇用保険の被保険者となっている者を「常勤」、それ以外の者を「非常勤」としてください。

② 「担当科目」の欄には、担当する科目名を全て記入してください。なお、提出する際は、認定様式第5号「訓練カリキュラム」の訓練内容に記載した科目を全て網羅していることを確認してください。

③ 「類型」の欄には、裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち該当する番号を記入してください。

※ 求職者支援訓練の講師を担当する講師については、認定基準4、(11)「講師」の要件に適合する必要があります。

(具体的には、裏面の「講師として認められる類型」のいずれかに適合することが必要です。)

※ 記入した類型に該当することを証明する職務経歴書、資格・免許証等の写しを併せて提出してください。

(「講師として認められる類型」に該当すると判断した職務経歴書上の記載箇所に下線を引いてください。)

なお、講師が職務経歴書を作成していない場合や職務経歴書の記載内容だけでは「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に適合することが確認できない場合には「講師の経歴等確認書(認定様式第7の3号)」を提出してください。

④ 実技にあっては、受講者15人を超えるときは講師を2人以上配置する必要がありますが、2人目以降の講師の代わりに助手を配置することが出来ます。

講師の代わりに配置する助手については、「助手」の欄に✓印を記入してください。

⑤ 講師(助手を除く。)ごとの添付書類(職務経歴書、資格証、免許証等の写し)も併せて提出してください。

(注意事項)

申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、求職者支援訓練の認定を受けた場合は、労働局による認定取消等の可能性があります。
なお、認定取消等となった場合、当該取消の日から起算して5年間又は永久に、当該都道府県又は全国において求職者支援訓練の認定を受けることができませんのでご留意ください。

ジョブ・カードの作成支援の流れ

- 求職者支援訓練においては、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを3回以上（訓練を受講する期間が3か月に満たない場合は1か月に1回以上）行うこととされていますが、以下はその一例です。
- 実施時期は、効果的な就職支援となるよう、訓練期間や受講者数により調整してください。
- 様式1の＜キャリアコンサルティング実施者の記入欄＞は、キャリアコンサルティングを実施した都度、日時、実施者の所属及び氏名を記入するとともに、受講者の知識・能力や訓練に対する取組姿勢、就業に対する意識・意欲等について、本人の了承の下に記入します。

ジョブ・カードは「マイジョブ・カード」でも作成することができます。
URL:<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

訓練開始後概ね1か月以内

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング①

(目的)課題と目標の明確化

- ・これまでの職務経験から職務の中で学んだこと得られた知識・技能など、自己理解を深めるとともに、受講者の課題と目標を明確にする。
- ・今後の就職活動に向けて、どのような知識・技能が必要かを整理することで、訓練受講に向けての意欲喚起につなげる。

作成支援の内容

様式2、様式3-1及び様式3-2を用いて、受講者の自己理解を促すよう聞き取りを行うとともに、各様式の記入内容及び方法についての確認や助言を行います。さらに、様式1では、これまでの職務経験から学んだことや今後の目標及び課題が明確になるよう支援します。

訓練半ば頃

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング②

(目的)訓練の習得状況確認と就職活動の準備

- ・これまでの訓練から学んだことを整理し、習得が不十分な場合はその原因について考え、習得に向けて取り組むべきことを明確にする。
- ・これまでの訓練を踏まえて、改めて今後の就職活動に関する目標の明確化や職種等の絞り込みを支援する。

作成支援の内容

様式2、様式3-1及び様式3-2の記入内容について、必要に応じて助言を行います。さらに、様式1では、これまでの訓練で習得した知識・技能を踏まえて自らのキャリア・プランの見直しが行えるよう支援します。

訓練修了間近

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング③

(目的)就職活動への支援

- ・受講者の職務経験や訓練から得た強み、訓練への取組姿勢、就業に向けた意欲等を確認し、受講者に就職活動に当たってのアピールポイントを気づかせ、就職活動への実践的な支援を行う。（ジョブ・カード作成は職務経歴書の作成や面接の準備として効果的であること。）

作成支援の内容

これまで月1回行ってきた中間考查や訓練終了前に行う修了考查等に基づき、様式3-3-3[職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート]に評価結果を記入し、これもとに訓練を通して得た強みや今後の目標を確認します。

*1 あらかじめ受講者全員に対して、ジョブ・カードを作成する目的、使用に当たっての確認事項、記入する内容に関する概要説明を行っておくと、その後のキャリアコンサルティングが円滑に実施し易くなります。

*2 様式2、様式3-1又は様式3-2は、受講者のこれまでの職務経験等に応じて作成してください。

*3 様式3-3-3に評価結果を記入してから訓練終了日までの間に受講者全員にキャリアコンサルティングを実施することが困難な場合は、評価結果の記入前にキャリアコンサルティングを実施しても差し支えありませんが、受講者が訓練の習得度を確認できるようジョブ・カードには必ず評価結果を記入して受講者に渡してください。

職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート・自己評価シートの活用等に当たっての留意事項について

1. 職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（ジョブ・カード様式3-3-3）

（1）職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（ジョブ・カード様式3-3-3）の活用

- 求職者支援訓練では、訓練実施機関は、訓練受講者自らがジョブ・カードを主体的に作成することを支援し、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを3回以上（訓練期間が3か月に満たない場合は1か月に少なくとも1回以上）実施するとともに、訓練の習得度評価を行い、評価結果をジョブ・カードに記載してください。
- 習得度評価の実施に当たっては、ジョブ・カード様式3-3-3「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（以下「成果シート」という。）」を活用してください。
- キャリアコンサルティングの実施に当たっては、成果シートと併せて、ジョブ・カード様式1-1又は様式1-2「キャリア・プランシート」、様式2「職務経歴シート」、様式3-1「職業能力証明（免許・資格）シート」及び様式3-2「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート」を活用してください。

（2）ジョブ・カードを用いた評価の方法及びキャリアコンサルティングの時期について

- 求職者支援制度では、成果シートを用いて、訓練項目ごとにA～Cの3段階で評価してください。
- 訓練実施機関は、評価の公正さを担保するため、少なくとも月1回行われる中間考查や訓練終了前に行われる修了考查等に基づく客観的な評価基準（※）を定め、これに基づき評価を行ってください。
※ 例えば、「中間考查及び修了考查における各評価項目に対応する設問群の正答率が80%以上をA、60%以上80%未満をB、60%未満をCとする」など。
- 成果シートを活用したキャリアコンサルティングについては、訓練期間の後半に、訓練受講者が訓練により習得した内容等を踏まえた上で実施してください。
※ ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングについては、別紙10「ジョブ・カードの作成支援の流れ」に記載のあるとおり、「訓練開始後概ね1か月以内」、「訓練半ば頃」、「訓練終了間近」のように訓練期間を「前半・中盤・後半」に分けた時期の全てで実施してください。

2. 就職活動計画/職業生活設計 自己評価シート

（1）自己評価シートの活用

- 基礎コースの職業能力開発講習の項目のうち、訓練実施機関が客観的に職業能力を証明することが困難である「就職活動計画」及び「職業生活設計」においては、訓練受講者自身が自己評価シートを用いて、自己チェックを行います。

- 訓練実施機関は、「就職活動計画」及び「職業生活設計」の各科目において、必要なチェック項目を設定し、受講者が自己チェックを行うことで、訓練を通しての変化に気づくことができるよう、支援してください。

(2) 自己評価シートを用いた自己チェックの方法及び時期

- 受講者は、受講前と受講後において、自己評価シートにより、A（自信がある）、B（どちらでもない・わからない）、C（自信がない）の3段階のうち、あてはまるものを選択することで自己チェックを行います。
- 訓練実施機関は、自己評価シートをキャリアコンサルティングや就職支援に活用してください。
- 訓練実施機関は、内容を確認した後、受講者に自己評価シートを返却してください。

3. キャリア・プランシート（ジョブ・カード様式1-1）

- キャリア・プランシートは、訓練受講者の記入欄とキャリアコンサルティング実施者の記入欄に分かれています。
- キャリア・プランシートの訓練受講者の記入欄については、受講者自らのキャリア・プランについて「目標とする職業・職務・働き方」、「向上・習得すべき能力等」、「必要な職業能力開発等」について記載することとされており、受講者が主体的に作成できるよう訓練実施機関は支援してください。
- キャリア・プランシートのキャリアコンサルティング実施者の記入欄は、受講者から記入の了承を得られたキャリアコンサルティングの結果や実施日時、氏名、電話番号、登録番号について、担当キャリアコンサルタント（能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者）が記載することとなっています。
- 担当キャリアコンサルタントは、キャリア・プランシートが訓練修了後の就職活動における活用を前提に策定されるものであることを踏まえ、キャリアコンサルティング実施者の記入欄に、キャリアコンサルティングの中で起きた気づきや変化などのうち、記録に残すことを本人が希望した内容や、記録に残すことが必要と思われる内容を本人の了承の下で、それぞれ実施日時等の記入欄の下に記入してください。

コース案内に記載すべき事項及び不適切な案内の例

(1) 訓練実施機関は実施する求職者支援訓練コースに係る案内（以下「コース案内」という。）の案をA4サイズ1枚で作成してください。

当該コース案内の案の作成にあたっては、地図画像、イラスト等を使用する場合は、著作権法等を遵守し、次の①から⑯の事項を掲載してください。ただし、⑮、⑯及び⑰については掲載しなくても差し支えありません。

また、作成したコース案内の案は、機構支部及び労働局による審査を受け、使用許可を受けないと使用できませんのでご注意ください。

① 訓練コース番号

② 訓練の種別（eラーニング）、訓練科名

- ・ 託児サービス支援付き訓練などの種別が分かるように記載してください。
- ・ IT分野の特例措置を希望する場合は、当該申請コースがITSSレベル1以上の資格取得を目指す訓練コースである旨記載してください。
- ・ デザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コースの特例措置を希望する場合は、当該申請コースがWEBデザイン関係の資格（別紙15に掲載されている資格）取得を目指す訓練コースである旨記載してください。
- ・ 同時双方向型による訓練を実施する場合は、同時双方向型の訓練実施日に通所での受講を可能としているかについて記載してください（別紙14「通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施するに当たっての留意事項」2の（3）参照）。併せて、通信障害が多く発生した場合は、通所受講へ切り替えてもらう可能性がある旨を記載してください。

ただし、単独型の場合は受講者起因による通信障害が発生した場合に、教室が確保されておらず、通所受講へ切り替えることができないケースが想定されます。その場合、受講者が新しい機器等の整備ができなければ、当該受講者については訓練の受講継続ができない可能性があることから、受講者の機器、インターネット接続環境等が確実に整備されている必要があることを明記してください。

- ・ 実習促進奨励金の支給を希望する訓練コースの場合は、企業実習が充実した訓練コースである旨記載してください。
- ・ 情報通信機器整備奨励金の支給を希望する訓練コースの場合は、訓練期間中、訓練実施機関がパソコンやモバイルルーター等の通信機器の双方を受講者に対し貸与する訓練コースである旨記載してください。
- ・ 職場見学等促進奨励金を希望する訓練コースの場合は、職場見学等が充実した訓練コースである旨記載してください。
- ・ DX推進スキル標準（経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定。）対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用を希望する場合は、DX推進スキル標準対応の訓練コースである旨記載してください。
- ・ 訓練コースにおいて通所が発生する場合は、通所で実施する科目及び日時を記載してください。

- ③ 受講者募集期間
- ④ 事前説明会に係る詳細（開催する場合）
- ⑤ 選考に係る詳細（選考日時・選考方法・持ち物・選考結果通知日・選考会場の住所・最寄り駅からの地図（対面形式により選考を実施する場合））
- ⑥ 訓練期間（開講・閉講日）、総訓練時間、通所による訓練日数（通所を設定する場合）
- ⑦ 定員
 - ・ 応募状況による定員増員を希望する場合は、「応募状況によっては、定員を増員することがあります。」と記載してください。
- ⑧ 訓練対象者の条件
 - ・ 「①育児・介護中の者、②居住地域に訓練実施機関がない者、③在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者」と記入してください。また、その受講に当たり、どのような設備、インターネット接続環境、パソコンスキル等が必要となるのかを記載してください。
- ⑨ 訓練目標
- ⑩ 修了後に取得できる資格・仕上がり像など
- ⑪ 訓練内容（学科及び実技（必須）以外の訓練手法を含む。）
- ⑫ 自己負担額（受講者が負担する費用を全て明記すること。）
 - ・ 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、労働安全衛生法第76条第1項の規定に基づく技能講習又は登録日本語教員の資格取得に係る内容を実施する求職者支援訓練で、資格取得に必要な法定講習（法定時間）に係る分の補講を行うに当たり有料で実施する場合は、当該補講額についても、その旨明らかにして記載すること（詳細については、e ラーニングコースの認定申請書を提出するに当たっての留意事項の第6の2（9）使用教科書等一覧（認定様式第8号）を参照してください。）。
 - ・ 職場見学、職場体験、企業実習を実施する場合で、別途交通費の負担が発生する場合はその旨及びその実施日数等を記載することにより、受講希望者が所要額をイメージできるようにしてください。
 - ・ 消費税込みの金額とし、（税込み）と記載してください。
 - ・ 受講者に対するパソコンやモバイルルーター等の貸与の可否を記載してください。
貸与が可能な場合は、有償貸与か無償貸与かを記載してください。また、有償貸与の場合は費用を記載してください。通信費は受講者の負担か、実施機関の負担かを記載してください。
 - ・ 受講者の費用負担が認められるものであって、受講者の持参を認めるものについては、物の仕様の詳細及び目安の金額を記載してください。
 - ・ 受講者負担とする品名及び金額を全て記載してください。
 - ・ ソフトウェアを受講者負担とする場合にあっては、受講者が負担する期間等、明確に記載してください。（「ユニット②の訓練より□□を使用します。そのため、ユニット②の学習を始めるにあたって□□をインストールする必要がありますので、期日までにオリエンテーションでご案内するソフトウェアを購入するなどして準備してください」）

さい。金額は△△円×2ヶ月分かかります。」など)

- ・ 職業スキル（学科・実技）をオンライン訓練で設定し、オンライン訓練期間中のソフトウェアを受講者負担とする場合にあっては、受講者が負担する部分を明確に記載してください。（「●月●日から●月●日までオンラインで訓練を実施します。お持ちのパソコンを使用する場合は、お持ちのパソコンに、□□をインストールする必要がありますので、期日までにソフトウェアを購入するなどして準備してください。金額は△△円×2ヶ月分かかります」など）

【注意】ソフトウェアを受講者負担とできる要件については求職者支援訓練（e ラーニングコース）の認定申請書を提出するに当たっての留意事項の第6の2の（9）**使用教科書等一覧（認定様式第8号）**を確認してください。

⑬ 訓練実施機関名

⑭ 訓練実施施設に係る情報（訓練実施施設名・郵便番号・所在地・最寄り駅からの地図・電話番号・問い合わせ担当者名・駐車場の有無、台数及び料金、感染症防止対策）

- ・ 対面指導日等を通所形式で実施する場合は、安心して訓練を受けられる環境を事前に受講希望者に周知するために、感染症を防止するために講じている内容があれば記載してください。記載例：感染症防止対策（●●や○○等）に取り組んでいます。（感染症防止対策の例：マスク着用の協力依頼、手洗い場に石鹼の常備、入口等に消毒液を設置、手洗い及び消毒方法の掲示、こまめな換気、座席間に簡易パーテーションの設置、可能な限り間隔を空けた座席レイアウト、共用部分の定期的な消毒等）
- ・ 対面指導日等を通所形式で実施する場合は、訓練受講環境について、受講者とのトラブル防止のために事前に伝えておくべき内容があれば、記載してください。（記載例：訓練実施施設に設置しているトイレは和式のみとなります。）

⑮ 就職支援の内容

⑯ 過去に実施した職業訓練に係る就職率

- ・ 「認定様式第14号「過去1年間に実施した求職者支援訓練の就職状況」の「⑰雇用保険適用就職率」欄の就職率と一致させること。なお、「直近〇科分」の注釈をあわせて記載すること。

⑰ 受講申込書の提出先（郵便番号・所在地・電話番号・問い合わせ担当者名）※⑯と提出先が異なる場合のみ記載・提出方法（郵送・持参）

⑱ 誓約書の提出

受講希望者は、選考日の前日までに、e ラーニングコースの受講に当たっての誓約書を提出する必要があること及び提出しない場合の注意事項について、記載してください。

（2）（1）に定めるコース案内その他広告等については、次に掲げる事項を遵守してください。これらに抵触する場合は、認定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

① 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。

（不適当な広告の例）

イ 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。

- ・ 求職者支援制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」の記載自体を禁止するものではないが、就職の実現を目的とした公的な訓練制度であるとの制度趣旨の説明がない又は不明瞭なまま無料受講等ばかりを強調することは不可）

□ 事実に反するもの、説明不足等により誤解を招くもの。

- ・ 「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と記載
- ・ 「誰でも受講可能」「受講すれば誰でも給付支給」と記載
- ・ 「誰でも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と記載
- ・ 自己負担の説明なく「すべて無料」と記載

ハ その他

- ・ 「認定申請中」と記載（認定を受ける前に、受講者募集の広告等を行うことはこれに当たること。）
- ・ 求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施者の宣伝等、直接訓練に関係がない事項の記載
- ・ 訓練実施者の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調（不適当な案内の例）
 - ・ 他で開講されている文化教室等の受講者、受講希望者等全員に対して案内すること。
 - ・ 金銭給付等を条件提示して案内すること（他者（訓練実施者以外のすべて。以下同じ。）を介する場合、他者が金銭給付等する場合を含む。）。
 - ・ 他者に、受講希望者の紹介や募集（広告の形態をとる場合を含む。）を依頼し、集まつた受講希望者の数等に応じて対価を支払う旨約すること又は支払うこと。
 - ・ 訓練実施者等が出した求人に応募した求職者に対して案内すること、受講を条件として訓練実施者等が採用（内定）すること。
 - ・ 職業紹介事業者又は労働者派遣事業を行う者が訓練実施主体である場合において、求職申込者若しくは求職申込みをしようとする者又は登録者若しくは登録しようとする者に対して、自らが実施する求職者支援訓練のみを案内すること（「求職者支援訓練の情報」等の簡潔な解説（任意）及びハローワークインターネットサービス（認定済求職者支援訓練の一覧）のURL（必須）と合わせてであれば、自社実施の求職者支援訓練もある旨情報提供することは差し支えない。）。
- ② 新聞広告、リーフレットなど印刷物による広告は、労働局及び機構支部による事前チェックを受けること。（認定の申請時に当該広告案を添付するものとする。）
- ③ 広告、募集に関して、労働局、ハローワーク又は機構支部が行う指導に従うこと。

（3）厚労省ホームページの二次元コードの掲載について

厚生労働省のホームページは、求職者支援制度等、求職者の方に有益な情報等が掲載されているため、コース案内において、厚生労働省ホームページの二次元コードを掲載する等、有効にご活用ください。

【厚生労働省：求職者支援制度のご案内】



受講者に対する受講オリエンテーション実施概要の作成例

別紙 12

受講者に対する受講オリエンテーション実施概要

- 1 訓練実施施設名 ; ○○○○○ 2 訓練科名 ; ○○○○科
3 実施日 ; 令和 年 月 日 ○時○分～○時○分 4 実施場所 ; ○○○○ (訓練実施場所に同じ) 5 説明者 ; ○○ ○○
6 説明事項 ;

(1) 受講に当たっての規則

- ・受講に当たっての心構えと態度（規律、服装）
- ・受講に必要な要件
- ・出席管理
- ・遅刻・早退・欠席時の取扱と連絡・届出方法
- ・修了の判断基準
- ・資格取得に必要な条件（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、労働安全衛生法第76条第1項の規定に基づく技能講習又は登録日本語教員の資格取得に係る内容のいずれかを実施する訓練の場合）
- ・退校処分の判断基準と手続き
- ・災害等非常時の休講
- ・受講者が故意又は重大な過失により設備又は物品を亡失又は破損した場合の弁償
- ・環境整備（教室の清掃等）
- ・訓練受講時間について（「実施日が特定されていない科目」を受講する場合、訓練受講時間は、受講者がLMSにログインし教材等にアクセスした時間数とする等）
- ・訓練受講時間の重複について（複数の教材を同時に視聴した場合、訓練受講時間として計上されるのは1つの教材のみであること。）
- ・2ユニット目以降の習得度確認テストを受験する場合は、原則として、直前に受験した習得度確認テストの結果通知後に受験すること。

(2) 受講者に対する訓練サービス上の責務（訓練受講や就職支援に関するバックアップ体制）

(3) 訓練の詳細（訓練目標（仕上がり像）、カリキュラム（職場体験・職場見学・職業人講話の具体的な計画を含む）、習得度の評価、補講、訓練スケジュール等）

(4) 安全衛生上の注意事項

- （5）教科書等の購入方法及び自己負担額（受講者が負担する費用を全て明記すること）
- （6）個人情報の取扱
- （7）その他の学習サポート（通所を設定する場合は、訓練終了後の自習その他の学習サポート）
- （8）就職支援
- （9）災害補償制度・損害補償制度の説明
- （10）ハローワークへの来所日
- （11）緊急連絡先の把握
- （12）施設設備の使用方法（放課後の自習）
- （13）喫煙場所
- （14）教室での飲食
- （15）携帯電話の使用について（訓練時間中の使用禁止）
- （16）感染症防止対策の取組み
- （17）手続に関する問合せ等窓口
- （18）ハラスメントの相談窓口
- （19）苦情の相談窓口
- （20）機構支部職員による実施状況確認
- （21）ソーシャルメディア等による情報発信の際の注意
- （22）就職状況の確認について
- （23）オンライン訓練の事前説明（オンライン訓練を実施する場合であって、オリエンテーション時に当該説明を実施する場合に限る。）
- （24）【IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置を希望する申請機関のみ】
ITSSレベル1以上の資格取得者数を把握するため、資格試験に合格した受講者については、訓練実施機関に対して合格書等の写しを提出して頂きたいこと。

- （25）【デザイン分野（WEBデザインの訓練コース）における認定職業訓練実施基本奨励金を希望する申請機関のみ】
WEBデザイン関係資格（別紙15に掲載されている資格）取得者数を把握するため、資格試験に合格した受講者については、訓練実施機関に対して合格書等の写しを提出して頂きたいこと。

※ (12)～(16)は、通所による訓練を実施する場合に説明してください。

※ 本内容は、受講オリエンテーション時に書面又はデータにより受講者に配付すること。

認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金又は情報通信機器奨励金、職場見学等促進奨励金）に係る認定申請時における手続きについて

1 職場見学等奨励金に係る認定申請時における手続きについて

介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、一定の要件を満たす場合に、職場見学等奨励金が支給（1人につき1万円）されます（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開始するコースを対象とした時限措置になります。）。

訓練開始前までの手続きについては、以下のとおりとなりますので、特例措置の適用を受けようとする場合は、遗漏のないようご確認ください。

なお、本紙は、申請時に必要となる手続きに関するご案内ですが、支給要件等の詳細については、管轄労働局にお問い合わせください。

イ 職場見学等奨励金の支給要件

以下の要件を満たした場合、特例措置の対象となります。

(1) 対象訓練期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に訓練を開始した2か月以上の訓練コース
(2) 対象分野	介護・医療・福祉分野
訓練修了後に取得できる資格	①介護職員初任者研修、②介護福祉士実務者研修、③生活援助従事者研修、④居宅介護職員初任者研修のいずれかの資格が取得できること。
(3) 訓練の実施	受講者1名につき2か所以上の職場見学、職場体験、企業実習（以下「職場見学等」とします）のいずれかを実施すること。 ※介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスを実施している施設（事業所）が対象となります。
実施時間	受講者1名につき合計6時間以上実施すること。 ※一か所当たりの時間ではなく、複数箇所の実施合計時間であること。 ※訓練カリキュラム上は、企業実習は6時間以上、訓練時間総合計の20%未満、職場体験及び職場見学は6時間以上36時間以内である必要があります。詳細は、「求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項」確認してください。
(4) 職場見学等実施率	以下の方法により算出した割合（職場見学等実施率）が80%以上であること。 $\text{職場見学等実施率} = \frac{\text{修了者のうち2か所以上職場見学等に出席した者} + \text{中途退校者のうち2か所以上職場見学等に出席した者}}{\text{修了者}} \times 100\%$ 修了者のうち2か所以上職場見学等に出席した者 + 中途退校者のうち2か所以上職場見学等に出席した者 — 修了者のうちやむを得ない理由（インフルエンザに感染した等）により2か所以上職場見学等に出席できなかった者

口 提出書類

原則として、認定申請時に認定申請様式5号の添付書類「職場見学等実施計画書（様式A-51）」（以下「計画書」とします）を機構支部に提出してください。やむを得ない理由により認定申請時の提出が難しい場合は、訓練開始日までに提出することが認められますが、機構支部にあらかじめその旨を連絡してください。

なお、認定申請時点において、やむを得ず未定となる箇所については、「未定」と記載をした上で、職場見学等の実施日までに特例措置の要件を満たす計画書を、機構支部に提出してください。

機構支部において計画書を受け付けた際、機構処理欄に受理日や担当者の署名等を記載して、写しを申請者に交付します。

当該書類は、認定職業訓練実施基本奨励金の支給申請を行う際の添付書類として提出が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、特例措置の適用を受けるためには、本計画書の提出に基づき、要件を満たす訓練を実施する必要があります。また、計画書等を含め、最終的な支給審査は労働局が行いますので、疑義が生じた場合は、労働局にお問い合わせください。

機構支部に提出する年月日
を記載してください。

ハ 計画書の記載例

職場見学等実施計画書(記載例)

提出日： 令和〇年〇月〇日

介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスを実施している施設（事務所）が対象になります。								
No.	サービス種類	事業所名	所在地	連絡先	実施予定日	職場見学、職場体験、企業訪問の日	受入予定人数	備考
A	訪問介護	社会福祉法人〇〇〇〇の里	〇県〇市1-2-3	10-0000	●月●日 ～●月●日	推奨訓練日程計画表（認定様式第6号） に記載した日程を記載してください。	4人	
B	通所介護	社会福祉法人〇〇〇〇苑	〇県〇市4-5-6	受入先の事業所の電話番号を 記載して下さい。			企業実習	4人
C	介護老人福祉施設	医療法人〇〇〇〇デイサービスセンター	〇県〇市7-8-9	000-000-0000	●月●日 ～●月●日	企業実習	未定	
D	生活介護	医療法人〇〇ヘルバーステーション〇〇	〇県〇市3-2-1	000-000-0000	〇月▲日	職場体験	6人	・実施日及び受入人数について変更の可能性あり。
E	就労移行支援	社会福祉法人〇〇グループホーム〇〇	〇県〇市6-5-4	000-000-0000	〇月▲日	職場体験	6人	・実施日及び受入人数について変更の可能性あり。
F	申請時点において「未定」にしている箇所や、職場見学等の実施計画に変更が生じる内容について申請受付期限以降に決定した場合は、事前に機構支部へ電話連絡をした上で、速やかに「求職者支援法に基づく認定職業訓練の変更届出書（様式A-13-1）」と併せて計画書及び変更に伴う認定申請様式を提出して下さい。 詳細の取扱いについては、認定後にご案内する「eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。							
機構処 施設名： 受理日： (※)・本計 実施 ・「サ		・本計画書提出時点で調整中の事項については、「未定」と記載して差し支えありません。ただし、「実施予定日」については日別計画表に記載した日程を記載してください。 ・その他特記すべき事項がある場合は「備考」に記載してください。						

(2021.02)

2 認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金）に係る認定申請時における手続きについて
「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされていることを踏まえ、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金）（受講者1人につき2万円）が支給されます（令和8年度末までに開始するコースが対象となります）。

訓練開始前までの手続きについては、以下のとおりとなりますので、実習促進奨励金を希望する場合は、遗漏のないようご確認ください。

なお、本紙は、申請時に必要となる手続きに関するご案内ですが、支給要件等の詳細については、管轄労働局にお問い合わせください。

イ 実習促進奨励金の支給要件

以下の要件を満たした場合、実習促進奨励金の対象となります。

(1) 対象訓練 期間	令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始した訓練コース（短期・短時間特例訓練を除く）
(2) 対象分野	I T 分野、デザイン分野（WEBデザインの訓練コース）
(3) 訓練の実施	企業実習を10日以上20日以下、かつ、訓練実施日に終日実施すること。
(4) 企業実習 出席率	以下の方法により算出した割合（企業実習出席率）が80%以上であること。 修了者のうち企業実習の実施日における出席率が80%以上の者の数 +中途退校者のうち企業実習の実施日における出席率が80%以上の者の数 = _____ 修了者数 +中途退校者のうち企業実習の実施日における出席率が80%以上の者の数 -修了者のうち、企業実習の実施日における出席率が80%未満である者であつて、やむを得ない理由による欠席を出席として取り扱った場合に、当該率が80%以上となる者の数

□ 提出書類

原則として、認定申請時に認定申請様式5号の添付書類「企業実習実施計画書（様式A-54）」（以下「計画書」とします）を機構支部に提出してください。やむを得ない理由により認定申請時の提出が難しい場合は、訓練開始日までに提出することが認められますが、機構支部にあらかじめその旨を連絡してください。

なお、認定申請時点において、やむを得ず未定となる箇所については、「未定」と記載をした上で、企業実習の実施日までに支給要件を満たす計画書を、機構支部に提出してください。

機構支部において計画書を受け付けた際、機構処理欄に受理日や担当者の署名等を記載して、

写しを申請者に交付します。

当該書類は、認定職業訓練実施奨励金（実習促進奨励金）の支給申請を行う際の添付書類として提出が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、特例措置の適用を受けるためには、本計画書の提出に基づき、要件を満たす訓練を実施する必要があります。また、計画書等を含め、最終的な支給審査は労働局が行いますので、疑義が生じた場合は、労働局にお問い合わせください。

ハ 計画書の記載例

企業実習実施計画書							
■訓練実施機関名 〇〇〇〇 ■訓練料金 〇〇〇〇							■訓練実施機関番号 〇〇〇〇 提出日: 令和〇年〇月〇日
No.	企業実習先の事業所名	所在地	連絡先	実施予定日	実施予定期数	受入予定期数	備考
A	㈱〇〇通信	〇県〇市1-2-3	000-000-0000	8月8日(月)～8月12日(金) 8月15日(月)～8月19日(金) 8月22日(月)～8月26日(金)	15日	4人	
B	〇〇ソリューションズ㈱	〇県〇市4-5-6	000-000-0000	8月8日(月)～8月12日(金) 8月15日(月)～8月19日(金) 8月22日(月)～8月26日(金)	15日	6人	・実施予定期日及び受入予定期数については変更の可能性あり。
C							
D							
E							
F	<p>申請時点において「未定」にしている箇所や、企業実習の実施計画に変更が生じる内容について申請受付期限以降に決定した場合は、事前に機構支部へ電話連絡をした上で、速やかに「求職者支援法に基づく認定職業訓練の変更届出書（様式A-13-1）」と併せて計画書及び変更に伴う認定申請様式を提出して下さい。</p> <p>詳細の取扱いについては、認定後にご案内する「e ラーニングコースを実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。</p>						
機構 施設名: 受理日: (※)本 土							

3 認定職業訓練実施奨励金（情報通信機器奨励金）に係る認定申請時における手続きについて
「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされていることを踏まえ、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施奨励金（情報通信機器奨励金）（訓練実施機関がパソコン等通信機器を受講者に貸与するために要した経費の額（受講者1人につき1月1万5千円を限度とする））が支給されます（令和8年度末までに開始するコースが対象となります）。

訓練開始までの手続きについては、以下のとおりとなりますので、情報通信機器奨励金を希望する場合は、必ずご確認ください。

望する場合は、遺漏のないようご確認ください。

なお、本紙は、申請時に必要となる手続きに関するご案内ですが、最終的な支給審査は労働局が行いますので、支給要件等の詳細については、管轄労働局にお問い合わせください。

イ 情報通信機器奨励金の支給要件

以下の要件を満たした場合、情報通信機器奨励金の対象となります。

(1) 訓練形態	e ラーニングコース
(2) 対象訓練期間	令和4年12月2日から令和9年3月31日までの間に訓練を開始した訓練コース
(3) 対象分野	I T 分野、デザイン分野（WEBデザインの訓練コース）
(4) 通信機器の貸与	当該コースを受講することを容易にするため、訓練実施機関がリース又はレンタル契約等により用意したパソコン等通信機器を受講者に貸与すること（パソコン及びモバイルルータ等の通信端末の双方を受講者に貸与した場合に限る。また、訓練実施機関が所有するパソコン等通信機器を受講者に貸与した場合は、この限りでない。）
(5) 誓約書	訓練実施機関がパソコン等通信機器を受講者に貸与する際は、訓練実施機関と受講者との間で、「貸与品の使用に係る誓約書（様式 A-56）」を取り交わすこと。（誓約書の様式については、「e ラーニングコースを実施するに当たっての留意事項」に添付していること。）

通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施するに当たっての留意事項

e ラーニングコースについて、訓練分野を問わず、通信の方法による訓練を実施することができます。

通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する場合は認定基準のほか、以下の点に留意してください。

1. 通信の方法による訓練（同時双方向型）の定義

通信の方法による訓練の実施については、同時双方向型（テレビ会議システム等を利用し、講師と受講者が映像や音声により、互いにやり取りを行える等の同時かつ双方向で行われるもの）に限ります。

2. 通信の方法による訓練（同時双方向型）の設定

（1）対象分野

全分野で実施可能です。

（2）実施科目

通信の方法による訓練（同時双方向型）で実施可能な科目と実施に制限がある、もしくは実施不可の科目は、下表のとおりです。

同時双方向型により実施可能	同時双方向型により実施不可
80時間算定対象訓練 <ul style="list-style-type: none"> ① 対面指導 ② 職業スキルの訓練期間内で実施する、集団形式で行う就職支援（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）（18時間を上限） ③ 職場見学、職業人講話 ④ 成績考查、修了考查 ⑤ 学科、実技 <p>※実施日が特定されていない科目として実施する職業スキル（学科・実技）だけでは十分な訓練効果が見込まれず、実施日が特定されている科目として実施する必要性がある場合（科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による訓練で実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合等）に限り、実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施することが可能です。</p>	80時間算定対象訓練 <ul style="list-style-type: none"> ① 習得度確認テスト ② 職場体験 ③ 企業実習
80時間算定対象訓練以外 <ul style="list-style-type: none"> ① 開講式、修了式、オリエンテーション ② 就職支援 認定基準に定められている就職支援に関する次の措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 職業相談 ロ 求人情報の提供 ハ 履歴書（職務経歴書）の作成に係る指導 ニ ハローワークが行う就職説明会の周知 ホ ハローワークへの訪問指示 ヘ 求人者に面接するに当たっての指導 ト ジョブ・カードの作成支援 チ その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のための必要な措置 ③ キャリアコンサルティング 	

（3）通信の方法による訓練（同時双方向型）における訓練形態の設定

通信の方法による訓練（同時双方向型）を設定する場合、申請段階で同時双方向型の実施日における訓練形態を以下の①あるいは②のいずれかで設定してください。

- ① 通所による訓練を受講する者と訓練実施施設外で通信の方法による訓練（同時双方向型）を受講する者が混在する形態（以下「混在型」とします）

通信の方法による訓練（同時双方向型）実施日に訓練実施施設へ通所して受講する

ことを可能とする形態です。通所受講を選択した受講者がいる場合は当該日に通信（同時双方向型）の受講者と通所受講者が混在することとなります。

申請にあたっては、混在型で訓練を設定した日は通所訓練日と同様に、教室・実習室等を確保する必要があります。

② 受講者全員が訓練実施施設外で通信の方法による訓練（同時双方向型）を受講する形態（以下「単独型」とします）

通信の方法による訓練（同時双方向型）実施日に全ての受講者が訓練実施施設外から同時双方向型で受講することとし、当該日は訓練実施施設へ通所しての受講を不可とする形態です。

当該日は全ての受講者は訓練実施施設外で訓練を受講するため、単独型の訓練を設定した日については、教室・実習室等を確保する必要はありません。

なお、混在型と単独型を交互に設定することも可能ですが、上記のとおり単独型は受講者に求められる機器等の要件が混在型よりも厳しくなる可能性があることから、事前に十分な確認をお願いします。

③ その他留意点

(イ) 通信の方法による訓練（同時双方向型）における訓練形態の変更について

通信の方法（同時双方向型）により実施可能な科目については、原則として、一度選択した訓練形態を受講者が任意で変更を行うことはできません。ただし、訓練実施機関が訓練形態の変更を認める場合は、事前に受講者と調整を行ったうえで、変更を行うことが可能です。この変更に係る機構支部への連絡等は不要になります。

(ロ) 講師が訓練実施施設外から通信による方法（同時双方向型）で訓練を実施する場合の取扱いについて

実施日が特定されている科目のうち、「職場見学」、「職業人講話」、「80時間算定対象訓練以外（開講式、就職支援、キャリアコンサルティング等）」の科目については、一部要件を満たすことにより、講師が訓練実施施設外から通信による方法（同時双方向型）で訓練を実施することが可能です。詳しくは、「6. 講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。

(4) 通信障害への対応

通信の方法による訓練（同時双方向型）実施日に通信障害が発生した場合、訓練実施施設と受講者側のどちらに起因したものかによって、対応が異なります。

① 訓練実施施設側に起因する場合

訓練実施施設の機器不調や通信回線トラブル等により、受講者全員が訓練を受講できなかった場合は、混在型と単独型のどちらであっても訓練の振替を実施してください。

混在型で通信機器不調が発生したが、通所受講者はそのまま訓練を受講できるケース（訓練施設外への配信ができなくなった場合等）については、振替の対象となるのは通信の方法による訓練（同時双方向型）受講者のみとなります。

長期にわたって機器やインターネット接続環境の不調が続き、復旧が見込めない場合

は、通所受講へ切り替えることが必要となります（単独型で教室等を確保していなければ、新たに教室等を確保してください）が、通所受講への切り替えには受講者全員の同意が必要となります。

訓練を実施できなかった場合については振替を実施することから、訓練日程が変更されることとなり、訓練実施施設と受講者の双方に影響を与えることとなります。

そのため、通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する場合は機器・インターネット接続環境の準備を入念に行なったうえで実施してください。

② 受講者側に起因する場合

受講者が用意した機器の不調や、貸与された機器を受講者の過失により故障させた等により、訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替は必須ではありません。

ただし、長期間にわたり問題が解決しない場合には、訓練実施施設か受講者が新たな機器を整備するか、通所受講へ切り替えを求めることがあります。

なお、単独型については、新たな機器の整備ができず、訓練実施施設が教室を確保していない等により、通所受講へ切り替えることができなければ、当該受講者については訓練の受講ができなくなるおそれがあります。

そのため、単独型の場合は受講者のインターネット接続環境が確実に整備されているかを十分に確認してください。

3. 通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施体制

（1）実施に必要な設備等

通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施に当たり必要な機器・インターネット接続環境は、以下の①～③です。

なお、訓練受講に必要な機器（パソコン等）及びインターネット接続環境（モバイルルーター等）は、訓練実施施設が無償貸与することが望ましいですが、無償貸与ができない場合は、受講者自らが用意するか、訓練実施施設が受講者に対して有償で貸与することとなります。

無償貸与の場合は、機器保険等の費用であっても受講者に負担させることはできません。

また、有償貸与か無償貸与かに関わらず、受講者に明らかな瑕疵がない限り、貸与機器の損壊に対する弁償を求めることはできません。

① 訓練用機器

機器種別は問いませんが、訓練実施に支障が出ない機器を使用してください。パソコンの場合は、目安としてCPUが~~クアッド~~コア以上、メモリが8GB以上であること、そしてOSが訓練実施施設と受講者で同じものを使用することが望ましいです。また、カメラとマイク機能については必須となります。

なお、タブレットやスマートフォンでの受講については、画面サイズが小さいことや、対応ソフトウェア等の理由により、訓練受講に支障があると想定される場合は、受講者にあらかじめ当該機器での受講を認めないと旨を周知してください（後述する「8. 受講

者募集について」を参照してください)。

② ソフトウェア

通信で用いるソフトウェアの種類は問いませんが、インターネットに接続して映像や音声を講師と受講者間の同時双方向で送受信できるものを利用してください。

訓練で用いるソフトウェアについては、訓練実施施設と受講者でバージョンが同じものを使用することが望ましいです。

通信用と訓練用のいずれのソフトウェアも使用許諾契約に基づき、訓練期間中適正に使用できること(体験版の利用は不可)及びサポート対象のものであることが必要です。

③ インターネット接続環境等

インターネット接続環境は、訓練を支障なく実施できる速度が必要となります。(目安としては、上りと下りの双方で実測値が 10Mbps 以上)

なお、通信の方法による訓練(同時双方向型)受講者の受講場所は、原則として受講者の自宅としますが、特段の事情がある場合は、自宅以外での受講を認めます。しかし、不特定多数が利用する公衆無線 LAN (Free Wi-Fi 等) の使用は認められません。

(2) 運営体制の常駐要件について

通信の方法による訓練(同時双方向型)実施日に求められる訓練実施施設での常駐要件については、以下のとおりです。

事務担当者及び就職支援責任者以外は、通所による訓練から変更ありません。

通信の方法による訓練(同時双方向型)実施日			
役職	形態		
1	責任者	常駐不要	
2	事務担当者	受講者が 1 名以上通所により訓練を受講する日については、常時対応できるよう 1 名以上の者が訓練実施施設に常駐することが必要	訓練実施施設での常駐不要(ただし、受講者へ連絡先を事前に提示するなどにより、問い合わせ等に常時対応する必要があること)
3	苦情を処理する者	常駐不要	
4	就職支援責任者	訓練実施日数のうち 50% の日数は、全日、就職支援責任者を務める訓練実施施設で業務を遂行することが必要。	訓練実施施設での常駐不要(ただし、業務を通信の方法(同時双方向型)により実施でき、業務遂行日は常時対応可能な状態である必要があること)
5	講師	同時かつ双方向に行われる通信の方法を用いることを条件に、訓練実施施設外から指導を行うことが可能	

単独型の場合、通信の方法による訓練(同時双方向型)実施日は事務担当者の常駐は不要ですが、実施状況確認の際に事務担当者の在駐にご協力をお願いする場合があります。

(3) サポート体制

事前に事務担当者の連絡先を受講者へ提示し、通信の方法による訓練（同時双方向型）実施中に通信障害等でオンライン接続が遮断された場合は、事務担当者が受講者との連絡や修復のアドバイスを早急に行ってください。また、復旧できずに受講できなくなった者の氏名と日時の記録を必要に応じて残すなど、講師に代わってフォローを行って下さい。

ただし、事務担当者が専門的知識を有していない等、サポートを行うことが難しい場合については、事務担当者を窓口として、専門的知識を有する者とやり取りを行うことが可能です。その場合であっても、事務担当者が受講者とやり取りを行うこととしますが、問題の解決が難しい場合は専門的知識を有する者が、直接受講者と問題解決に係るやり取りを行うことも可能です。

4. 通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施にあたり講ずる措置

(1) 通信の方法による訓練（同時双方向型）の事前説明の実施

通信の方法による訓練（同時双方向型）を開始する前に、事前説明（オンライン接続方法等の説明を含む）を実施してください（実施方法は問わないこと。）※訓練期間中に受講形態の変更を希望する受講者に対し、変更を認める場合も（上記2（3）③参照）、事前説明を実施してください。本説明では、以下の①～⑯（混在型の場合は①～⑰）について受講者へ説明してください。また、説明事項について同意した旨を任意様式の誓約書で提出させてください（メール等による提出も可能であること）。

※ 受講者への説明事項

- ① 訓練受講に係る ID、パスワード及び URL を他人に教えたり、紛失したりするがないように、適切に管理すること。
- ② 不特定多数が利用する公衆無線 LAN (Free Wi-Fi 等) をを利用して訓練を受講しないこと。
- ③ 実施日を定めて実施する科目では、カメラとマイクは原則、常にオンにして訓練を受講（通信回線の負荷を軽減する場合等、担当講師が別途指示した場合を除く）すること。
- ④ 訓練中の画面を録画、録音しないこと。また、SNS 等へ投稿を行わないこと。
- ⑤ 他人の著作物をアップロードする等、著作権や商標権の知的財産権を侵害しないこと。
- ⑥ 訓練実施施設は訓練を受講できなかった者への補講として活用する等の理由で、訓練を録画、録音する可能性があること。
- ⑦ 受講者の顔が映写される可能性があること。
- ⑧ 受講者の名前を口頭で呼ぶこと。
- ⑨ 本人になりすまして受講する不正受講を防止するため、訓練の各時限（コマ）の開始時及び終了時に受講者本人であることを WEB カメラ、個人認証 ID 及びパスワードの入力、メール、電話等により確認すること。
- ⑩ （有償無償を問わず、機器等を貸与する場合）機器等の紛失時、過失による破損時等の取扱いを理解し、機器等の取扱いに留意すること（受講者に修理費用等を請求できるの

は、受講者の機器等の取扱いに明らかな瑕疵があって、必要最小限の費用負担を求める場合に限ります)。

- ⑪ 「訓練日誌（実施様式1）」を各受講者が自宅に持ち帰って作成する場合は、紛失しないように注意すること。
- ⑫ 訓練実施施設起因の機器不調や、インターネット接続環境等に障害が生じて受講者全員が訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替を実施すること。
- ⑬ 受講者起因の機器不調や、インターネット接続環境等に障害が生じて訓練を受講できなかった場合は、訓練の振替が実施されることがあること。
- ⑭ 受講者におけるインターネット接続環境に障害が生じた場合は、訓練実施施設の指示に従い、復旧に向けた協力を行うこと。
- ⑮ 訓練実施中に問題が発生した場合は事務担当者へ連絡を行うこと。
事務担当者を介してやり取りを行っても問題が解決しない際は、専門的知識を有する者に当該受講者の連絡先を示し、受講者へ直接連絡させることがあること。
- ⑯ 原則として、一度選択した受講形態は受講者が任意に変更を行うことはできないこと。

（2）個人情報の扱い

通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施に当たり原則として不要な個人情報を取り扱わないでください。やむを得ず受講者の個人情報を取り扱う場合は、データの暗号化を徹底し、又、漏えい等が生じないようご留意ください。

5. 通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施

通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施は以下の①～⑤の点に注意してください。

- ① 各時限（コマ）の訓練開始前に映像と音声の確認のため、オンラインの接続テストを実施してください。
- ② 本人になりすまして受講する不正受講を防止するため、訓練の各時限（コマ）の開始時及び終了時に受講者本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認し、適切に出席管理を行ってください。
- ③ 受講者のマイクとカメラについてはいずれもオンにした状態で受講することを原則としますが、通信が安定しない等のやむを得ない場合は、負荷を軽減するために映像を一時的にオフにして、音声のみによる実施も認められます。ただし、音声のみの場合でも、受講者と講師が質疑応答を行える環境は整えてください。
- ④ 通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する中で、インターネットを介して画面共有等するテキストについては、独自に作成したテキスト等の著作権侵害に当たらないものを使用してください。

市販テキストを使用する場合、画面共有をすることは著作権侵害に当たりかねないため、講師と受講者の間で同じテキストを手元に置いて訓練を実施すると共に、ホワイトボードの板書等を活用して説明を補足してください。

- ⑤ オンデマンド型の訓練は認められませんが、通信の方法による訓練(同時双方向型)の中で、補助教材、視聴覚教材として使用する程度であって著作権法に抵触しなければ映像教材を使用しても差し支えありません。ただし、映像教材の配信中であっても、講師と受講者間で質疑応答が行える環境を整える必要があります。

6. 講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施するに当たっての留意事項

「学科、実技（※1）」、「対面指導」、「職場見学」、「職業人講話」（通信（同時双方向型）又は通所で実施する場合に限る）、「成績考查（修了考查を含む）」、「80時間算定対象訓練以外（開講式、就職支援、キャリアコンサルティング等）」の科目（※2）については、講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施することが可能です。

なお、受講者が訓練実施施設に通所し、訓練実施施設外にいる講師と通信による方法（同時双方向型）でカリキュラムを実施する場合は、教室にはカメラ及びマイクを設置する必要があります。

- ※1 実施日が特定されていない科目として実施する職業スキル（学科・実技）だけでは十分な訓練効果が見込まれず、実施日が特定されている科目として実施する必要性がある場合（科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による訓練で実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合等）に限る。
- ※2 企業実習及び職場体験は、講師（企業実習先の主担当）が受講者と同じ教室にいない設定は認められないこと。また、通信による方法のみで実施することは認められないこと。

7. 申請書への記載

（1）実施体制等確認表（認定様式第3号）

通信機器を使用して訓練を実施する場合は、「30その他」の「通信の方法による訓練（同時双方向型）を行う場合」の項目に以下の①～④の事項を記入してください。

① 体制等の整備

テレビ会議システムを使用して、講師と受講者が映像、音声により互いにやり取りを行う等の同時双方向型で実施する場合は、○を付してください。

訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合に受講者に迅速に連絡をとれる方法が確保されており、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制が整備されている場合は、○を付してください。

受講時に受講者本人であることをWEBカメラ、個人認証ID及びパスワードの入力、メール、電話等により確認を行う場合は○を付してください。

② インターネット接続環境

訓練で利用するインターネット接続環境の通信速度が訓練実施に十分な速度（目安として上り・下りともに10Mbps以上）である場合は、○を付してください。

③ ソフトウェア

ソフトウェアの使用許諾契約の有無を○で選択してください。

使用するソフトウェアがサポート対象となっている場合は、○を付してください。

④ 講ずる措置

通信の方法による訓練（同時双方向型）を開始する段階で、通所による事前説明（オンライン接続等の方法の説明を含む）を実施することを確認し、○を付してください。

授業開始前にオンラインの接続テストを行うことを確認し、○を付してください。

(2) 訓練カリキュラム（認定様式第5号）

① 「訓練対象者の条件」

通信の方法による訓練（同時双方向型）の受講に当たり、受講者が必要となる機器、インターネット接続環境、パソコンスキル等を記載してください。

② 「受講者の負担する費用」

有償で受講者に機器等を貸与する場合等は、備考欄に金額を記載してください。（様式第8号の「受講者が負担するその他費用」の備考欄と同額の金額を記載してください）

（参考）記載方法について

	訓練対象者の条件（認定様式第5号）	訓練概要（認定様式第5号）	受講者の負担する費用（認定様式第5号、第8号）
PC、モバイルルータの貸与なし	自宅にPC等の情報通信機器を備えている方（その受講に当たり、どのような機器、インターネット接続環境、必要となるのかを記載）	【e ラーニングコース、オンライン対応コース】	訓練受講のための通信費：実費
PC、モバイルルータの貸与あり	有料	- 【e ラーニングコース、オンライン対応コース（PC貸出あり（有料）、モバイルルータ貸出あり（有料））】	・PCレンタル代：〇〇円 ・モバイルルータレンタル代：〇〇円
	無料	- 【e ラーニングコース、オンライン対応コース（PC貸出あり（無料）、モバイルルータ貸出あり（無料））】	-

※モバイルルータを貸与する場合、貸与費用の中に（受講者が）訓練受講のための通信費が含まれます。

れること。

(3) 推奨訓練日程計画表（認定様式第6号）

実施日が特定されている科目で混在型により通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する場合は、該当欄に「○」を記載してください。

実施日が特定されている科目で単独型により通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する場合は、該当欄に「△」を記入してください。

か 月 目	訓 練 内 容	開 講 式 ・ オ リ エ ン テ ー ム	対 面 指 導	通信の方法(同時双方向型) による訓練実施形態が 混在型の場合は「○」を 単独型の場合は「△」を 記入してください。										対 面 指 導	職 場 見 学	対 面 指 導	キャ リ ア コン サ ル テ ィ ン グ	成 績 考 査 ①
				対面指導は1週間に1回(1時間)以上実施すること					対面指導は1週間に1回(1時間)以上実施すること									
②オンライン	○		○	○					○	○				○	○			○
②開始時間	13:00			9:00				9:00					9:00	10:00		10:00	15:00	14:00
②終了時間	14:00			15:00				15:00					15:00	12:00		17:00	18:00	15:00
②-1 ユニットに含めない				1				1					1	2		1	1	

(4) 使用教科書等一覧（受講者が必要とする教科書等）（認定様式第8号）

受講者へパソコン等の機器を有償で貸与する場合は、「2. 受講者が負担するその他費用」欄へ機器ごとに記載してください。その際、金額は「0円」と記入し、備考欄に金額を記入してください。

モバイルルータ等を貸与し、通信費を受講者負担とする場合は、通信機器の備考欄へ通信費の総額を記載してください。（通信機器を貸与せず、受講者にインターネット接続環境を用意させる場合は「通信費」と記載し、備考欄に実費と記入してください）

なお、無償貸与の機器については、当欄へ記載する必要はありません。

認定様式第8号		
使用教科書等一覧（受講者が必要とする教科書等）		
訓練料名：	訓練料名：	訓練料名：
2. 受講者が負担するその他費用		
内容	金額	備考
Photoshop利用料	3,000円	ユニット2（〇月〇日）から使用。月額プラン（1,500円×2か月）
パソコン有償貸与	0円	パソコン5,000円/月×4か月=20,000円
モバイルルータ (通信機器を貸与し、通信費を負担させる場合)	0円	通信費3,500円/月×4か月=14,000円
通信費 (通信機器を貸与せず、受講者が通信環境を整える場合)	0円	実費
合 計	3,000円	

※上記については、教科書以外で受講者の費用負担が発生する全ての内容（職場見学・職場体験・企業実習における交通費等を含む）を記入してください。

8. 受講者募集について

訓練期間中に通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施する場合は、コース案内（別紙12参照）に以下の①～④の事項を記入してください。また、説明会、施設見学会、選考等でも同事項の説明を行ってください。

- ① 通信の方法（同時双方向型）による訓練実施日の通所可否を記載。混在型と単独型のいずれの場合でも、通信障害が多く発生する際は、通所受講へ切り替えてもらう可能性がある旨を記載。
ただし、単独型については、通所受講へ切り替えができない可能性があることから、受講者が新しい機器が整備できなければ受講継続できなくなるケースもあることと、受講者のインターネット接続環境が確実に整備されている必要があることを明記。
- ② 通信の方法による訓練（同時双方向型）に係る情報を記載（例「総訓練時間400時間の内、○○、・・・、△△科目の200時間を同時双方向型により実施」など）。
- ③ 必要機器や推奨環境、使用するソフトウェア及び必要なパソコンスキルを記載。
スマートフォンやタブレット等での受講を認めない場合はその旨を記載。
- ④ 通信の方法による訓練（同時双方向型）で使用するパソコンやモバイルルータ等の貸与可否。貸与を行う場合は有償か無償かを記載し、有償の場合は費用を明示。通信費についても、受講者が負担する場合は金額（実費）を明示。
機器等を受講者に用意させる場合は、用意すべき機器、（ソフトウェアのインストールを求める場合は）必要なソフトウェアの種類、インターネット接続環境等を記載し、必要となる機器等の費用については、受講者負担となる旨を記載。

(別添 1 - 3)

WEBデザイン関係の資格

資格名	
1	W e b クリエイター能力認定試験（エキスパート）
2	I l l u s t r a t o r クリエイター能力認定試験（エキスパート）
3	P h o t o s h o p クリエイター能力認定試験（エキスパート）
4	公益社団法人 全日本能率連盟登録資格 W e b 検定（W e b デザイナー、W e b ディレクター、W e b プロデューサー）
5	CG-ARTS検定（CGクリエイター検定（エキスパート）、W e b デザイナー検定（エキスパート）、画像処理エンジニア検定（エキスパート）、CGエンジニア検定（エキスパート）、マルチメディア検定（エキスパート））
6	アドビ認定プロフェッショナル（P h o t o s h o p 、 I l l u s t r a t o r 、 P r e m i e r e P r o ）
7	ウェブデザイン技能検定 1～3級

DX推進スキル標準対応訓練コースの確認について

「DX推進スキル標準（以下、「DSS」という。）」は、DXを推進する人材の役割や習得すべき知識・スキルを示し、それらを育成の仕組みに結び付けることで、リスキリングの促進、実践的な学びの場の創出、能力・スキルの見える化を実現するため、令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に先立ち策定されました。

デジタル系（IT分野又はデザイン分野のうちWEBデザイン系コース。以下同じ。）の認定申請を行う場合、デジタル系の訓練カリキュラムと、DSSで定めるスキル項目の関係性を明確化するため、以下イ～ニの記入をお願いいたします。（※デジタル系の認定申請を行う場合は必ず提出してください。）

イ 訓練カリキュラム（認定様式第5号）及びDX推進スキル標準対応チェックシート（認定様式第5号添付書類3）の紐づけについて

訓練カリキュラム（認定様式第5号）の「科目の内容」欄に、以下の表に掲載するDSSの学習項目に関連する訓練内容がある場合は、該当する「訓練の内容」を丸で囲み（機構支部が指示する場合については、DX推進スキル標準対応チェックシートとの紐づきが確認できれば「丸」以外の印も可（※1））、認定様式第5号添付書類の「訓練カリキュラムのチェック（✓）」欄に「✓」を記入してください。

※1 文字色の変更や、文字を蛍光ペンで目立たせる等、印以外の記載はご遠慮ください（白黒印刷の場合、紐づきの確認ができない恐れがあるため。）。

ロ 訓練カリキュラム（認定様式第5号）の「訓練概要」欄の記入について

認定様式第5号添付書類のA～Dのカテゴリーのうち、複数カテゴリーの「訓練カリキュラムのチェック（✓）」欄に「✓」が記入されている場合は、訓練概要欄の末尾に【DSS対応】と記載してください。

（※Aのカテゴリーだけに✓が記入される場合、訓練概要欄の末尾に【DSS対応】と記載する必要はありません。）

ハ 認定様式第5号「訓練カリキュラム」の「DX推進スキル標準対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄の記入について

基本奨励金の特例措置の適用を希望する場合は「○」を記載してください。

二 コース案内の記載について

DX推進スキル標準（経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定。）対応の訓練における基本奨励金の特例措置の適用を希望する場合は、DX推進スキル標準対応の訓練コースである旨記載してください。

DX推進スキル標準対応チェックシート

デジタルリテラシーの設定について

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）」において、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようになることが重要であるとされたことから、令和7年4月1日以降に開講する全ての訓練科において、デジタルリテラシーに係る内容を必ずカリキュラムに設定してください。

なお、令和7年4月1日以降に開講する訓練科を申請する場合に、認定申請書類にチェックシートが添付されていない場合やチェックシートが添付されているが、チェックが付いていないなど、デジタルリテラシーを含む内容の設定が確認できない場合は、認定基準を満たしていないことになりますのでご注意ください。

1 カリキュラムへの設定について

訓練受講者が各訓練分野の就職に必要なデジタルリテラシーを身に付けるため、以下①から③に留意した上で、下表の「DXリテラシー標準の項目の一覧」（以下「リテラシー項目一覧」という。）を参考に、デジタルリテラシーに係る訓練内容を設定してください。

- ① 算定対象訓練の時間内で設定してください。
- ② デジタルリテラシーを含むカリキュラムのみで単独の科目を設定することを求めるものではありません。
- ③ パソコン等のデジタル機器の操作の科目を必ず設定する必要はありません。

2 デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシートの作成方法

訓練科を認定申請する際は、認定様式第5号「訓練カリキュラム」の添付書類として、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」（以下「チェックシート」という。）を提出する必要があります。

チェックシートの作成にあたっては、以下の手順により実施してください。

- ① 認定様式第5号「訓練カリキュラム」とリテラシー項目一覧を照らし合わせて、設定した訓練内容が合致する項目番号を確認してください。
- ② リテラシー項目一覧とチェックシートの「デジタルリテラシーを含むカリキュラムの例」を照らし合わせて、チェックシートの該当する項目（番号）のチェック欄にチェックを付けてください。
- ③ チェックシートの「デジタルリテラシーを含む科目名」欄に認定様式第5号

「訓練カリキュラム」の該当する科目名を転記してください。

(職業人講話でデジタルリテラシーに係る内容を実施する場合は、科目名欄に講話のテーマを記載してください。)

- ★ チェックシートに記載されているカリキュラムの例は例示であることから、リテラシー項目一覧に記載されている項目に沿うものであれば、例に記載されていない内容でも差し支えありません。その場合は、チェックシートの「その他」欄にその内容を記載してください。

【表】DXリテラシー標準の項目の一覧

1. 執行実施規則、DXリテラシー標準を適宜参照しつつ、実施する職業訓練のカリキュラム等から習得を目指すスキル項目を確認し、含まれるものに、チェック欄に「✓」を入れ提出すること。

実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の留意事項

職業スキル（学科・実技）については、実施日が特定されていない科目（実施方法：e ラーニング）として実施することを原則としていますが、令和6年4月1日以降に申請する訓練コースより、一定の要件を満たす場合に限り、実施日が特定されている科目（実施方法：通所の方法による訓練）として実施することが可能となりました。実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合は、認定基準のほか、以下の点に留意してください。

※訓練コースの全ての職業スキル（学科・実技）を、実施日が特定されている科目として実施する場合は、e ラーニングコースとして申請できませんので、ご注意ください。

1. 実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の設定要件について

実施日が特定されていない科目として実施する職業スキル（学科・実技）だけでは十分な訓練効果が見込まれず、実施日が特定されている科目として実施する必要性がある場合（科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による訓練で実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合等）に限り、実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施することが可能です。

2. 実施方法について

実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合、当該職業スキル（学科・実技）の科目はユニットに含めることができません。

※実施機関が通所と同等の訓練効果を得ることができると判断する場合については、通信（同時双方向型）の方法で実施することも可能です。

3. 実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合の受講要件について

実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合、受講者は当該職業スキル（学科・実技）の科目が計画された日の直前のユニットの習得度確認テストを終了している場合に限り、当該職業スキル（学科・実技）の科目を受講することが可能となります。そのため、実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合は、事前に受講者に対して、受講要件がある旨、必ず周知してください。

（注意）

実施日が特定されている科目（職業スキル（学科・実技））を実施する日時までに、受講要件を満たしていない受講者がいる場合、当該職業スキル（学科・実技）の出席管理については「欠席扱い」となりますので、ご注意ください。

4. 訓練時間等の設定方法について

実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する場合は、認定様式第6号において「時間割表」を作成してください。なお、計画するすべての日は、同一の開始・終了時刻を原則とします（※申請する訓練コースについて、同じ日時に複数の科目を計画することは認められません）。

訓練時間の設定に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ① 実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する日は、訓練時間外に最低1時間以上、質疑応答ができる講師（助手を含む。）の支援体制を設ける必要があります。
- ② 実施日が特定されている科目として職業スキル（学科・実技）を実施する日は、訓練時間外に自習用に利用できる教室等を、また、訓練カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合は自習用に利用できるパソコン利用時間を、日々の訓練時間外に最低1時間以上設けて頂く必要があります。
- ③ 実施日が特定されている科目、質疑応答の実施時間及び時間外のパソコン利用時間は、原則として9時から22時までの時間内に設定してください。（質疑応答の時間と時間外のパソコン利用時間は重複しても構いません。）
- ④ 実施日が特定されている科目的訓練時間数の算定において、50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1単位とする場合は1時間と算定して差し支えありません。ただし、労働安全衛生法等に定める技能講習を訓練に設定する場合など、別に法令等の定めがある場合にはその定めに従って60分を1時間としてください。

5. 認定様式の記載方法について

（1）認定様式第3号（実施体制等確認表）

通所の訓練を実施する場合は、⑦～⑯の設備を訓練実施施設に整備する必要がありますので、ご注意ください。

（2）認定様式第5号（訓練カリキュラム）

①【訓練科名】欄

- ・通所割合が20%以下の訓練については、訓練科名の末尾に「(e ラーニングA)」を追記してください。
- ・通所割合が20%を超える訓練については、訓練科名の末尾に「(e ラーニングB)」を追記してください。

②【訓練概要】欄

- ・総訓練時間のうち、80時間算定対象訓練の科目を通所訓練として設定する場合は、末尾に【通所割合●%】と記載してください。なお、通所割合が1%未満、又は80時間算定対象訓練以外の科目のみを通所訓練として設定する場合、【訓練概要】欄の末尾に【通所あり】と記載してください。

※【通所割合●%】と【通所あり】の両方を記載する必要はないこと。

(3) 認定様式第6号（推奨訓練日程計画表）

- ① 【②実施日が特定されている科目【通所又は同時双方向型により受講】】欄
・通所等で実施する科目を記載してください。

② 【②オンライン】欄
・職業スキル（学科・実技）について、混在型により実施する場合は「○」、単独型により実施する場合は「△」を記載してください。

③ 【②開始時間】欄
・実施日が特定されている科目が複数ある日については、1日の中で最初の開始時間を記載してください。

④ 【②終了時間】欄
・実施日が特定されている科目が複数ある日については、1日の中で最後の終了時間を記載してください。

⑤【時間割表】欄

実施日が特定されている科目（職業スキル（学科・実技））の時間割を作成してください。

時間割表（通所を設定する場合のみ）

区分	受講時間
1限目	9：00～9：50
2限目	10：00～10：50
3限目	11：00～11：50
4限目	13：00～13：50
5限目	14：00～14：50
6限目	15：00～15：50
質疑応答	16：00～17：00

6. 運営体制の常駐要件について

通所訓練の実施日に求められる訓練実施施設での常駐要件については、以下のとおりです。通信の方法による訓練（同時双方向型）の実施日に求められる訓練実施施設での常駐要件は別紙 14「通信の方法による訓練（同時双方向型）を実施するに当たっての留意事項」をご確認ください。

通所訓練の実施日		
1	責任者	常駐不要
2	事務担当者	常駐必要
3	苦情を処理する者	常駐不要
4	就職支援責任者	訓練実施日数のうち50%の日数は、全日、就職支援責任者を務める訓練実施施設で業務を遂行することが必要。
5	講師	同時かつ双方向に行われる通信の方法を用いることを条件に、訓練実施施設外から指導を行うことが可能

7. 受講者募集について

通所の訓練を実施する場合は、コース案内（別紙 11 参照）に以下の事項を記載してください。また、説明会、施設見学会、オリエンテーション等でも同事項の説明を行ってください。

通所の訓練を実施する場合は、通所で実施する科目名及び日数を記載してください。

（例：訓練実施施設に通所して実施する科目：表計算、通所訓練日：〇日）

求職者支援訓練に係るカリキュラムの作成に当たっての留意事項

求職者支援訓練は、特定求職者の方ができる限り早期に安定した職業生活に移行できるように、必要な技能及びこれに関する知識(以下「技能等」という。)を習得するために行うものです。

そのため、求職者支援訓練の訓練内容は、以下の点に留意して作成するようお願いします。

1 求職者支援訓練の種類・内容

求職者支援訓練の種類及び内容は、以下のとおりです。

なお、以下の基礎コース及び実践コースにおいて、子育て中の方を対象にした「託児サービス付き訓練」「託児サービス対応訓練」、在職中の方等を対象(対象者の条件は基礎コースのみ)にした「短時間訓練」の設定ができます。

訓練の種類	訓練の内容
基礎訓練 (基礎コース)	専ら就職に必要な基礎的な技能等を付与するための職業訓練。 社会人経験の少ない者や短期間での就職を目指す特定求職者等に対し、社会人としての基礎的な能力を習得するための講習や短期間で習得できる技能及びそれに関する知識(以下「職業スキル」という。)を付与する。
職場復帰支援 コース	基礎コースのうち、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む)又は看護師若しくは准看護師の資格を有する者の職場復帰支援に係る内容を含む職業訓練。
実践訓練 (実践コース)	基礎的な技能等並びに実践的な技能等を付与するための職業訓練。 就職希望職種が定まっている特定求職者に対し、基礎的な職業スキルに加えて、就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する。
e ラーニング コース	実践コースのうち、実施日が特定されていない科目を含む職業訓練

2 求職者支援訓練の訓練分野

基礎コース及び実践コースには、訓練分野を設けています。申請する訓練科の訓練内容や訓練修了後に就職を想定する職業・職種により判断します。

分野	基礎 コース	実践 コース	主な職業・職種
00 基礎分野	○	×	※基礎分野は実践コースで設定できません。基礎分野の訓練内容は、多くの職種に共通する職務遂行のための基本的な技能等を付与する内容としています(詳細は後述のとおり。)。
02 I T 分野 ^(注1)	○	○	WEB系ソフトウェア開発技術者、ソフトウェアプログラマー、サーバー管理者、システム管理者、社内システムエンジニア、情報セキュリティ技術者、データベース管理者、ネットワーク技術者、ゲームクリエーター
03 営業・販売・ 事務分野	○	○	総務事務員、経理事務員、営業事務員(営業アシスタント)、貿易事務員、OA事務員(OAオペレーター) ^(注2) 、小売店販売員、医薬品・化粧品販売店員、生命保険営業員、不動産営業員
04 医療事務分野	○	○	医療事務員、調剤薬局事務員、歯科助手
05 介護・医療・ 福祉分野	○	○	※職場復帰支援コースは当該分野を選択してください。 施設介護員、訪問介護員、看護助手、保育補助者(職場復帰支援コースにおいては、保育士又は看護師若しくは准看護師)
06 農業分野	○	○	農耕作業員、養畜作業員、植木職、造園師
07 林業分野	○	○	伐木・造材・集材作業員
08 旅行・観光分野	○	○	旅行会社カウンター係、旅館・ホテル接客係、ツアーコンダクター、旅行・観光ガイド

分野	基礎 コース	実践 コース	主な職業・職種
09 警備・保安分野	○	○	施設警備員、道路交通誘導員、雜踏警備員
10 クリエート (企画・創作) 分野	○	○	広告ディレクター、イベントプランナー
11 デザイン分野	○	○	グラフィックデザイナー、WEBクリエイター、WEBデザイナー、フラワーデザイナー、ドレスメーカー、洋裁師、リフオーマー(衣服)、パターンナー
12 輸送サービス 分野	○	○	甲板員、バスガイド、フォークリフト運転作業員、陸上荷役・運搬作業員、自動車整備工
13 エコ分野	○	○	労働安全衛生技術者、環境衛生技術者、機械解体処理工、太陽光発電装置据付作業員
14 調理分野	○	○	調理人、パン・菓子製造工
15 電気関連分野	○	○	電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子回路用コンデンサ組立工、電気機械器具修理工、電気配線工事作業員
16 機械関連分野	○	○	汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工、プラスチック製品製造工、CADオペレーター(機械製図)
17 金属関連分野	○	○	金属プレス工、鉄工、製缶工、板金工、金属溶接・溶断工
18 建設関連分野	○	○	測量士、インテリアコーディネーター、木工、家具体、表具師、住宅塗装工、CADオペレーター(建築製図)、建設用機械車両運転工、型枠工、鉄筋工、建築大工、左官工、配管工
19 理容・美容関連分野	○	○	着付師、エステティシャン、ネイリスト
20 その他の分野	○	○	02 IT分野から 19 理容・美容関連分野に属さない職業・職種 パソコンインストラクター、プライダルコーディネーター、マンション管理人、ビル管理員、トリマー、ビル施設管理者、ビル・建物清掃員

注1 IT分野はシステムエンジニアやプログラマー等、システムの分析・設計やプログラムの設計・作成などの仕事に従事することを希望する者を対象とし、JavaやVBA等言語を用いたプログラミングやネットワーク構築に係る技能等を付与する教科を主体とした訓練内容が該当します。

したがって、次のような教科を主体とした訓練内容はIT分野ではなく、それぞれ適切な分野において申請してください。

主体としたカリキュラム	訓練分野
ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトやWEBページ作成ソフトを用いた基礎的な技能等	基礎分野
WEB制作ソフト(イラストレーター・フォトショップ・ドリームウィーバー等)を用いたWEBのデザインに係る技能等	デザイン分野

注2 OA事務員とは、パソコンを用いた事務処理を主な仕事とする職業を想定しています。当該職業への就職を想定するカリキュラムには、オフィスソフトの操作能力を付与する技能等だけではなく、それらの能力を活かす実際の仕事に則した作業(例:報告書、議事録、営業資料、データ集計、勤怠管理、備品管理等)ができるようになる技能等を付与する内容を必ず設定してください。

3 設定する訓練内容

「基礎コース」と「実践コース」において、それぞれ設定する訓練内容があります。

訓練内容	訓練時間数（月数）	
	基礎コース	実践コース
①職業能力開発講習	最初の1か月 目に設定する 場合 ・100時間以上（1か月） 最初の1か月 目に限らず設 定する場合 ・終日合計20 日	-
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職業能力開発講習は、ビジネステクニック、ビジネスヒューマン、就職活動計画、職業生活設計の4項目で構成し、それぞれ以下の時間数により行い、原則、最初の1か月（100時間以上）の期間で設定してください。ただし、職業に必要な基礎的な能力を効果的に向上させるうえで、最初の1か月目に限らず実施することが望ましい場合には、訓練期間中のいずれかの時期に終日合計20日設定してください。 <p>【必須項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネステクニック 18時間以上 ・ビジネスヒューマン 12時間以上 ・就職活動計画 18時間以上 ・職業生活設計 12時間以上 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実践コースにおいては、職業能力開発講習の設定ができません。 		
②職業スキル	1～3か月	2～6か月
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職業スキルについて、基礎分野は②-1を設定し、基礎分野以外の分野は②-2を必須とし、②-1は必要に応じて設定してください。 ➤ カリキュラムには、必ず学科及び実技を設定してください。また、パソコンを使用しない訓練であっても、演習（技能の習得を目的とした科目）を主とする科目は実技としてください。 ➤ カリキュラムには、安全衛生上に関する内容を科目または科目の内容に必ず設定してください。 		
②-1 多くの職業・職種に共通する職務遂行のための基礎的な技能等	必要時間	必要時間
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトの基本操作、WEB制作ソフトによるWEBページ作成・管理の基礎、基本的な会計知識（簿記3級程度）等のカリキュラムを想定しています。 		
②-2 就職を想定する職業・職種における職務遂行のための実践的な技能等	必要時間 基礎分野 設定不可	必要時間
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 就職を想定する職業・職種に関する職務（作業）に応じたカリキュラム（以下、当該カリキュラムの学科及び実技を総称して「専門科目」、実技を「専門実技」という。）を設定してください。 ➤ 専門科目の訓練時間数の合計が訓練時間総合計（職業能力開発講習及び企業実習の時間数を除く。）の50%以上、かつ専門実技の訓練時間数の合計が訓練時間総合計（職業能力開発講習及び企業実習の時間数を除く。）の30%以上としてください。 ➤ 基礎コースの基礎分野においては、専門科目の設定ができません。 		
③職場見学、職場体験、職業人講話	6～36時間	6～36時間
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職場見学または職場体験は、訓練内容や就職を想定する職業・職種に関連する内容とし、業務内容の説明や質疑応答が行えるようなものとしてください（一般公開されている工場やイベント等の社会見学は認められません。）。 ➤ 原則、職場見学先及び職場体験先は、訓練内容に関連する事業を行っており、受け入れる体制が整備されている機関において実施してください。ただし、就職に資することを目的に行うため、その内容は受講者の職業人としての意識を醸成するものとしてください。 ➤ 基礎コースの職場見学等は、①職業能力開発講習と②職業スキルの全体の範囲で6～36時間としてください。 ➤ 企業実習を設定している場合には、職場見学等を設定しているものとみなし、任意設定（上限36時間）とします。 		
④企業実習	任意設定 基礎分野 設定不可	任意設定
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業実習の内容は、学科・実技で習得した主な技能等の全般を実際の職場で実践するものとしてください。 ➤ 基礎コースの基礎分野においては、企業実習が設定できません。 ➤ 企業実習の訓練時間数は下限を6時間以上、上限を訓練時間総合計（基礎コースにおいては職業能力開発講習の訓練時間数を除く。）の20%未満としてください。 ➤ ※実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースの場合、上限（20%未満）についてはこの限りではないこと。 		

➤ その他、企業実習の留意事項は「企業実習を設定するに当たっての留意事項」をご覧ください。		
⑤就職支援 ➤ 職業スキルの訓練期間内で行う認定基準に定められた就職支援に関する措置（職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等）について、集団形式で行う場合には、18時間を上限に設定することができます。	任意設定 18時間 まで	任意設定 18時間 まで

4 設定できない訓練内容

求職者支援訓練で設定できない訓練内容は次のとおりです。

設定できない訓練内容
①社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの(就職との直接的な関連性が乏しいもの) ・職業能力の開発・向上に関連しないもの ・就職との関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの(例：普通自動車の運転免許、料理等のカルチャー教室、外国語入門) ・職業能力のごく一部を開発・向上するにすぎないもの、通常の就職に当たって必要ないもの(例：体力増強)
②当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの ・属人的な要素が強く職業訓練になじまないもの(例：心理カウンセラー、芸術家、起業家養成)
③法令に基づく資格等に関するものその他の特定求職者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの ・業務独占又は業務独占的資格の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために6か月を超えるコース設定が必要なもの(例：理容師、美容師) ・当該資格の社会的認知度が総じて低いもの ・法令に基づく資格であって、当該資格の取得に必要な試験に合格する数があらかじめ限られており、かつ相当程度少ないもの(例：弁護士) ・特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの(例：カイロプラクティック、整体等) ・特定の資格を既に有する者のみを対象として当該資格と同等以上の技能及びこれに関する知識の習得を目的とするもの。 ※ただし、職場復帰支援コースは除く。(例：普通自動車第1種免許取得者を対象とした普通自動車第2種免許の教習)
④その他の特定求職者の就職に資する職業訓練として適当でないと認められるもの ・受講に当たり特別な能力を必要とすることにより受講対象者が極めて限定されるもの(例：ゴルフのレッスンプロを養成する訓練) ・他者に対し侵襲性の高い行為を実施するもの。

5 その他のカリキュラムの作成上の留意点

- (1) 基礎コースの訓練時間は1か月につき100時間以上であり、かつ、1日につき原則として5時間以上6時間以下として計画してください。
ただし、短時間訓練については、訓練時間は1か月につき80時間以上100時間未満であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下として計画してください。
実践コースの訓練時間は1か月につき80時間以上であり、かつ1日につき原則として3時間以上6時間以下として計画してください。
- (2) 習得度の評価のための成績考查（中間考查・修了考查）は訓練時間に含めることとして差し支えありません。
- (3) 訓練期間中に行う①開講式、修了式、オリエンテーション、②個々の受講者に対する就職支援、③キャリアコンサルティング、④公共職業安定所への来所日は、訓練時間として算定しません。
- (4) 資格等の関係から当該職業に係る訓練科(又は訓練内容)を設定できない場合があります。(例：ヘアメイクやメイクアップ等の美容師の業務独占資格に係る実技は、当該技能を習得しても、資格がないままでは業として美容行為を行うことができないため。)
- (5) エステティック、ネイル、化粧品販売等における実技において、相モデル（受講者が実技を行う側と受けける側に分かれて実施すること）により行うことができるるのは次の要件をすべて満たす場合に限ります。
 - ①コース案内等に相モデルで訓練を実施することを明示すること。
 - ②応募者に対して選考時に相モデルで訓練を実施した際のリスク（薬品によるアレルギー等）及び当機構に

- おける実技の実施状況確認があり得ることを説明し、応募者から同意を得ること。
- ③一部の受講者が欠席した場合に他の受講者が訓練を実施できないことがないよう体制を整備すること。
- ④訓練内容にかかわらず当機構が行う実施状況確認を受けること。

6 カリキュラム作成の手順、カリキュラム作成

「カリキュラム作成ナビ」として掲載している資料をご参考ください。

URL : https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

7 その他

当機構において、カリキュラム作成のご相談を承っておりますので、ご不明な点がありましたら最寄りの都道府県支部にご用命ください。

企業実習を設定するに当たっての留意事項

企業実習を設定する場合は、認定基準のほか、以下の点に留意して計画してください。

1 目的

企業実習は、学科及び実技で習得した就職を想定する職業・職種における職務遂行のための実践的な技能等を実際の職場において実践することにより、それらの能力を定着・向上させることを目的として実施するものです。

2 実施主体

企業実習は、原則、就職を想定する職業・職種の労働者が従事している外部の企業の職場において実施してください。

なお、訓練実施機関が訓練内容に関連する事業を行っており、受入体制が整っている場合には、訓練実施機関自らの職場を企業実習先に設定することもできます。

3 科目の内容

- (1) 企業実習の内容は、就職を想定する職業・職種に関する学科及び実技（専門科目）で習得した技能等の全般を実際の職場で実践するものとしてください。
- (2) 企業実習は目標を達成するために必要な最小限の時間数とし、同じ作業を不必要に繰り返す内容は設定しないでください。
- (3) 実技に設定されていない内容や長い期間経験しなければ体得できない能力を養成する内容は設定しないでください。
- (4) 企業実習は企業実習先の企業と受講者の間に雇用関係がなく、かつ「訓練」として実施するものなので、訓練時間中は職場における指導内容に熟知した企業実習先の従業員等が講師として常時指導や助言を行うこととし、単なる「労働」となることのないよう留意してください。
- (5) 企業実習の科目名は、実技の科目名と統一した作業名を用いるなど、実技科目との密接な関連性を有することを明確にしてください。
- (6) 企業実習の初期段階で、実習内容や職場環境等に応じた安全衛生上の注意点を説明する時間を設けてください。また、実習中は受講者の安全衛生に十分配慮してください。
- (7) 企業実習先の事業所によって（受講者によって）実習内容が異なる場合は、その点を受講希望者が納得した上で受講申し込みができるよう、コース案内等によってその旨を周知してください。
- (8) 看護師若しくは准看護師を対象とした職場復帰支援コースで企業実習を実施する場合、他者に対し侵襲性の高い注射等の訓練は設定しないでください。

4 訓練時間数

- (1) 企業実習の時間数は、下限を6時間以上、上限を訓練時間総合計（基礎コースにおいては、職業能力開発講習の訓練時間数を除く。）の20%未満（法令等の基準により企業実習の必須時間が定められている場合を除く。）として設定してください。
※実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースの場合、上限（20%未満）についてはこの限りではないこと。
- (2) 企業実習で設定する個々の科目的訓練時間数は、関連する各実技科目的時間数以下としてください。
- (3) 企業実習の時間の合計はすべての受講者が同時間数としてください。

5 実施時期等

- (1) 企業実習はその実習に必要な技能等を十分に習得した後の時期に設定してください。したがいまして、一般的には、訓練期間の後半に設定することが想定されます。
- (2) 企業実習を実施する時間帯は、実習実施企業の事情（営業時間等）を踏まえ、学科及び実技と異なる時間帯で設定することも可能です。その場合、コース案内への掲載や選考時の説明により受講希望者に対して事前にその旨を周知してください。

(3) 複数の実習企業に分かれて実施する場合でも、原則として全ての受講者が同じ日程で企業実習を行ってください。

【参考】企業実習と職場体験の違い

企業実習と職場体験の主な違いは、次のとおりです。

	企業実習	職場体験
目的	技能等の定着・向上	啓発的経験により勤労観、職業観を深める
内容	講師の監督の下、専門科目で習得した技能等を実際の職場で実践する。	職場において、訓練内容に関する軽微な作業を体験する。
実施場所での管理	企業実習先の企業	訓練実施機関
実施時期	訓練期間の後半	訓練期間中の任意の時期
時間数	下限は6時間以上 上限は訓練時間総合計（基礎コースにおいては、職業能力開発講習の訓練時間数を除く。）の20%未満 ※実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースの場合、上限（20%未満）についてはこの限りではないこと。	6 時間以上 36 時間以内

e ラーニングコースを設定するに当たっての留意事項

e ラーニングコースを設定する場合は、認定基準のほか、以下の点に留意して計画してください。
※基礎コースでは、e ラーニングコースの実施はできません。

1 e ラーニングコースについて

配慮を必要とする特定求職者等に限定して行う e ラーニングコースについては、2か月以上6か月以下の適切な期間で訓練を設定することができます。

2 設定する訓練内容

e ラーニングコースで設定する訓練内容は以下のとおりです。（訓練形態、訓練期間の下限が2か月となった以外は、通常の実践コースの訓練内容から変更はありません）

訓練内容	訓練期間
<p>①職業スキル</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 職業スキルについては、②-2を必須とし、②-1は必要に応じて設定してください。➢ カリキュラムには、必ず学科及び実技を設定してください。また、パソコンを使用しない訓練であっても、演習（技能の習得を目的とした科目）を主とする科目は実技としてください。➢ カリキュラムには、安全衛生上に関する内容を科目または科目の内容に必ず設定してください。 <p>(※) 科目内容の難易度等を踏まえ、通所の方法による実施の方が科目内容の習得度が高くなる場合や受講者の受講継続のモチベーション維持に資する場合は、当該科目を通所又は通信（同時双方向型）により実施が可能です。</p>	2か月～ 6か月
<p>②-1 多くの職業・職種に共通する職務遂行のための基礎的な技能等</p> <ul style="list-style-type: none">➢ ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーション用ソフト、データベースソフトのオフィスソフトの基本操作、WEB制作ソフトによるWEBページ作成・管理の基礎、基本的な会計知識（簿記3級程度）等のカリキュラムを想定しています。	必要時間
<p>②-2 就職を想定する職業・職種における職務遂行のための実践的な技能等</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 就職を想定する職業・職種に関する職務（作業）に応じたカリキュラム（以下、当該カリキュラムの学科及び実技を総称して「専門科目」、実技を「専門実技」という。）を設定してください。➢ 専門科目の訓練時間数の合計が訓練時間総合計（職業能力開発講習及び企業実習の時間数を除く。）の50%以上、かつ専門実技の訓練時間数の合計が訓練時間総合計（職業能力開発講習及び企業実習の時間数を除く。）の30%以上としてください。	必要時間
<p>③職場見学、職場体験、職業人講話（※）</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 職場見学または職場体験は、訓練内容や就職を想定する職業・職種に関連する内容とし、業務内容の説明や質疑応答が行えるようなものとしてください（一般公開されている工場等の社会見学は原則として認められません。）。➢ 原則、職場見学先及び職場体験先は、訓練内容に関連する事業を行っており、受け入れる体制が整備されている機関において実施してください。ただし、就職に資することを目的に行うため、その内容は受講者の職業人としての意識を醸成するものとしてください。➢ 企業実習を設定している場合には、職場見学等を設定しているものとみなし、任意設定（上限36時間）とします。 <p>(※) 職場体験は通所の方法のみ実施可能です。 職場見学は通信（同時双方向型）又は通所の方法により実施可能となります。 職業人講話はe ラーニング形式、通信（同時双方向型）及び通所の方法により実施が可能です。ただし、e ラーニング形式で実施をする場合は、映像の提供及び別途メール等で受講者からの質問に対応できる体制をとってください。</p>	6～36 時間

<p>④企業実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業実習の内容は、学科・実技で習得した主な技能等の全般を実際の職場で実践するものとしてください。 ➢ 企業実習の訓練時間数は下限を6時間以上、上限を訓練時間総合計の訓練時間数を除く。) の20%未満としてください。 ➢ ※実習促進奨励金の特例措置の適用を希望する訓練コースの場合、上限(20%未満)についてはこの限りではないこと。 ➢ その他、企業実習の留意事項は「企業実習を設定するに当たっての留意事項」をご覧ください。 	任意設定
<p>⑤就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職業スキルの訓練期間内で行う認定基準に定められた就職支援に関する措置(職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導等)について、集団形式(通信(同時双方向型)又は通所)で行う場合には、18時間の上限を設定することができます。 	任意設定 18時間まで

3 その他のカリキュラムの作成上の留意点

- (1) 訓練時間は1か月につき80時間以上として計画してください。
- (2) ユニットの設定について
 - ①訓練カリキュラムについて、受講に1週間程度の期間を要する分量で、かつ、その内容に関連性が認められる内容ごとに「ユニット」を設定し、ユニットごとの受講時間を規定してください。また、複数の支給単位期間にまたがるユニットの設定は認められません。
 - ②支給単位期間の日数が28日以上である支給単位期間については最低4つ以上、支給単位期間の日数が14日以上27日以下である支給単位期間については最低2つ以上のユニットを設定してください。
 - ③職業人講話をeラーニングにより実施する場合は、ユニット規定時間に含めることはできません。
- (3) 習得度確認テストの実施について
 - ①各ユニットの受講終了ごとに、システム上で習得度確認テストを実施してください。
 - ②当該テストにおける正答率が3回連続して8割に満たない場合には、訓練実施機関は当該受講者を退校処分としてください。
 - ③習得度確認テストは、各ユニットの受講終了後に1回のみ実施することとし、追試は行わないでください。
- (4) 対面指導について
 - ①1週間に1回以上、対面による個別指導を行ってください。

(例) 11月1日(月)に開講する訓練科の場合、
11月1日(月)～11月7日(日)の間に対面指導1回目を実施
11月8日(月)～11月14日(日)の間に対面指導2回目を実施
 - ②1回あたり1時間以上実施してください。この際の時間数の算定については、50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間と算定して差し支えありません。
 - ③対面指導は、各受講者に個別に行なうことが原則ですが、最大で3名同時に実施することが可能です。
 - ④対面指導は、習得度確認テストの結果を踏まえて理解が不十分と思われる内容への指導や、個々の受講者からの質問への回答等、訓練受講に係る習熟度を高める内容としてください。
 - ⑤対面指導は通所又はオンライン(同時双方向型)により実施してください。
 - ⑥指導日時は、あらかじめ推奨訓練日程計画表(認定様式第6号)で定めることとしますが、当該日時に対面指導が実施できない受講者については、訓練実施機関と受講者本人が調整の上、翌週の実施予定日時までに実施をしてください。
- (5) 対面指導、習得度確認テスト、習得度の評価のための成績考査(中間考査・修了考査)は訓練時間に含めることとして差し支えありません。なお、成績考査を課題制作や教科書の問題を解く等の実技として訓練に組み込みたい場合は、当該時間(作業時間)を訓練時間として下さい。
- (6) 訓練期間中に行う①開講式、修了式、オリエンテーション、②個々の受講者に対する就職支援、③キャリアコンサルティング、④公共職業安定所への来所日は、訓練時間として算定しません。
- (7) 資格等の関係から当該職業に係る訓練科(又は訓練内容)を設定できない場合があります。(例:ヘアメイクやメイクアップ等の美容師の業務独占資格に係る実技は、当該技能を習得しても、資格がないままでは業として美容行為を行うことができないため。)